

日本ジェンダー研究

第 15 号

論 文

- 公立学校教職員間セクシュアル・ハラスメント防止対策の問題点
—相談者保護・被害者救済の視点を— 前 田 敬 子
- 白雪姫の固定観念を覆す—グリム童話のジェンダー学的解釈 野 口 芳 子
- 経済的選好の性差：経済学と心理学の出会い 川 口 章
- ボランティア活動参加とジェンダー 塚 本 利 幸
- 中国大躍進運動前後の農村託児所
—保母を中心とした乳幼児の受け入れ態勢に関する黒竜江省の事例— 横 山 政 子
- 日本の「女性アイドル」の「女性週刊誌」における表象 田 島 悠 来
- 女性研究者が抱える問題と有効な支援策
—インタビュー調査の分析より— 松 並 知 子

書 評

- 増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』
(二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011 年 3 月刊) 吉 川 佳英子
- 藤井和佐著『農村女性の社会学—地域づくりの男女共同参画』
(昭和堂、2011 年 5 月刊) 富士谷 あつ子
- 多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活—仕事の家庭のはざまで—』
(ミネルヴァ書房、2011 年 10 月刊) 香 川 孝 三
- 野口芳子著『卒論を楽しもう—グリム童話で書く人文科学系論文—』
(武庫川女子大学出版部、2012 年 3 月刊) 谷 口 秀 子
- 日本ジェンダー学会会則
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程

日本ジェンダー学会

2012

目 次

論 文

公立学校教職員間セクシュアル・ハラスメント防止対策の問題点 —相談者保護・被害者救済の視点を—	前 田 敬 子	1
白雪姫の固定観念を覆す—グリム童話のジェンダー学的解釈	野 口 芳 子	27
経済的選好の性差：経済学と心理学の出会い	川 口 章	43
ボランティア活動参加とジェンダー	塚 本 利 幸	65
中国大躍進運動前後の農村託児所 —保母を中心とした乳幼児の受け入れ態勢に関する黒竜江省の事例—	横 山 政 子	81
日本の「女性アイドル」の「女性週刊誌」における表象	田 島 悠 来	97
女性研究者が抱える問題と有効な支援策 —インタビュー調査の分析より—	松 並 知 子	113

書 評

増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』 (二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011年3月刊)	吉 川 佳英子	129
藤井和佐著『農村女性の社会学—地域づくりの男女共同参画』 (昭和堂、2011年5月刊)	富士谷 あつ子	131
多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活—仕事の家庭のはざまで—』 (ミネルヴァ書房、2011年10月刊)	香 川 孝 三	133
野口芳子著『卒論を楽しもう—グリム童話で書く人文科学系論文—』 (武庫川女子大学出版部、2012年3月刊)	谷 口 秀 子	137
日本ジェンダー学会会則.....		139
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程.....		142

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol.15 2012

CONTENTS

Articles

- Problems of measures to prevent sexual harassment for teachers in public schools
— The needs to ensure the protection and help of the victim —
..... Keiko Maeda 1
- Eine Subversive Ansicht zu konventionellen Vorstellungen über das Märchen *Schneewittchen*
—Eine Interpretation der Grimmschen Märchen aus der Perspektive der Gender Studies —
..... Yoshiko Noguchi 27
- Gender differences in preferences: Economics encounters psychology
..... Akira Kawaguchi 43
- Participation in volunteer activity and gender
..... Toshiyuki Tsukamoto 65
- Childcare nurseries in farming villages in China around the period of “Great Leap Forward” - Case
example relating to the preparations for acceptance of infants and young children centered in
childcare nurses in Hei Long Jiang Province
..... Masako Yokoyama 81
- The representation of Japanese ‘Female Idols’ in ‘Weekly Women Magazine’
..... Yuki Tajima 97
- The barriers against women researchers and the effective measures for supporting them: Interviews
in a Japanese university
..... Tomoko Matsunami 113

Problems of Measures to Prevent Sexual Harassment for Teachers in Public Schools

— The Need to Ensure the Protection and Help of the Victim —

Keiko Maeda
(Jin-ai Women's College)

The Law on Securing Equal Opportunity and Treatment between Men and Women in Employment applies to public school teachers. Under existing law, employers are obliged to prevent sexual harassment and to take concrete measures after sexual harassment has occurred. If the problem in public schools goes into litigation, it is a point of issue whether each prefectural board of education takes appropriate measures or not.

The law was revised in 2006. However, many prefectural boards of education have not reviewed the measures after they established guidelines for preventing sexual harassment in 1999. Therefore many guidelines for public school teachers are not based on the existing law.

The author investigated to what extent the guidelines made by 47 prefectural boards of education satisfy the existing laws. Moreover, the author set up a list and found three problems with the guidelines.

In the first place, the guidelines miss the purpose of improving the work environment. Although the guidelines tend to focus on preventing sexual harassment only to students, they should also protect teachers in public schools. Furthermore, it is not enough to punish the wrongdoer; it is also necessary to protect and support the victim and to improve the work environment.

Secondly, they are apt to ignore the feelings of the victim of harassment. In some cases the school principal or other teachers were informed of what the victim had talked about, and confidential information was passed on to them too, leading to hardship for the victim.

Thirdly, the victim's side of the story is often neglected when the victim and the wrongdoer remember things differently. This is also against the spirit of the law.

According to some precedents here in Japan, whether the employer or the person in charge took sufficient measures or not to protect and help the victim is often taken into account.

Guidelines for public school teachers should also include the viewpoint of protecting and supporting the victim. The Law on Securing Equal Opportunity and Treatment between Men and Women in Employment consists of nine articles. The articles are not separate but interconnected. Above all, it is very significant that the law makes the employers implement measures to prevent recurrence of sexual harassments even if the employers cannot ascertain what actually happened. If the employers not only ascertain the facts but also try to prevent recurrence, the feeling of the victim will be respected and the work environment will be improved.

Each prefectural board of education should remake the guidelines which contain all nine articles of the

law, because the purpose is to continually improve the work environment through applying the nine articles of the law. Also they should keep improving both the guidelines and the consulting system of sexual harassment for teachers in public schools in light of the lessons learned from past experiences.

公立学校教職員間セクシュアル・ハラスメント防止対策の問題点

— 相談者保護・被害者救済の視点を —

前 田 敬 子
(仁愛女子短期大学)

1. はじめに ～均等法に基づかない公立学校の対策～

公立学校教職員のセクシュアル・ハラスメント（以下「SH」）防止のための指針等¹⁾は文部省（当時）の通知により1999年ごろ全国一斉に策定された。更に、2006年改正の男女雇用機会均等法（以下「均等法」）第11条第2項に基づき、厚生労働大臣が「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置」²⁾（以下「講ずべき措置」³⁾）を示し、事業主（公立学校の場合は教育委員会）に次の内容を義務付けた。

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない。

(1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

イ 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容及び職場におけるセクシュアルハラスメントがあつてはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

ロ 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

(2) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

イ 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定めること。

ロ イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また相談窓口においては、職場におけるセクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。

(3) 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

イ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

ロ イにより、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置及び被害を受けた労働者（以下「被害者」という。）に対する措置をそれぞれ適正に行うこと。

ハ 改めて職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること。

(4) (1)～(3)までの措置と併せて講ずべき措置

- イ 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該セクシュアルハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。
- ロ 労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントに関し相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

だが、2006年の均等法改正に伴う公立学校教職員 SH 防止のための指針等の見直しに関しては、文部科学省から各都道府県教育委員会（以下「各都道府県教委」）に指示が下りなかった。そのため、公立学校教職員にとって最も身近な拠り所である各都道府県教委策定の教職員の SH 防止のための指針は、上記「講ずべき措置」の項目と整合していない。

教職員の SH 防止を含む先行研究には、2005年にスクール SH を中心にしたものが一件あるが⁴⁾、2006年に改正された均等法との関連を調査した例は見当たらない。本稿では、1999年当時、各都道府県教委が一斉に公立学校教職員の SH 防止のための指針等を策定した経緯をふまえ、現段階における記載内容と「講ずべき措置」の整合性を調査し、課題を明らかにすることを目的とする。それは、単に措置項目を含むか否かの検討に留まらず、SH 防止対策が永続的に改善に向かう性質のものか否かを浮き彫りにする意義をもつ。

2. 各都道府県教委の指針等策定の背景

文部省（当時）は、1997年男女雇用均等法（以下「均等法」）の改正を受け、1999年3月30日「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」で国立学校等の長の責務を明らかにし、次いで同年4月12日「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」を文部省教育助成局地方課長通知として各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主管課長あてに送付した。その通知は、均等法（当時）第21条に基づき「公立学校における教職員について性的な言動に起因する問題に関して事業主が行うべき配慮は、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う義務を有するものであること」と公立学校教員間 SH 防止が各都道府県教委の義務であることを明示し、労働省告示「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」に基づき「『事業主の方針の明確化及びその周知・啓発』については、学校を設置する地方公共団体の教育委員会において方針を定め、その周知、啓発を図ること」と各都道府県教委に防止方針の周知を呼び掛けている。国立学校の教職員に、均等法（当時）第21条の適用除外となる国家公務員の SH の防止及び排除のための措置等を規定した「人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について」⁵⁾に基づく「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を示した文部省（当時）は、次いで、公立学校の教職員に対しても、各都道府県教委の方で指針等を定め、周知・啓発しておくように伝えたのだ⁶⁾。

指針等が策定された当時は、「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」が均等法や労働省告示を引きつつ雇用管理上の「配慮」を義務付ける通り、公立学校教職員

の事業主である各都道府県教委は「配慮」の義務を負うにすぎなかった。しかし、2006年に改正された均等法第11条第2項に基づいて「講ずべき措置」が示されて後は、事業主即ち教育委員会に「措置」の義務が求められるようになった。

指針等も、2006年の均等法改正以前には「適正な職場管理が確保されるよう」⁷⁾ 人事院10-10が示され、「教育委員会において方針を定め、その周知・啓発を図ること」⁸⁾ と、その策定が文部省(当時)から求められていても「配慮」義務にすぎず、仮に指針等が存在しない場合でも、それだけでは重要な落ち度と言えなかった。しかし、2006年均等法改正後は、「事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」が講ずべき措置項目に掲げられ、SH防止のための指針等の重要性は増した。しかも、講ずべき措置の小項目9つのうち4項目が「周知・啓発」を求めるものであるため⁹⁾、それらすべてを文書以外の方法で周知・啓発するとしたら、至難の業と言える。

現在、全国の公立学校教職員SH防止のための指針等の質は様々ではない。作られた当初の形を留めている場合は、人事院規則に準じた長所を備えてはいるが、現行均等法に基づく講ずべき措置を反映してはいない。施行後、現在までに別の指針等に作り変えられた場合は、人事院規則にも現行均等法にも基づいていないことがある。このような状況にも関わらず、問題が表面化した場合には実際の措置と均等法に基づく講ずべき措置との整合性が問われるのだから、大きな矛盾を公立学校SH防止対策は抱えている。

3. 調査方法と先行研究

調査は2010年6月、各都道府県教育委員会に指針等や研修に使用するパンフレット類の郵送を依頼して行った。教委HPで指針等が公開されている場合はプリントアウトした後、不明な点は電話で確認した。1県を除く46都道府県から集まった指針・要綱等の名称一覧が表1である。均等法との整合性等、調査結果は小冊子¹⁰⁾にまとめ、各都道府県教委にフィードバックすると同時に訂正や意見を募った。

冒頭にも掲げた「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容」として厚生労働大臣が定めた「講ずべき措置」の小項目9つと各都道府県教委が実際に施行する指針等との整合性を示したものが表2である。表の記号の見方は下欄に示す。表内の空欄は指針等に示されていないことを示す。横軸には9項目の他、指針等の性格を分析する上で筆者が必要と判断した関連項目¹¹⁾を併せて記載した。以下、指針等の問題点を整理する。

4. 調査結果～各都道府県教委策定の公立学校指針等の問題点～

「公立学校教職員SHのための指針等」の問題点は、まず大きな点としては、均等法との関連を明記せず、均等法違反に関しても無頓着な点であろう。

1) 均等法との関連を示さない点

表2「均等法の関連記載」の項目に示す通り、教育委員会策定の指針等で2006年の均等法改正との関連を明記するのは、北から神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県の4県のみである¹²⁾。表3

《表1》 各都道府県から送付された資料一覧（ ）内は施行年

都道府県名	文部省通知により作られたおぼしき指針・要綱の名称（カッコ内は施行年）。または現在、セクハラ防止周知啓発の基盤となっている資料	周知のための資料など
北海道	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針」（1999・2007）「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針」の運用について」「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」	
青森県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」（1999）「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用」（1999）「セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項」（1999）「苦情相談がなされた場合の処理マニュアル」（1999）	
岩手県	「学校におけるわいせつ・セクハラ行為防止のためのガイドライン」（2009）	
宮城県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」（1999・2005・2007）「セクシュアル・ハラスメント防止等に関する指針」	
秋田県	「公立小中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止に関する指針」「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」（1999）「セクシャル・ハラスメント防止対策について 教育委員会が雇用管理上及び児童生徒の保護上、配慮すべき事項」（1999）	
山形県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等について」（1999）	・リーフレット「STOPセクハラ」
福島県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」（1999・2008）	
茨城県	冊子「学校におけるセクシュアル・ハラスメント～その理解と防止のために～」（2001）	
栃木県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメント撲滅のための基本方針」（1999）	・冊子「～セクハラのない勤務環境をつくろう～あなたも主役に」 ・「職員の服務規律の確保について」（2008） ・冊子「本県教職員の不祥事の撲滅を目指して」（2008）
群馬県	「教職員の皆さんへ 学校におけるセクシュアルハラスメントの未然防止のために」（1998）	
埼玉県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」（1999・2008）「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の運用について（1999・2008）「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について」「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項について」	・冊子「セクシュアル・ハラスメントの防止のために」
千葉県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する要綱」（1999・2000・2002・2003・2004）	
東京都	「都立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」（1999・2006・2008）	
神奈川県	「神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」（1999・2005・2008・2010）	・パンフレット「セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために」（2007・2010） ・冊子「STOP！ザ・スクール・セクハラ」（2009）

都道府 県名	文部省通知により作られたおぼしき指針・要綱の名称 (カッコ内は施行年)。または現在、セクハラ防止周知 啓発の基盤となっている資料	周知のための資料など
新潟県	冊子「セクハラ防止ハンドブック」(1999)	・教職員の綱紀の保持及び服務 規律の確保のための指針(2009) ・教職員の綱紀の保持及び服務 規律の確保について (2009)
富山県		・リーフレット「セクシュアル・ ハラスメントの防止のため に」(1999) ・リーフレット「子どもたちの 安全を守るために」(2005)
石川県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等のために公立学 校職員が認識すべき事項についての指針」(1999)「セク シュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに 当たり留意すべき事項についての指針」(1999)	
福井県	「ハラスメントの防止に関する指針」(2010)	
山梨県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため の要綱」(2001)「セクシュアル・ハラスメントをなくす ために職員が認識すべき事項についての指針」「セクシュ アル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり 留意すべき事項についての指針」	・冊子「信頼される教職員であ るために遵守すべき事柄」
長野県	「職場等におけるセクシュアルハラスメント防止要綱」 (1999)	・冊子「なくそうスクール・セ クハラ！」(2008)
岐阜県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する基本方 針」(1999)	
静岡県	「教職員のわいせつ行為の根絶について」(2003)	・研修資料「傷つけてはならな い子どもの心」(2003) ・リーフレット「セクシュアル・ハ ラスメント相談窓口のお知らせ」 ・リーフレット「セクシュアル・ ハラスメントで困っていたら」
	通知「セクシュアル・ハラスメント及びわいせつ行為の 根絶に係る留意点」(2009)	・研修資料「信頼にこたえる～ 不祥事根絶のために～」(2010) ・リーフレット「セクシュアル・ ハラスメントのない職場を」 ・リーフレット「セクシュアル・ ハラスメント パワー・ハラ スメントについて」
愛知県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」 (1999・2002・2007)「セクシュアル・ハラスメントを なくすために職員が認識すべき事項についての指針」「セ クシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応する に当たり留意すべき事項についてのマニュアル」	
三重県	冊子「セクシュアル・ハラスメントのない職場・学校を めざして その理解と防止のために」(2001)	
滋賀県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関す る指針」(1999)	・冊子「セクシュアルハラスメ ントのない職場・学校にする ために」(2000)
京都府	「京都府立学校ハラスメントの防止に関する要綱」 (1999・2010)	

都道府 県名	文部省通知により作られたおぼしき指針・要綱の名称 (カッコ内は施行年)。または現在、セクハラ防止周知 啓発の基盤となっている資料	周知のための資料など
大阪府	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び 対応に関する指針～セクシュアル・ハラスメントのない 快適な職場づくりに向けて～」(1999)「教職員による児 童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のた めに～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指 針～」(1999・2008)	
兵庫県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関 する指針」(1999・2010)	
奈良県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」 (1999・2003・2008) 「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針の 運用について」(1999・2003・2005・2006・2008)	・リーフレット「みんなですすめ よう セクシュアル・ハラスメ ントのない快適な職場づくり!」
和歌山県	「セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」(1999)	
鳥取県	「鳥取県教育委員会セクシュアル・ハラスメント防止要 綱」(2000・2001・2002・2003・2004・2007・2008)	
鳥根県	「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認 識すべき事項についての指針」(2000)	・冊子「セクハラと子どもの人 権」(2000)
岡山県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等 に関する要綱」(1999)通知「職場におけるセクシュアル・ ハラスメントの防止等に関する要綱の運用について」 (1999)	
広島県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する基本方 針」(1999)	
山口県	「セクシュアル・ハラスメントを防止するために」(1999)	
徳島県	「セクシュアル・ハラスメントの防止について」(1999)	・リーフレット「セクシャルハ ラスメント・パワーハラスメ ントの防止に向けて」
香川県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等 に関する方針」(1999)	・冊子「わいせつ・セクハラ事 例集(2009)」 ・研修用資料冊子「信頼される 教師をめざして」(2008)
愛媛県	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止な どに関する要綱(2000)」「セクシュアル・ハラスメントを なくすために職員が認識すべき事項についての指針」「セ クシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応する に当たり留意すべき事項についての指針」「セクシュア ル・ハラスメント相談員設置要綱」(2000)	
高知県	冊子「信頼される学校づくりのために～不祥事防止にむ けて」(2009)	・「学校からセクシャル・ハラス メントをなくすために(セク シュアル・ハラスメント防止 マニュアル)」(2005) ・パンフレット「セクシュアル・ ハラスメントをなくすため に」(2005)
福岡県	「セクシュアル・ハラスメントの防止についての指針」 「セクシュアル・ハラスメント防止のための運用マニ ュアル」(1999・2007)	・リーフレット「働きやすい職 場をめざして」(2009)

都道府県名	文部省通知により作られたおぼしき指針・要綱の名称（カッコ内は施行年）。または現在、セクハラ防止周知啓発の基盤となっている資料	周知のための資料など
佐賀県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」（1999）	・パンフレット「セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場を」 ・パンフレット「STOP！Harassment」（2009）
長崎県	「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用について」（2000）	
熊本県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する取組について」（1999）	・パンフレット「セクシュアル・ハラスメントをなくすために」（2002） ・通知「平成22年度セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメント外部相談員について」（2010）
大分県	「大分県立学校職員ハラスメント防止要綱」（1999・2006・2009）	
宮崎県	「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」（1999・2001・2004）「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用について」（1999）「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」「セクシュアル・ハラスメントに関わる校内研修の報告及び計画について」（2010）	・冊子「信頼される教職員をめざして」（2008）
鹿児島県	「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止等のための指針」（1999）	・冊子「セクハラ防止のためのしおり」（1999）
沖縄県	「沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程」（1999）	・パンフレット「セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場を」

《表2》 各都道府県の周知啓発資料が9項目を満たしているか
塗りつぶしは均等法によれば「周知」の義務あり

都道府県名	①セクハラの内容	①「職場」を明確化した方針	均等法の関連記載	原因背景（対等に見ないこと）	②懲戒	③相談窓口明確化	④相談に適切な対応	⑤事後の事実確認	⑥事実確認後の相談社への対応	⑦事実確認できなくても再発防止策	⑧プライバシー保護	⑨不利益な取り扱い禁止	誹謗中傷させない
北海道	○	○	97	○	△	○	○	○	○	△▲	○	○	○
青森	○	○		○	△	○	○	○	○		○	○	○
秋田	◎				△	○	○	○			○		
岩手	○			○	◎								
宮城	○	○		○	△	○	△	△		▲	○	○	
山形	○	○	97	○	△	○	△	△		△	○	○	
福島	○	○		○	△	○	○	△	○	△▲	○	○	

都道府県名	①セクハラの内容	①「職場」を明確化した方針	均等法の関連記載	原因背景 (対等に見ないこと)	②懲戒	③相談窓口明確化	④相談に適切な対応	⑤事後の事実確認	⑥事実確認後の相談 社への対応	⑦事実確認できなくとも再発防止策	⑧プライバシー保護	⑨不利益な取り扱い 禁止	誹謗中傷させない
茨城	○		97			○					○		
栃木	○	○	97		△	○	△	△	◎		○		
群馬	○		97		△	○							
長野	△	○			◎	○	△	△	○		○	○	
新潟	○	○	97	○	△	○	○	△	△▲		○	△	
埼玉	○	○		○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○
山梨	○	○		○	△	○	○	○	○	△▲	○	○	
千葉	△	○			△	○	○		◎	△	○	△	
東京	△					○	△	△	◎	△	○	○	
神奈川	◎	◎	97・06	○	△	○	○	△		△▲	○	△	
静岡	◎				○	○	○	○		(○)	○	△	
愛知	○	◎	06	○	△	○	○	○	◎○	△▲	○	△	
三重	○	○	97	○	△	○	○		◎		○	△	
富山	○			○		○					○		
石川	○			○	△		○	○	○	△▲	○		
福井	○				△	○	○	○		▲	○	○	○
岐阜	○		97	○	△	○	○				○	○	○
滋賀	○	○	97	○	△	○	△	△	▲		○	○	
奈良	○	○				○	△	△	△		○	△	○
和歌山	○			○			△	△	◇				
京都	△	○	人事院	○	△	○	○	△	▲		○	△	○
大阪	△	○	※ 97		△	○	○	○	◎○	△▲	○	△	
鳥取	△	○			△	○	△	△	▲		○		
島根	○			○	△								
兵庫	△	◎	97・06	◎	△		○	○	◇	(○)	○	○	
岡山	△	○				○	○	△	▲			○	○
広島		○	97				△	△	△		○	△	
山口	○	○	97	○	△	○	△						
香川	◎	○	97	○	◎	○	○	○	○	△▲	○	○	○
徳島	△	○	97	○	△	○					○		
高知	◎		97	○	△	○	○	○	▲		○		
愛媛	○	○	97	○	△	○	○	○	△▲		○	○	
福岡	◎	◎	97・06	○	△	○	○	○	◎○	△	(○)	○	○
佐賀	○	○		○	△	○	△	△	◇		○	○	
長崎	○			○		○	○	○	○	△	○	○	○

都道府県名	①セクハラの内容	①「職場」を明確化した方針	均等法の関連記載	原因背景 (対等に見ないこと)	②懲戒	③相談窓口明確化	④相談に適切な対応	⑤事後の事実確認	⑥事実確認後の相談 社への対応	⑦事実確認できなくとも再発防止策	⑧プライバシー保護	⑨不利益な取り扱い 禁止	誹謗中傷させない
大分	△	○			△	○	△	△				○	
熊本	○	○	97	○	△	○	○	○	○	△▲		○	○
宮崎	◎	○	97	○	△	○	○	○	◎○	△▲		○	○
鹿児島	○	○	97・人事院	○	△	○	○	○		▲		○	○
沖縄	○	○		○	△	○	△	△	◎			○	○

注：

- (1) 各都道府県教育委員会から寄せられた資料は、《表1》の通りで多寡の差がある。方針の周知・啓発のための資料は、「指針・要綱」のみではないと判断し、届いた資料のすべてを参照して《表2》を作成した。言い換えれば、あくまでも《表1》の資料から作成したものであるため、もし、他にも資料が存在するならば異なる結果になったであろう。
- (2) 厚生労働大臣が示した講ずべき措置の項目は①～⑨で示したが、均等法との関連記載や原因となる認識についての記載など、若干項目を加えた。

項目ごとの記載に関する説明

①内容について

◎：SH言動を、具体的場面を挙げて事件の経緯をたどる例で示すもの

○：SH言動を、一行程度の具体例を列挙して示すもの

△：SH言動を、総括的抽象的な表現で示すもの

①方針について

◎：2006年の均等法改正と指針等の関連を明記したもの

○：均等法との関連を明記しないまでも、事業主の義務を明らかにした職場のSH防止であり、児童生徒に対するSH防止と混同していないもの

均等法との関連記載

97：1997年改正について書かれているもの

06：2006年改正について書かれているもの

人事院：人事院10-10について書かれているもの

原因背景（対等に見ないこと）

○：「異性を（特に男性が女性を）対等な職場仲間と見ていないこと、性の対象として見る傾向があること」をSHの原因として表現するもの

②懲戒規定

◎：どの程度のSHがどの程度の懲戒に相当するのかを、指針等紙面上で明記するもの

○：SHが不祥事として「不祥事根絶」のため資料に含まれ、「懲戒処分の公表基準」等が示してあるもの

△：指針等に根拠となる法が挙げられているが、その法が一般には公開されていないか、または、法の文面が抽象的であり、懲戒の程度が具体的に伝わらないもの

③相談窓口の明確化

○：どこに相談すればよいかを明確に示すもの

△：明確でないもの

空欄：記述が無いもの。ただし、教育相談課等のリーフレットなど、届けられた資料の他に記載されている可能性もある

④相談に適切な対応 及び ⑤事後の事実確認

○：マニュアルが書かれているもの

△：簡素な表現に留まるもの ただし、相談窓口及び事実確認それぞれについて、内部資料として用意されている可能性がある。

⑥事実確認後の相談者への対応

「相談者（被害者）が尊重されるか否か」を中心に検討した。

左欄には相談者を尊重する表現、右欄には人事労務対策、即ち管理する側の表現を示した。

◎：相談や事実確認の過程で、相談者の意向を確認することを明記するもの

○：相談者の相談に対する回答（報告）を明記するもの

▲：相談者を「指導・助言」として表現するもの

△：被害者と加害者の配置転換など、人事上の措置について書かれているもの

◇：「適正な措置」という抽象的で簡素な表現に留まるもの

⑦事実確認できなくても再発防止策

◎：事実が確認できない場合でも、再発防止のための対策を示しているもの

○：事実が確認できない場合でも、何らかの対策をとることが、文脈から読み取れるもの

⑧プライバシー保護

○：プライバシーの保護について書かれているもの

⑨不利益な取り扱い禁止

○：相談者（被害者）をはじめ関係者等に不利益が生じないようにと書かれているもの

△：相談者（被害者）に不利益が生じないようにと書かれているもの

誹謗中傷させない

○：誹謗中傷させないことが書かれているもの

《表3》 均等法との関連記載

	都道府県数	割合	備考
均等法の内容や均等法との関連を説明している	4	9%	2回の改正を説明3県、2006年の改正を説明1県
1997年のみ説明している	19	40%	2006年改正について文部省通知はなかった
人事院規則を挙げている	1	2%	挙げているものは2あるが、うち1は上と重複
全く均等法との関連を説明していない	23	49%	うち10は均等法の影が薄い
	47		

に示す通り、47都道府県の約半数は均等法との関連を全く記載せず、約4割は1997年改正のみ記載し2006年改正については記載していない。これは文部科学省が2006年改正に伴う指針等の見直しに関して各都道府県教委に通知しなかったためでもある。2006年の改正によって、女性差別禁止から男女双方に対する差別の禁止になり、男性に対するSHも防止対象とされた。文部科学省がこの改正に際して通知を出さなかったのは、地方公務員法により公務員には男女差が無いと、特別な見直しは不要との判断がはたらいたためであろう。しかし、2006年の改正内容を雇用する側から見たとき、特に重要であったのは、SH防止と対処の措置が事業主の義務となり、講ずべき措置の具体的内容が厚生労働大臣によって示されることであったのだ。ただ、具体的な措置内容が示された時期は、均等法改正決定の4か月も後であった。均等法改正は2006年

6月に決まり、講ずべき措置の内容が示されたのは同年10月である¹³⁾。この時間的なずれも、各都道府県教委の対応を鈍らせた要因の一つかもしれない。

均等法を認識していないばかりか、過去に策定し、確かに存在していた指針等を完全に忘れ去った県もある。富山県については、届いたチラシ2枚の記載をもとに表2の該当箇所印を付けたが、過去の調査では存在していた¹⁴⁾ものが今は存在せず、「探したけれども見つからない」との回答であった。

福井県も2000年に策定した指針の存在を完全に忘れ去っていた。県議会一般質問を受けて2010年6月、SH防止のための指針を作ることに決めた¹⁵⁾。しかし、その策定作業中に行方不明だった旧指針が発見された¹⁶⁾ため、県教委は、教員間SHとパワハラ、教員と児童生徒の間のSHを一つにまとめた新指針を発表した。新指針施行と同時に旧指針は廃止との回答を得たが、結果として旧指針と新指針の連続性は有耶無耶になった。新指針は、旧指針や均等法との関連も記さず「～なければなりません」¹⁷⁾の記述が目立つ、不祥事防止に傾いた指針である。旧指針が備えていた人事院規則10-10の性質も薄れ、講ずべき措置項目の含み方も不完全である。この一連の経緯は、初代指針策定時の意図や改正均等法の効用を捉えきれない日本各地の状況を、まさに象徴する出来事に思われる。

調査期間中、最後まで指針等が存在しなかったのは結果として富山県1県であったが、郵送依頼の返答が無く電話で問い合わせを始めた頃には「うちの県はこれまで全く問題が起こっていないので指針の必要性を感じません」「前任者が引き継ぎをしなかったので私は知りません」などの声が複数の都道府県教委の担当者から聞かされた。公立学校教職員を含む地方公務員にも均等法が適用され¹⁸⁾、SH防止の方針を周知するのは教育委員会の義務であるのに、肝腎の担当者にその自覚が無く、指針不存在に関する危機意識も無かった。

2) 均等法違反（指針が無い場合や不十分な場合）の罰則に無関心である点

公立学校教職員には均等法第11条が適用されるにも関わらず、教育委員会が公立学校教職員に向けて発信するSH防止のための指針等には「講ずべき措置」項目が不完全である。防止措置としても事後の対処措置としても均等法に整合しない¹⁹⁾。

指針等が無い場合や指針等が存在しても均等法と整合性をもたない場合の罰則は何か。均等法第11条は「必要な措置を講じなければならない」とするのみで違反した場合の制裁を定めていない。民間の企業の場合は、均等法第29条に基づいて厚生労働大臣が違反した事業主に是正勧告を行い、更に、事業主が厚生労働大臣の是正勧告に従わなかったときには第30条に基づき企業名を公表することが制裁に当たる。しかし、公立学校は民間企業の類ではないため同様の制裁は無い。

では、訴訟に発展した場合はどのようなであろうか。裁判の判例を概観すると、公立学校の例ではないが、津地裁平成9年11月5日の判例²⁰⁾や広島高裁平成16年9月2日の判例²¹⁾等は、事件の未然防止策が不十分であるとして職場環境整備に関する義務違反の責任が問われた例である。特に後者は、事業主の雇用管理上講ずべき措置が一通りなされていても、当の事例に関して実質的な抑止力をもたなかったことが問題とされており、注目に値する。公的機関の例では、横浜地裁平成16年7月8日の判例²²⁾、東京地裁平成18年7月26日の判例²³⁾等がある。それぞれ

市と国の責任が問われたものだが、前者では相談対処のあり方が問題化され、後者では臨時職員も含めた職場環境整備が問われた例である。

事業主の職場環境配慮義務の内容は、事件発生前の防止義務と事件発生後の対処義務に分けられるが、防止義務として、教育委員会が仮にSH防止の方針等を指針等の文書にまとめていなかったり、まとめていても内容が現行均等法と一致していなかったりした場合、訴訟に及んで後に、SH防止の周知・啓発を過去に遡ってまで立証してみせることは極めて困難である。また、仮に指針等による周知・啓発が一通り行われていたとしても、上記、広島高裁や横浜地裁の例に見るように相談対処等も含めて、被害者や相談者を含む職場の環境整備に充分に実効性をもつ対処であったかが問われる。このような状況の中、各都道府県教委が、SH防止のための指針等を改正均等法に基づく「講ずべき措置」を含む形に整え、平生から周知しておくことは、もはや不可欠である。

指針等が均等法との関連を明記しないだけでなく、その内容が均等法に基づいていないために生じる問題は、以下3点にまとめられる。

第一は、教職員の「職場環境整備の目的」を見失っている点である。本来、公立学校教職員SH防止のための指針は、すべての職員が性差別に悩まされることなく能力を十全に発揮できる職場環境整備が目的である。これは、労働者の権利を守る均等法の大前提や、講ずべき措置「(1)事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」に関わる内容である。

第二は、「相談の実効性」への疑念である。実効性とは、管理者側にとっての実効性でなく、職場で不具合を感じている職員（相談者）にとっての実効性である。具体的には相談者の意向が尊重される相談システムか否かという体制の質を問うものである。この点は講ずべき措置「(2)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」に関連する。

第三は、「双方の言い分が食い違う場合の対処」が不明な点である。各都道府県教委の指針等で「(SHの)事実が確認できなかった場合」の対処を明記するものはほとんど存在しないが、講ずべき措置「(3)職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応」には「ハ 職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実を確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること」とあり「同様」とは「改めて職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること」を指している。

これら3点の問題は、互いに繋がり合う関係にあり、改善に努めれば連動して職場環境全体を向上させていくことが期待される。

1) 労働者の職場環境整備という方針の明確性 ～認識の底上げか、加害者排除か～

公立学校教職員SH防止のための指針等には「職場環境を守る」目的を見失った例が少なくない。児童生徒を対象とするSH防止指針等も確かに必要であるが、均等法の趣旨、職場環境整備というねらいに照らすと、それを満たすものではない。岩手県教育委員会から寄せられた資料²⁴⁾に「学校におけるわいせつ・セクハラ行為は、教職員間あるいは教職員と保護者の間で発生することもあります。『加害者が教職員、被害者が児童生徒』である場合がほとんどです」とあるように、「学校のSH」と聞いて多くの人が真っ先に思い浮かべるのは児童生徒の被害なのかもしれない。しかし、教職員間の事件は極めて表面化しにくい傾向をもつものと推測される。

また、教職員の SH が「(飲酒等と並ぶ) 教職員の不祥事防止」に吸収され加害者処分主義に傾いた例²⁵⁾ も少なくない。加害者の処分は避けて通れないにしても、均等法の趣旨が労働環境整備ならば、加害者排除だけでは充分と言えない。加えて、処分主義の裏では「処分されなければ許される範囲」の意識が生まれ、環境全体の質的向上からは遠ざかる。現行均等法第 11 条第 2 項に基づく講ずべき措置は、事後の再発防止策として、方針の再徹底等を義務付け、被害者・加害者を含む職場全体の底上げを意図しているのである。

均等法の目的は労働者（特に女性）にとっての働きやすい職場環境実現であるはずが、公立学校教職員 SH 防止のための指針等は、児童生徒対象 SH 防止に特化されたり、教職員不祥事の 1 つに SH を含め加害者処分に傾いたりして、均等法とは異なる性質を帯びている。そのように筆者は考え、その差を表 4 に整理した。均等法が労働者の人権を守るのに対し、不祥事防止等は主に雇用管理側の便宜のために作られたものである。この認識のずれこそが、公立学校の職場の SH 防止対策を混乱させ、結果として、最も重要なはずの相談者保護や被害者救済の視点を等閑にさせているのではないだろうか。

公立学校教職員 SH 防止のための指針等が均等法の趣旨からそれる原因は、公立学校が文部科学省管轄であること、児童生徒に接する仕事であること、地域社会の信用の上に成り立つ仕事であること等、教育職故の特殊性と深く関わっている。元来、労働者としての「権利」保障であったにも関わらず、聖職者として周囲から求められる「義務」に重点を移して、むしろ「禁止事項」ばかりを教職員に強調する内容に作り変えられている。

各都道府県教委策定の公立学校教職員 SH 防止のための指針には、表 2 に示した通り、SH 問題の背景にある「異性を劣った性だと思ひ込む」「性的な対象としてのみ見る」等の差別意識に関する洞察を含まない例が多い²⁶⁾。この SH 問題の背景に関わる文言は、文部省（当時）が各都道府県教委に最初に示した人事院規則 10 - 10²⁷⁾ に含まれているにも関わらず、表が空欄の都道府県では、教育委員会レベルで切り捨てたのである。

策定した指針を忘れ去る例は問題外だとしても、不祥事防止や児童生徒対象の SH 防止に重点を移す例は、教職員の職場環境整備をねらいとしていない。教育委員会側が外部批判にさらされることのないように自らの保身のために用意した「管理」の方策と言える。

《表 4》 均等法の趣旨に基づく指針と児童生徒対象・不祥事防止の指針の比較

均等法の趣旨に基づく当初の指針 等	児童生徒対象指針・不祥事防止指針 等
人権意識を喚起するため 「～すると快適に働くことができる。～する必要がある」発想 = 他者の人権を尊重する意識 → 「職場全体の認識底上げ」 → 職場環境整備がねらい	管理するため 「～してはいけない」発想 = 処罰を恐れる意識 (明るみに出なければいいのか?) → 当事者の「個人的」な問題 「対症療法」的 → 不祥事防止がねらい

2) 実効性のある相談 ～相談者保護・被害者救済～

相談者の所属する学校の校長への連絡について、「相談者の同意を得た上で」と相談者の意向尊重を明記する指針等²⁸⁾ や更に具体的に「加害者や被害者についてのさまざまな情報に基づく先入観や自分自身の価値観をもって相談内容を理解したり、問題解決に当たらないこと」と校長

に釘を刺し、校長の独断と偏見による対処を防ごうとする運用マニュアル²⁹⁾がある一方、「苦情相談員等は（中略）学校長に報告・相談のうえ、加害者への指導や被害者への助言など必要な措置」を講ずる³⁰⁾、「苦情相談について具体的な措置を講じる場合は、校長と相談の上、これを行う」³¹⁾などと、苦情を受けた相談部門が、相談者でなく「校長」と意志疎通を図る記載もある。

相談者を脇において校長との意志疎通を優先する後者は、校長を全面的に信頼した対処と言えるが、このような校長による「管理」を基盤とした発想では、公立学校教職員が相談窓口相談しても、内容が相談者の了承を得ないままに人事担当や直属の校長・教頭に回されかねず、相談のためにかえって精神的苦痛を味わう二次被害が懸念される。

学校現場では、相談者の意向が尊重されていないことを示す例として、パワハラ裁判の原告が原告を支える会の会報に寄せた文章がある。

（体験して、よくわかったことは）学校の仕組みがパワハラやセクハラを防止するかたちになっていないことです。校長がセクハラやパワハラの原因である時、それを改善してほしいと訴える場所が学校では当の校長自身なのです。人事委員会に相談し教育委員会に連絡してもらって指導・改善をお願いしても、私たちは勤務先や名前など必ず実名で相談しなければならないのに、何かの連絡が直接教育委員会から相談者本人に返されることはありません。教育委員会の誰が対応してくれたのかも、一切おしえてもらえません。そのうえ、必ず校長に何らかの指導や確認がなされるというのですが、どのような対応を校長に対して行ったのかも知らされません。なかでも一番恐ろしいのは、私たち教職員への校長からの報復予防措置が一切考えられていないことでした³²⁾。

この声は「校長がセクハラやパワハラの原因（加害者）」である場合の例だが、教職員の相談対処は校長に対する全面的信頼を前提としており、「校長が加害者である場合」を想定していないことを示している。そのため、校長がSHやパワハラの原因である場合、相談者がやむを得ず、加害者の校長を飛び越して人事委員会や教育委員会に相談しても、相談一般の対処として「相談者本人に対する直接の回答は期待できず、逆に学校窓口としての校長のところは何らかの指導や確認がなされる」ことを示している。

ここから考えられるのは、例の通り「校長が加害者である場合」でも校長に対して相談者のプライバシーが守られないなら、「校長が加害者でない場合」には一層、校長に対して相談者のプライバシーは守られないだろうということである。教職員の相談機関が「管理」者の校長を全面的に信頼し、校長を通した解決を通常の道筋とする限り、「校長が加害者でない場合」には当然のこととして「相談者本人に回答を返したり、プライバシーを保護したりする配慮が無い」と言えるだろう。先に挙げた公立学校教職員SH防止指針等の文言で、相談者よりも校長との連携を優先する相談機関の姿勢を示した例等は、少なくとも指針文言上では、相談者のプライバシー保護や相談者の意向尊重、相談者への誠実な回答等が十分に保障されているとは言えない。

また、校長が加害者であろうとなかろうと、校長という立場上、一般的に、自身や学校の体面を守ろうとする、所謂、保身の意図がはたらかないとも限らない。

なぜ、このような「管理」の発想がまかり通って、相談者がないがしろにされるのか。ここに

も公立学校教育職の特殊な事情がはたらいっていると筆者は考える。公立学校に関連する「相談」の用語は多義性をもち、企業や大学等のそれとは異なる。悩みをもつ教職員から寄せられる相談か、教職員に関して保護者等から寄せられる苦情かという表現者の問題をはじめ、仮に教職員の立場から寄せられる相談に限っても、その内容は、私的な困りごと、他の教職員の処分検討を求める公益通報・内部告発も、相談者個人の利害損得は絡まない前向きで建設的な提案や質問もすべて、同じ「相談」という枠で括られるのが実情である。SHの場合、相談者の求めるものの見極めが難しいのもこの理由に依る。

また、相談者に回答を返すか否かの観点ではどうか。教委側は教職員不祥事防止のために内部告発を含む情報提供を求め、それをも「相談」の範疇に含むことがあるが、その場合、情報提供者は匿名を望み、教委側も「原則として匿名可」とすることが多いため、回答は殊更求められない。しかし、同じ窓口でSHの被害者が被害を訴えた場合、相談担当者が不祥事防止と同様の仕方、安易に校長に連絡してSHの事実の有無を確認し、相談者に対してはまともな回答を返さないことも起こり得る。上記、パワハラ裁判原告の声は、この事情をよく示すものである。SHの事実があるか否か迷うケースでは、双方の言い分が違えば「放置もやむなし」とする姿勢が蔓延しているのではないだろうか³³⁾。

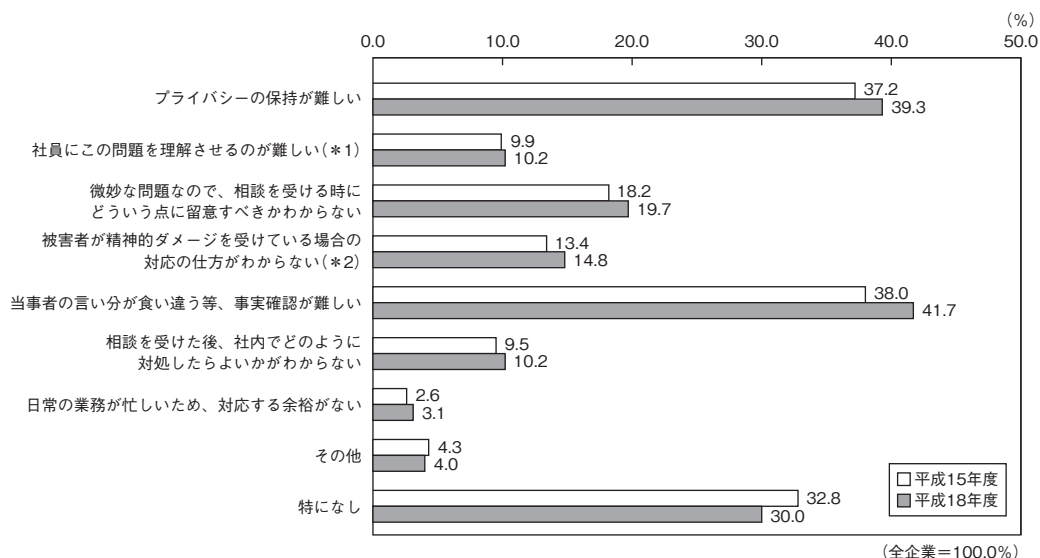
とは言うものの、現状では、学校関係者を離れた第三者機関が教職員の相談や解決に当たる仕組みも整っているとはいえず、相談者は相談することによってかえって職場での立場を悪くすることが往々にしてある。プライバシーが守られず、内部告発した告発者が企業で村八分に遭うことと同じである。公立学校の職場では相談に対する回答は期待できず、相談したことによる職場での誹謗中傷の二次被害³⁴⁾が民間より大きいと推測される。

相談窓口をめぐる判決を見てみよう。横浜地裁平成16年7月8日判決³⁵⁾では、相談窓口から事実の調査・確定に至る措置が不十分で被害者に対する保護と加害者に対する措置が不適切であったことが指摘され、大阪地裁平成16年9月3日判決³⁶⁾でも、相談窓口が被害者に迅速に面接し丁寧に事情聴取すべきであるのに後回しとされた点、被害者から事情聴取を完全に終えるまでは、加害者に、被害者から申告がされたこと自体やそれに関する供述内容等を告知してはならないのに守られていない点が批判されている。指針等の事情聴取の進め方に、被害者・加害者・第三者の順で記載されている意味についても言及されている。同じく大阪地裁の平成21年10月16日判決³⁷⁾は、SHの苦情を受けたにも関わらず会社が必要な措置をとらなかった例である。

公立学校職場のSH対策の現状では、上記裁判で明らかにされたような失策がいつ起こっても不思議でない。プライバシー保護の認識が希薄である点、相談した事実や相談内容が相談者の承諾を得ずして校長に届いてしまう点なども、講ずべき措置9項目の実践によって少なからず改善されるはずである。

日常的に相談のプライバシー保護や誹謗中傷の禁止の周知がなされ、相談の安心が保障されてはじめて実効性の高い相談システムも実現される。未然防止や周知項目は別として、既に起きたSH事件の対処は「相談」に始まる。誰しもが当事者となりうるという仮定に立てば、指針等の効力は「加害者の処分」にだけ発揮されるものでなく、日常の「職場環境整備」全般にわたって発揮されるものであることが改めて確認できるだろう。

《表 5》 セクシュアルハラスメントが起こった場合、対応として特に難しいと感じる事項別企業割合 (M.A.)



(*1) 平成15年度は「男性にこの問題を理解させるのが難しい」

(*2) 平成15年度は「女性が精神的ダメージを受けている場合の対応の仕方がわからない」

平成18年度女性雇用管理基本調査(厚生労働省)

3) 双方の言い分が食い違う場合 ～指針等に戻り防止策を～

表 5 に示す厚生労働省の調査³⁸⁾によると、事情聴取の結果、双方の言い分が食い違うことが多く、講ずべき措置「(3)職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応」の「ハ 改めて職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること」は、SH の事実如何に関わらず、事業主は今後の防止を意図して研修会等の対策を講ずる必要があると定めている³⁹⁾。しかし、表 2 ⑦に示すように、各都道府県教委の指針等で双方の言い分が食い違う場合の対応を明示するのはほとんど無い⁴⁰⁾。そのため、「管理」の発想から相談者保護・被害者救済よりも組織の体裁を優先する力がはたらくとすれば、双方の言い分が食い違う場合には「事実が確認されない」として放置され、更に被害者の犠牲の上に「事実は無かった」と結論づけられる恐れもある。

加えて、均等法の行き届かない相談機関では、先述したように不祥事防止のための相談も困りごとの相談も同じ一つの窓口で対応しようとするために、担当者は何の疑問も罪の意識も持たないまま、相談者には回答を与えず、問題を放置する可能性がある。

現行の均等法では、相談者の意向を尊重しながら「事実確認後の相談者への対応」「事実確認できなくても再発防止策」(表 2 ⑥⑦)をとることが事業主に求められている。言うまでもなく、ここでいう「再発防止策」とは、当事者双方に対する措置とは別の「職場全体に向けての措置」を意味している。現行均等法の求める、たとえ事実が確認できなくても相談があったことは職場環境に何らかの問題があったと見て、再発防止のために指針等を職場全体に再度周知する、あるいは職場全体で研修会を開くなどの措置を講ずるならば、既存の指針等を忘れ去るといった失態など起こるはずはない。しかし、公立学校 SH 対策においては、相談や事情聴取の担当者が再発

防止に向けて方針の再周知に努めようとする認識を欠いている。そのため、寄せられた相談が職場環境全体の底上げにつながっていくことは期待できない。

4. まとめ ～PDCA サイクルの発想を～

2006年8月の均等法改正に関する議事録⁴¹⁾に、事実認定があった場合とそうでない場合が分けられたのはよいが実際には「被害者、加害者が特定できない段階（中略）でトラブルが起きる」という意見を受けて、均等業務指導室長が「相談実績、解決実績（中略）というのは、相談があつて初めて生じるもの」であり、「解決実績（中略）は、なかなか解決が難しい」のが現実であるが、「二次被害を起こしたら、それ自体が単体のセクシュアル・ハラスメントである」と回答した記録がある。これは、改正均等法に基づく「講ずべき措置」9項目を解決に向かう一連のはたらきとして位置付け、なお且つ、相談や解決の実績を以後の改善につなげようとする意図がうかがわれる。特に、事実認定が困難な場合の二次被害を起こさないための配慮を、措置項目に盛り込もうとした意図がうかがわれる。措置項目全体は、事情聴取後、たとえ事実が認定されなくても再発防止策を図ることで再び起点に戻る構造をもっており、方針再徹底によって相談者や被害者を保護し、職場環境全体を整備する性質を内包している。

また、2006年6月に均等法の改正が決まって後、翌2007年4月からの施行に先立って実施された表5に示す女性雇用管理基本調査の結果⁴²⁾は、逆に、この改正のねらいを明確化するものとして読み取ることができる。講ずべき措置の「(1)から(3)までの措置と併せて講ずべき措置」の「イ 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は（略）相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること」の項目は、表5の相談現場の「プライバシーを守ることが難しい」という課題の改善策であり、更に「ハ 改めて職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること（職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても同様の措置を講ずること）」の項目は、同調査の「当事者の言い分が食い違う等、事実確認が難しい」という課題の改善策として読み取ることができるのである。相談に関する「ロ 労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントに関し相談したこと（略）等を理由として、不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること」の項目は、内部告発一般に通じる課題解消を意図している。このことも、改正均等法に基づく講ずべき措置9項目が、これまでのSH防止対策の実績をもとに、更なる改善を意図して設けられたものであることを裏付けている。

各都道府県教委策定の公立学校教職員SH防止のための指針は、現行均等法に基づく講ずべき措置を満たしているとは言えない。しかし、上記の相談者保護や被害者救済の問題点1)～3)を解決するのは余程難しいことかというのと、明るい見通しももてる。なぜなら、3つの問題は互いに繋がり合い、繋がりの中で同時に改善される可能性をもつからである。中心課題は2)の相談者の意向尊重である。3)の加害者とされる側が否定して事実が確認できない場合でもSH防止方針の再徹底を図ることで、1)の方針徹底を補い、職場全体の認識の底上げに努めることが、また、2)の相談者保護・被害者救済に繋がる。

調査で明らかになった通り、各都道府県教委策定の公立学校教職員 SH 防止のための指針等の中には、施行 10 年後に忘れ去られていたり、児童生徒対象や不祥事防止に質を変えたりした例が少なくない。この事実は、公立学校職場の SH 防止対策の浅薄さを示す証として充分である。また、これは被害を訴える教職員を軽視する姿勢の表れとも言える。たとえ相談者である教職員（被害者）の話す SH が事実として確認できなくても、放置しない対処が求められる。「管理」の発想一辺倒で「加害者処分だけが対処」だと考えている限り、事実確認ができない場合には何一つうつつ手が無い。事実確認ができないなら対処しないとする発想が管理の発想なのである。「均等法」の発想は、「職場全体の認識向上」をねらいとして、事実確認ができなくても方針の再徹底を義務付けている。その理解が無いと、教育委員会までもが「SH の事実は無く、相談者の虚偽発言であろう」等の人格攻撃に加担したり、管理職や同僚から相談者が報復される二次被害を助長したりする立場に陥るであろう。

指針等の文言に見える相談者の意向尊重も不十分である。表 2⑥「事実確認後の相談者への対応」の左欄は「事情聴取の過程における相談者の意向確認」や「相談者への回答」など相談者の意向尊重がうかがわれる記述を示し、右欄は「相談者への指導・助言」「人事上の措置」など管理側主導の措置の記述を示したものである。概して相談者よりも管理職側を尊重して解決を図る傾向がうかがわれる。指針等の言語表現上、教育委員会は相談者を「指導」し「助言」を与える対象としている。これでは、SH を当事者の個人レベルの問題として矮小化し、職場全体の問題としては取り上げないことになる。

公立学校教職員の SH 防止のための指針等に、被害者・加害者双方の言い分が食い違う場合にも再発防止措置を図る⁴³⁾ 内容を加え、再度方針徹底に戻るベクトルを含むなら、ゆっくりとだが確実な職場環境改善が期待できる。SH の事実如何に関わらず、寄せられる相談に真摯に対応し、相談を改善の鍵と捉える視点が、これまでの教育委員会に備わっていただろうか。指針等施行後の経験の蓄積を改善に活かそうとする姿勢が仮にもあったならば、指針改正年の記載等、見直しの跡が必ず残されたはずであり⁴⁴⁾、相談内容が相談者の勤務先の校長に筒抜けになる危険性等はとうに察知され、二次被害防止のための改善が重ねられてきたはずなのである。

文言だけ整えても足りないという声もある⁴⁵⁾。相談及び事実確認の適切な措置や二次被害を防ぐ配慮が必要である。しかし、指針等の運用上の不具合をその都度、制度としての指針等に吸収し、修正を繰り返しつつ運用していくことでしか改善は望めない。厚生労働省が SH を労災と認める方向性を打ち出した今⁴⁶⁾、文部科学省から公立学校教職員間 SH 防止のための指針等見直しに関する通達も必要である。国立学校の教職員は国家公務員として人事院規則 10 - 10 に守られるのに比べ、公立学校教職員は当初モデルとしたはずの人事院規則の規範も見失っているのである。

公立学校 SH 防止対策の中心課題は相談者保護・被害者救済だが、公立学校教職員が相談窓口に向かうのを躊躇する理由は、①守秘義務が守られないことへの不安 ②職場で密告者だと噂されて村八分に遭う恐れ ③相談担当者の態度、認識、能力に対する不信 ④男性優位社会や男性のジェンダー観に対しての諦念 ⑤相談者自身の「相談」に対する偏見 などであろう⁴⁷⁾。これらの改善には、秘密保持を核とした相談担当者の資質向上、職場全体の問題意識の向上が望まれる。

現在「相談」として一括されている内容を、「悩みごとの相談」、「公益通報」、「建設的な意見や質問」等に区分することも極めて重要である⁴⁸⁾。広く相談者の話を受け付けるにせよ、最も適切で実効性を備えた相談窓口に相談者を誘導する用意が必要である。まずは、それが相談者の意向尊重への第一歩であろう。

均等法第11条第2項に基づく事業主が雇用管理上講ずべき措置9項目は、個々に独立した項目というより経緯にそって有機的に結び付きながら進み、事情聴取から再び起点の防止策に戻る流れを備えている。防止の制度であるとともに、運用を経て更に防止力を強化する仕組みをもつ。相談や事件が1件あれば現状にチェック機能が働いたと捉え、たとえ終点の事情聴取で当事者双方の言い分が食い違おうとも、再発防止のために方針周知の始点まで再び戻ることで全体の底上げを図る、直線的な一方通行でない円環型構造のSH防止策である。制度としての指針等運用を大きなサイクルに見立てるならば、指針等（P = Plan）を周知させ、運用し（D = Do）、相談（C = Check）があれば現場にチェックが入った機会を逃さず、事情聴取した上で働きやすい職場環境整備のための措置（A = Action）を講じ、再び指針等（P = Plan）に戻るサイクルである。事業者側の継続的な取り組みが職場全体の感度を高めていく。この徐々に職場環境を底上げするはたらきこそが、均等法の趣旨であろう。

各都道府県教委策定の公立学校教職員SH防止のための指針等には、均等法第11条に基づく「講ずべき措置」9項目を円環型PDCA構造として有機的に組み入れる必要がある。9項目に内在する改善の仕組みを運用に活かし、相談実績、解決実績をふまえた改善策をその都度、指針等に盛り込み、指針等の記載内容や言語表現を吟味することによって、より一層の相談者保護、被害者救済に近づける。それが、民間よりも一段と高い倫理性が要求される公立学校職場のSH防止対策における喫緊の課題である。

注

- 1) 1999年頃、文部省（当時）の通知をもとに各都道府県教育委員会によって策定された「指針」「要綱」「基本方針」などの名称がついた文書。
- 2) 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）。
- 3) 前掲2) これを「指針」と略すと、本稿で問題として取り上げる各都道府県教育委員会策定の公立学校教職員SH防止のための指針との混同が危惧されるため、敢えて本稿においては「講ずべき措置」と呼ぶことにする。
- 4) 入江直子・五十嵐とし江・亀井明子・細井とし子・賀谷恵美子『学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応の実態と課題』～都道府県・指定都市教育委員会アンケート調査の結果から～（2005年3月『神奈川大学心理・教育研究論集』第24号）
- 5) 「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」文部省教育助成局地方課長から通知に添えられた「人事院規則10－10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（通知）」人事院規則10－10は、平成1998年11月13日に定められ平成1999年4月1日より施行された。
- 6) 前掲4) 『学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応の実態と課題』～都道府県・

指定都市教育委員会アンケート調査の結果から～（2005年3月『神奈川大学心理・教育研究論集』第24号）によると、2005年の調査段階では、ほとんどの都道府県及び政令指定都市の教育委員会が指針等を策定していることが分かる。

- 7) 前掲5) に挙げた「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」の通知
- 8) 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）に基づき、文部省が各都道府県教委に求めている。
- 9) 冒頭にも掲げた「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）のうち、「(1)事業主の方針の明確化及びその周知・啓発 イ 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容及び職場におけるセクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。ロ 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る性的な言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。」と(4)の「(1)～(3)までの措置と併せて講ずべき措置」として「イ 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該セクシュアルハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。ロ 労働者が職場におけるセクシュアルハラスメントに関し相談したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを扱ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。」の4項目を指している。これら4項目は「周知・啓発」を求める項目であり、事業主の日常の職場環境整備に関する義務である。
- 10) 自費刊行の冊子 前田敬子『教職員間 SH 防止に相談者保護・被害者救援の視点を～PDCA サイクル C→A→Pの流れを作れ～』2010年11月
- 11) 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）の9項目の他に、実質を判断するためにも「均等法との関連記載」「異性を対等に見ない等、セクハラ問題の原因・背景」「誹謗中傷させない」の3項目を加えて横軸とした。
- 12) 現行均等法との関連が適切に明記してあるかという観点では、神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県の4県の教育委員会策定の指針等に限られる。神奈川県教育委員会「セクシュアルハラスメントのない職場づくりのために」の表紙の第2項第3項、兵庫県教育委員会「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針等（一部改正）」の「1. はじめに」、福岡県教育委員会「セクシュアル・ハラスメント防止のための運用マニュアル」の「第1基本方針」の「経緯」（厚生労働大臣指針等も示す）、愛知県教育委員会「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」（改正平成19年）の冒頭に改正均等法との関連が示されている。
- 13) 均等法改正が2006年6月15日、施行は2007年4月1日。厚生労働大臣の指針（「講ずべき措置」）は、2006年10月11日に示された。

- 14) 前掲 4)『学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応の実態と課題』～都道府県・指定都市教育委員会アンケート調査の結果から～（2005 年 3 月『神奈川大学心理・教育研究論集』第 24 号）によると、富山県教育委員会でも過去に指針が策定されたことになっており、その名称が記載されている。
- 15) 福井新聞 2009 年 6 月 25 日付「教員のセクハラで県教委指針作成へ」と題する記事。「全国的には 1999 年に千葉県が『教職員と幼児・児童・生徒・保護者との間におけるセクシュアル・ハラスメント防止についての指針』を定めるなど指針作りが進められているという。」とあり、福井県教育委員会は、2000 年に自らが策定したはずの指針を 2009 年時点で完全に忘れ去っており、職場の SH 防止に関する事業主としての義務についてもほとんど認識できていなかったことが分かる。
- 16) 朝日新聞 福井版 2010 年 3 月 8 日付「県教委 2000 年に策定したが…セクハラ指針等忘れてた 窓口『ない』・教育長『検討中』」と題する記事。相談窓口として指定されていた福井県教育研究所教育相談課の課長をはじめ職員、教育長までもが指針等を忘れていたことを示している。
- 17) 福井県教育委員会「ハラスメント防止に関する指針等」（2010 年 7 月施行）「第 2 章 セクシュアル・ハラスメントの防止」の第 1 節「セクシュアル・ハラスメントの防止」は 3 文から構成されるが、文末は「努めなければなりません」「配慮しなければなりません」「努めなければなりません」とあり、続く第 2 節には「管理職員の責務」、第 3 節は「教職員の責務」とあるが、SH 防止の指針が均等法に基づくことや事業主である「教育委員会」の責任や義務については書かれていない。
- 18) 福岡県教育委員会「セクシュアル・ハラスメント防止のための運用マニュアル」は、均等法及び厚生労働大臣指針（「講ずべき措置」）が公立学校教職員にも適用されることを明記する。
- 19) 2006 年均等法の改正により、SH 防止は事業主「配慮」義務から「措置」義務へと強化された。均等法第 11 条は「事業主は、職場におけるセクハラを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない」とし、厚生労働大臣の指針として具体的な措置 9 項目を示すことによって、「配慮」だけに留まらず、具体的な「措置」の義務を事業主に求めるようになった。
- 20) 平成 6 年（ワ）第 117 号 労働判例 729 号 54 頁 判例タイムズ 981 号 204 頁 三重県の女性看護師 2 人に対する上司のセクハラについて、上司の不法行為責任と病院の債務不履行責任が認められた。環境型セクシュアル・ハラスメントにおける使用者責任、職場環境配慮義務が問われた例。
- 21) 平成 16 年（ネ）第 163 号 労働判例 881 号 29 頁 使用者は良好な職場環境を整備すべき法的義務を負い、これを怠った結果、セクシュアル・ハラスメントを招いた場合、従業員に対する不法行為責任を免れないとされた例。会社は、所長会議での注意喚起、ポスター・ビデオ等の準備などの会社施策に関わらず個人が SH をした場合個人の責任であると主張した。しかし、均等法改正以降、SH 防止の適切な措置を講ずることが一層強く要請されていたにも関わらず、会社の措置は予防効果がないものであり、より強力な措置が必要であったと判断された。
- 22) 平成 15 年（ワ）第 32 号 労働判例 880 号 123 頁 市の女性職員に対する上司の男性職員の

セクハラ行為及び右セクハラ被害の市の救済窓口の担当課長の不作為を違反として、市に対して求めた国家への賠償請求が認められた事例。

- 23) 平成 17 年（ワ）第 5287 号 厚生労働省の出先機関に国家公務員（臨時職員）として雇用されていた原告が同僚男性職員から理由なく非難、中傷されたり謝罪を強要されたりしたほか、セクハラを受けたため、退職を余儀なくされたとして、同僚男性に慰謝料及び損害金の支払いを求め、対応処置をとらなかった国に対して損害賠償を求めた事案。国の使用者責任が認められ、原告の請求の一部が認容された。
- 24) 岩手県教育委員会「学校におけるわいせつ・セクハラ行為防止のためのガイドライン」
- 25) 金子雅臣『知っていますか？パワーハラスメント一問一答』（解放出版社）P100「加害者の行為が処分に値するかだけで判断されてしまい、『処分に値しない』として軽く扱われたり、『値する』とした場合にも、処分をすれば『事足れり』ということになりがち」という考え方は、これまでの「人事労務対策」の考え方によるものであることが説明されている。
- 26) 福岡県教育委員会「セクシュアル・ハラスメント防止のための運用マニュアル」（平成 11 年 6 月、平成 19 年 11 月改訂）の資料 5 は、SH の原因背景を説明する。
- 27) 前掲 5) 文部省「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について」（1999 年 4 月 12 日）各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主管課長あて文部省教育助成局地方課長から送られた通知の別紙
- 28) 大阪府、三重県などの教育委員会策定の指針等。他の表現としても、千葉県教育委員会「相談者本人の意志を確認したうえで人事部門に連携を図る」、愛知県教育委員会「相談者の了解を得て、関係者の意見を求める」、福岡県教育委員会「相談者の意向確認」の後「職場の上司等からの事情聴取」、宮崎県教育委員会「相談者の意向確認の上、他の相談員と連携して当該問題の解決を図る」、沖縄県教育委員会「相談者の求めがあれば事実確認を行い」などと、いずれも相談者の意向を確認する文言が認められる。
- 29) 前掲 26) 福岡県教育委員会「セクシュアル・ハラスメント防止のための運用マニュアル」
- 30) 高知県教育委員会「～学校からセクシュアル・ハラスメントをなくすために～（セクシュアル・ハラスメント防止マニュアル）」（平成 17 年 1 月 6 日施行）
- 31) 青森県教育委員会「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」別記第 3「苦情相談がなされた場合の処理マニュアル」（平成 11 年 4 月 1 日施行）
- 32) 中国新聞 2007 年 9 月 12 日付「教諭、セクハラで提訴 高校長・教頭・県に慰謝料」で伝えられたセクハラ・パワハラ裁判の原告を支える会の会報「支える会」ニュース No.11(2008・5・23)
- 33) 厚生労働大臣が示した「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等」（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）の中の「3 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容」に「事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならない」として 9 項目が挙げられているが、その 7 項目目「(3)職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応」のうち「ハ 改めて職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ず

ること。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること」の項目がある。当然ながら、放置は均等法の求める措置を満たしていない。

- 34) 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）が示され、事業主の義務が強化されているにも関わらず、現場の相談者（被害者）保護、二次被害を防ぐ改善策が大方の指針等には反映されていない。1999 年頃に策定されたまま、その後に見直されていなければ当然のことである。二次被害については、佐賀県教育委員会「STOP! Harassment」は相談者（被害者）保護の視点が活きており、的確で説得力をもつ記述である。
- 35) 前掲 22) 平成 15 年（ワ）第 32 号
- 36) 平成 14 年（ワ）第 12224 号 労働判例 884 号 56 頁 郵便局内の防犯パトロール中の女性公務員が、同僚男性がいる浴室に入った行為がセクハラかどうかについて争われた訴訟。相談を受けた担当者が、加害者から事情聴取し、それに基づいた調査を行っている一方で、原告に対して事情聴取したのは 1 週間も後であった。
- 37) 平成 20 年（ワ）第 5038 号 ジュリスト 1391 号 80 頁 苦情に関して必要な措置をとらなかったことに関して会社法 350 条による責任が認められた。セクハラ行為については、上司の不法行為責任、同社の使用者責任が問われた。
- 38) 厚生労働省「平成 18 年度女性雇用管理基本調査」結果概要。平成 18（2006）年 10 月に実施され、平成 19（2007）年 8 月 9 日に報告されている。相談現場で一番難しいと感じる事項は、双方の言い分が食い違うことだと、約 4 割が回答している。プライバシー保持の難しさが次に続く。
- 39) 前掲 33) に挙げた「ハ 改めて職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の再発防止に向けた措置を講ずること。なお、職場におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できなかった場合においても、同様の措置を講ずること」を指している。
- 40) 埼玉県教育委員会「セクシュアル・ハラスメント防止のために」には、「事実が確認できない」場合にも「勤務環境の見直し及び防止策の徹底」がフローチャートに明記されている。この他、福岡県教育委員会「セクシュアル・ハラスメント防止についての指針」は、「再発防止のためにも、（中略）その事案に適正に対処すること」とあり、併せて「研修の実施」の項目には「セクシュアル・ハラスメントは、当該職員の人格を傷つけ、又は勤務環境を害するおそれのある重大な問題であること。」「性別により差別したり、役割を強制しようとする意識をなくすこと。」等の内容が掲げられ、SH の背景となる認識レベルに焦点を当てている。
- 41) 2006 年 8 月 28 日に厚生労働省で開催された第 62 回労働政策審議会雇用均等分科会の議事録
- 42) 前掲 38)
- 43) 前掲 39)
- 44) 表 1 に示す各都道府県教委策定指針等の名称の後の（ ）内は改正年を示している。施行年 1999 または 2000 年と均等法改正後 2007 または 2008 年の 2 度書かれるのが最低基準だと思われる。鳥取県のように自主的に 1 ～ 2 年ごとの見直しを行う例もある。各都道府県教委

策定の指針等を見ると、鳥取県は絶えず指針等の見直しを図っている。その他、北海道、宮城県、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、大分県などの教育委員会策定の指針等は、均等法に則った見直しの跡がうかがわれる。

- 45) 前掲 41) 分科会における龍井委員の発言など
- 46) 厚生労働省 2011 年 6 月 23 日の有識者会議による。翌 24 日朝日新聞朝刊等に記事あり。労災認定に職場の心理的負荷の度合いを 3 段階に分け、従来 SH は精神的苦痛の第 2 段階として一律に設定されていたため、労災には結び付きにくかった。しかし、身体的接触が繰り返されるなど悪質な場合は心理的負荷の最も強い第 3 段階レベルとして見直すことを含んでいる。また、言葉による SH の場合にも人格を否定する状況が継続された、職場が適切な対応を怠った等の場合には、負荷の度合いが高いと認定する内容を含んでいる。
- 47) 吉川栄一郎『職場におけるセクシュアル・ハラスメント問題』（2004 年 雄松堂出版）第 1 章第 3 節「日本の職場が抱える問題」85 頁以降に、民間企業において、相談を寄せることをためらう理由がまとめられている。
- 48) 深野和男『こう変わる改正男女雇用機会均等法の実務～間接差別禁止、セクハラ防止の要点』（労務行政 2007 年）103 頁に、セクシュアルハラスメントの「相談」の窓口に対して、公益通報窓口は原則として相談の窓口ではなく「通報」の窓口であり、両者は性質や機能が異なることなどから、別々の窓口にした方がよいと書かれている。

Eine Subversive Ansicht zu konventionellen Vorstellungen über das Märchen Schneewittchen

— Eine Interpretation der Grimmschen Märchen aus der Perspektive der Gender Studies —

Yoshiko Noguchi

(Mukogawa Frauen-Universität, Nishinomiya, Japan)

Das Märchen *Schneewittchen* ist eines der bekanntesten Märchen der Brüder Grimm. Vielen ist es aber nicht im Originaltext bekannt, sondern in der veränderten Version von Walt Disney. In diesem Aufsatz wird zuerst versucht, den Unterschied der beiden Texte aufzuzeigen und dadurch die Botschaft der beiden Texte aus der Perspektive der Gender Studies zu analysieren. Danach werden die Veränderungen, die die Brüder Grimm in weiteren Fassungen vorgenommen haben, schließlich untersucht, ob sie auf den Wertvorstellungen des Mittelalters oder auf denen der Neuzeit beruhen.

Die Unterschiede der Texte von Disney und den Brüdern Grimm sind folgende: Disney hat eine Lösung durch Liebe erfunden, die Rollenverteilung zwischen beiden Geschlechtern hinzugefügt und die Racheszene von Schneewittchen zu einer Gottesstrafe durch einen Donnerschlag verändert. Alle diese Änderungen wurden aus einer geschlechtsspezifischen Perspektive in der Neuzeit vorgenommen.

Wenn man die Art und Weise, wie die Brüder Grimm den Text verändert haben, im Vergleich mit den späteren Fassungen analysiert, ergeben sich in der letzten Fassung zwei Merkmale, nämlich das Festhalten an den Wertvorstellungen des Mittelalters und das Beifügen von modernen Wertvorstellungen. Konkrete Beispiele für die modernen Änderungen sind folgende: Statt der Mutter tritt die Stiefmutter auf. Das Wort „Engelland“, das nicht England sondern die Hölle bedeutet, wurde in „Land“ umgeändert. In der Rolle des Erlösers wurde der eigene Vater Schneewittchens durch einen Königssohn ausgetauscht. Die Methode, mit der Schneewittchen wieder ins Leben zurückgebracht wurde, ist von der Magie des Arztes zum Schlagen oder Schütteln durch das Gefolge verändert worden. All diese Veränderungen sind moderne Änderungen, die den Wertvorstellungen der Bürgerschicht angepasst sind. Konkrete Beispiele für die mittelalterlichen Änderungen sind folgende: Die Art und Weise der Lösung ist nicht die Liebe, sondern die Initiation. Die Rollenverteilung zwischen Mann und Frau wird nicht beigebracht. Die Racheszene Schneewittchens ist beibehalten. Das häufige Auftreten der Zahl „Sieben“ deutet die Verbindung zu der Magie und der Unterwelt an.

Das Märchen *Schneewittchen* ist keine Erzählung einer eifersüchtigen Königin, deren Schönheit mit den Worten des Spiegels vernichtet wurde und die ihre Stieftochter ermorden ließ. Eine andere Auffassung wäre möglich, wenn man an die Bedeutung der Schönheit in den Wertvorstellungen des Mittelalters denkt. Das Wort „schön“ wurde im Mittelalter im Sinne von „fruchtbar“ verwendet. Schön zu sein, war gleichbedeutend mit fruchtbar zu sein. Dieses Märchen, in dem die magische Zahl „Sieben“ häufig

vorkommt, ist die Erzählung des Engellandes, der Hölle oder des Heidentums, wo die kultische Verehrung von Diana als Göttin des Waldes anzunehmen ist. Durch die Antwort des Spiegels (Dianas) erkannte die Königin die Gefahr, dass der Vater an der Tochter einen Inzest begehen wird, weil das Tabu des Inzestes erst im 16. Jahrhundert verallgemeinert worden ist. Die Mutter hat die Tochter im Wald freigelassen, um sie vor einem Zugriff des Vaters zu befreien. Das Märchen wurde aus der geschlechtsspezifischen Perspektive des Mittelalters erzählt, in der eine unfruchtbare Frau als böse galt. Es kann sich also um eine Erzählung des Königs handeln, der eine unfruchtbare Frau mit der Hilfe des Spiegels tadeln wollte

白雪姫の固定観念を覆す

— グリム童話のジェンダー学的解釈 —

野 口 芳 子
(武庫川女子大学)

1. 序論

白雪姫はシンデレラと並んで日本で最もよく知られている童話（昔話）であるが、たいていの場合、その話はグリム童話の原文の内容ではなく、ディズニー版の内容と思われる。なぜなら、子供用のアニメや絵本に紹介されているのは、ディズニー版のものが圧倒的に多いからだ。

グリム童話とはグリム兄弟が自分の想像力で作り上げた創作童話ではなく、かれらが収集した昔話（*Märchen*）¹⁾を収録したものだ。正式な題名は『グリム兄弟によって収集された一子どもと家庭のメルヒェン集』（*Kinder- und Hausmärchen gesammelt durch die Brüder Grimm*）という。初版が出版されたのは1812年（第1巻）と1815年（第2巻）、第2版が1819年、第3版が1837年、第4版が1840年、第5版が1843年、第6版が1850年、第7版（決定版）が1857年である。手書き原稿である初稿（1810年）を入れると、グリム童話集のテキストは8種類存在する。

グリム兄弟は原稿執筆後、48年にわたってメルヒェン集に手を加え続けた。各版のテキストを比較してみると、改変箇所には「近代化」された面と「中世化」された面が併存していることがわかる。つまり、グリム兄弟はメルヒェン集を普及させるため、読者であるピュルガー（都市富裕市民）の価値観に合うよう近代化したが、同時にメルヒェンを昔の調和に満ちた時代に民族全体の中からあふれ出た自然文学（*Naturpoesie*）であると捉えていたので²⁾、「中世化」をことさらに強調する必要があったのだ。ようするに、グリム童話のなかには、グリム兄弟が生きていた近代という時代の価値観と、ドイツ民族が1つの国に所属していた神聖ローマ帝国時代³⁾の中世の価値観が交錯しているのである。

この論文では、まず、グリム童話決定版 KHM53「白雪姫」とディズニー版「白雪姫」の相違を明らかにし、それが伝えるメッセージの相違についてジェンダーの視点から考察していく。次に、グリム兄弟による書き変えに目を向けながら、伝承文学であるメルヒェンが持つ様々なメタファーを解明することによって、「白雪姫」に含まれている中世や近代の価値観を検証していく。それによって、女性や男性に求められる社会的期待「ジェンダー」が時代によって社会によって異なるということを明らかにしたうえで、異なるジェンダーに視座を据えた新解釈を提示していく。

2. ディズニー童話とグリム童話の「白雪姫」の概観と相違

1) ディズニー版「白雪姫」のあらすじ

継母の後に酷使されている白雪姫は、水を汲みに行ったとき王子に出会い恋をする。魔法の鏡に「白雪姫が世界で1番美しい」と言われて激怒した後は、狩人に白雪姫を森で殺し、証拠に心臓を持ち帰るよう命じる。狩人は可愛い姫を殺せず逃がしてやる。7人の小人の家に迷い込んだ姫は、散らかっている小人の部屋を掃除し、料理や洗濯をする。鏡の答えから白雪姫が生きており、森の小人の家にいることを知った後は毒林檎を作り、姫殺害を企む。姫は赤い林檎を食べて死ぬ。小人は姫をガラスの棺に入れて葬式をする。隣の国の王子が通りかかり、棺の中の姫の美しさに心を奪われ姫にキスする。そのとたん姫が生き返る。小人に追いかけられた後は岩の上で雷に打たれて即死する。白雪姫は王子と結婚して幸せに暮らす⁴⁾。

2) グリム童話決定版 KHM53「白雪姫」のあらすじ

実母は白雪姫を産むと同時に亡くなり、白雪姫は美しく高慢な継母に育てられる。継母は不思議な鏡に国中で1番美しいのは誰かと聞く。いつもは后だと答える鏡が白雪姫と答えたので激怒した後は、狩人に白雪姫を森で殺し、肺と肝を持ち帰るよう命じる。狩人が姫を殺そうとすると、かわいい姫は泣いて命乞いする。狩人は姫を逃がしてやり、代わりに猪の肺と肝を後に渡す。后はそれを塩ゆでにして食べ、白雪姫の肺と肝を食べたと思いこむ。一方、白雪姫は森で小人の家を見つけて中に入る。家は奇麗に片付いていて、食事の準備もできている。空腹だった姫は小人の食事をつまみ食いし、ベッドで眠り込む。帰宅した7人の小人は姫を発見して驚くが、あまりに可愛いので7種類の家事をすることを条件に家に置いてやる。鏡の答えから白雪姫が生きていることを知った後は、物売りの老婆に変装して姫に紐を売りつけ、きつく締めて殺す。倒れた姫を発見した小人が、紐を緩めると姫は生き返る。2度目は老婆に毒の櫛を髪にさされて姫は倒れるが、小人が櫛を抜くと甦る。3度目は老婆に毒の林檎をかじらされ、姫は死んでしまう。小人はガラスの棺に姫を入れて山の上に安置する。道に迷った王子が棺を見て、譲ってくれるよう小人に頼む。運ぶときに家来が躓いて棺が揺れると、林檎が喉から飛び出し、白雪姫が生き返る。王子は喜んで白雪姫に求婚する。結婚式には后も招待され、焼けた鉄の靴を履かされて死ぬまで踊らされる⁵⁾。

3) ディズニー版とグリム版（決定版）「白雪姫」の相違について

(1) 恋愛の有無

ディズニーの白雪姫は姫が水汲みに行ったとき、偶然王子に出会い、2人は恋をするという設定になっている。毒の林檎を老婆から買って食べるのも、老婆が「願いがかなう林檎」であることを強調したので、姫は王子に会えることを願って食べる。死んでから王子のキスで甦った姫は、林檎が願をかなえてくれたと思う⁶⁾。この林檎は毒入りではあるが、王子のキスで甦るという魔法がかけられていたとすると、王子以外の男性から姫を守る役割を果たしていたことになる。そこには魔女の魔術を打ち負かすことができるのは「愛する人のキス」、「愛の力」だけであるというメッセージが込められている。だが、そのような林檎を作った後は魔女だと断言されている。

人に害を及ぼす害悪魔術ではなく益をもたらす有益魔術をかけたのだから、后は魔女ではなく賢女に値する⁷⁾。なぜなら、恋する2人を結びつけたのは、愛の呪縛がかけられた後の毒林檎に他ならなかったからだ。

グリム童話の場合、白雪姫は生前に王子に出会うことはなく、死後棺桶に入ってから初めて出会う。したがってこの王子は生きた女性ではなく、死んだ女性に興味を持ち惚れ込んだことになる。さらに姫が目覚めたときに会う王子は、恋人ではなく初対面の人だ。そのうえ姫が目覚めたのは、愛しい王子がキスしたからではなく、家来が躓いて棺を揺らしたからだ。揺れた拍子に姫の口から林檎が飛び出し、姫が生き返ったのだ。王子は喜んで直ぐ姫に求婚し、姫も喜んで受諾する。しかしそれは、2人が恋人同士だったからではなく、どちらも王家出身で身分や家柄が釣り合った者同士だったからであろう。なぜなら外観に対する好みを前面に出して結婚相手を決めるのは、西洋中世の王家では不可能であったからだ。中世では結婚は法行為であり、家の存続のため子孫の確保と財力の強化を期待して行われ⁸⁾、愛情の有無が重視されることはなかった。そこで棺の上に書かれた「王家の姫」というメッセージが重要な意味を持つことになる。白雪姫の美しさが、王子に求婚を決意させたのだという解釈も不可能ではないが、王子が姫に魅かれたのは、死体のときであった。死んだ女性の美しさに魅かれるのと、生きた女性の美しさに魅かれるのとでは訳が違う。物言わぬ死体と、人格が反映された生体とでは、美しさに対する定義が異なる。生存中の白雪姫の美しさに心を奪われたのならまだしも、この場合はそうではない。

結婚式に関する描写は、王子と姫の豪華な衣装や愛情確認の儀式であるべきなのに、ここでは継母である后を罰する報復行為に終始する。つまり、グリム童話には結婚は恋愛によってするものであるという近代の価値観ではなく、不当な扱いを受けた者は報復しなければ相手の行動を正当だと認めたことになるという中世の価値観が前面に出されているのだ。

(2) 性別役割分担の有無

ディズニーでは小人の家は散らかっていて、白雪姫が片づけて掃除をして清潔な部屋にするが、グリム童話では小人の家は「すべてが小さかったが、言葉で表現できないほど愛らしく、きれいに片付いていた」⁹⁾、とされている。山で鉱物掘りを仕事とするドイツの小人(Zwerg)は、男性であるが抜群の家事能力を持つ。外で労働するのは男性、家で家事をするのは女性という性別役割分担が前面に出されているディズニー版に対して、グリム版では男性である小人の優れた家事能力が描き出されている。ドイツの小人には卓越した家事能力を持つ者がいる。ケルンのハインツェルメンヒェン(Heinzelmannchen)という小人は夜寝ている間に家事をしてくれる存在で、家の精(Kobold)とされている¹⁰⁾。

男は外で生産活動に携わり、女は家の中で家事をするという性別役割分担は、近代が生み出した概念である。産業革命と鉄道の普及によって、これまでの職住一致の家庭を通勤により職住分離の家庭に変えたのである。これにより家庭は生産の場から消費の場へと変化し、男女の性別役割分担が定着する¹¹⁾。夫は外で働き、妻は専業主婦として家庭を守る、いわゆる近代家族が誕生したのだ。ドイツではビュルガー(都市富裕市民)の女性が公的生活で禁治産化していくと同時に、家庭の内的領域の情緒化が顕著になる。いわゆるビーダーマイヤー期(1815-1848)の誕生である。「結婚は精神的感情的に結ばれた共同体であり、家族は人を社会的文化的存在へと教育

する場である」という発想は¹²⁾、ビーダーマイヤー期の所産である。結婚や家庭生活の中で感情や愛情の価値が、「かつてなかったほど高く評価され」¹³⁾、恋愛結婚が称揚され、母性愛や父性愛、家族愛が自明の理であるかのごとく捉えられていく。女性にはかつてのように生産能力ではなく、再生産を支える能力（家族の世話や子供を教育する能力）が求められるようになる。生産力のある人間が「男らしく」、再生産力のある人間が「女らしい」、換言すると、労働能力がある男性が「男らしく」、家事能力がある女性が「女らしい」ということになり、近代社会が要求する性別役割分担に適合した男性像と女性像が創出されていく。ディズニー版には明確に現れている近代の性別役割分担は、グリム童話にはさほど明確には現れていない。つまり、近代のジェンダー観に染まっているディズニー版に対して、グリム版には近代以前のジェンダー観が残存しているのである。

(3) 継母に対する白雪姫の制裁の有無

ディズニーでは白雪姫は継母に殺されるが、復讐したりしない。近代が女性に求める「優しさと美しさ」という美德を持つ白雪姫は、「女らしさ」を損なうような行為はせず、あくまで近代の「理想の女」として振舞う。一方、グリム童話では白雪姫は自分を殺した継母を結婚式に招待して、真っ赤に焼けた鉄の靴を履かせて死ぬまで踊らせる。これは「真っ赤に焼けた鉄による判定を信じるゲルマン信仰を暗に示している。なぜなら、この鉄は正しい人、まったく罪のない人だけが危険な目に合わずに触れることができるからである」とヴィルヘルム・グリムは2版の序文に書いている¹⁴⁾。中世では火審、水審などの神明裁判で真偽が判断され、焼けた鉄による審査は火審に相当する¹⁵⁾。もし、継母が無罪なら火は害を与えず、有罪であれば害を与えると信じられていたのだ。グリム版では姫は結婚式という公の場で継母を火審にかけ神の判断を仰ぐ。なぜなら中世では危害を加えられた者がフェーデ（組織的な復讐）を行わない場合、相手の行動を正当だと認めたことになるからである¹⁶⁾。一方、近代社会ではこのような残酷な行為は女性に相応しくないとされる。そこでディズニーでは後は小人に追いかけられ、岩の上で雷に打たれて即死するという筋書きに変更される。白雪姫の復讐はメルヒェンから削除され、天罰という神の意志による制裁に変えられたのである。

3. グリム兄弟による版による書き換えについて

1) グリム童話の8種類のテキストについての概観

グリム童話「白雪姫」には8種類のテキストが存在する。手書き原稿である初稿（1810）、初版（1812）、2版（1819）、3版（1837）、4版（1840）、5版（1843）、6版（1850）、7版（1857決定版）である。白雪姫の話は初稿では43番目に置かれ、「白雪姫」に「不幸な子ども」という副題がつけられており、ヤーコブ・グリムが1808年にマリー・ハッセンブルークから聞いた話を書き取ったものであろうと推測されている¹⁷⁾。初版では53番目に置かれ、ヴィルヘルム・グリムによってフェルディナント・ジーベルトが送ってきた異型（Variant）との混成が行われた¹⁸⁾。その後、53番の位置は決定版まで変更されていない。1810年の初稿（46話）から1857年の決定版（211話）出版まで、グリム兄弟は48年間にわたってメルヒェンに手を加え続けた。

どのように書き変えていったのか、その手法を「白雪姫」を中心に検討していく。

2) 実母から継母への変更。

初稿(1810)と初版(1812)では実の母親である后が、2版(1819)から継母に変えられる。ヴィルヘルム・グリムがハインリッヒ・レオポルト・シュタインから送られた異型(Variant)との混成を行ったからである。それに伴って後の行動も変更される。

初稿の后は窓際に座って「雪のように白く、血のように赤い頬で、窓枠のように黒い瞳の子どもがほしい」と願い、その通りの美しい娘を授かる。鏡に「鏡や壁の鏡、エンゲルランド¹⁹⁾で一番美しい女は誰」と聞くと、鏡は「后は美しいが、白雪姫は10万倍美しい」と答える。それを聞いて后は我慢できなくなる。なぜなら、彼女は国中で最も美しい女でありたかったからだ。そこで王が戦争に出かけている間に、后は白雪姫を馬車に載せて森の奥深くに行き、赤いバラが咲いているところで馬車を止め、姫を降して花を摘んできてくれと言う。姫が降りる否や馬車を出発させ、姫を置き去りにする。野生の獣が姫を食い殺すと思ったからだ²⁰⁾。

初稿の実母は白雪姫の美しさに嫉妬し、自ら白雪姫を連れだして森に捨てる。彼女は娘を捨てはしたが、家来に殺そう命じたわけでも、自ら殺したわけでもない。初版の母親は同様に実母ではあるが、残酷さが初稿とは異なる。「雪のように白く、血のように赤く、黒檀のように黒い」娘を授かった后は、白雪姫が7歳になった時、「鏡や壁の鏡、国中で1番美しい女は誰」と鏡に聞く。「后、ここではあなたが美しいが、白雪姫はあなたより千倍も美しい」と鏡が答えたので、后は嫉妬で真っ青になり、狩人を呼び出し、白雪姫を森の奥で殺し、証拠に肺と肝臓を持って帰るよう命じる。后はそれを塩茹でにして食べるのだという²¹⁾。

実母である后が実の娘を殺させて、娘の肺と肝臓を食べるというのだ。森に置き去りにする実母から、はるかに残酷な実母に改変されている。これは一体、何を意味するのだろうか。グリム童話で、一見訳が分からないような改変が行われている箇所は、古代化か中世化が行われた結果である場合が多い。この場合もグリム兄弟が原始の「人食いの風習」(Kannibalisumus)という民間信仰(臓器を食べるとその人の美や能力を獲得できる)を偲ばせる要素を挿入することによって²²⁾、メルヒェンの古代性を強調しようとしたのだ。この改変は7版の決定版(1857)まで踏襲されるが、2版以降の版では実母が継母に変えられる。これによって実の母が実の娘を殺したり、食べたりするのではなく、血縁関係のない継母が継子の臓器を食べるという話に変更される。

現代の読者には、美しさを求めて嫉妬する后は愚かな存在であるかのように受け取られる。しかし、中世の女性が果たしてここまで美しさを追求したのだろうか。女性に美の価値が規範として押し付けられたのは、産業革命にともなって、女性が労働から疎外されてからである。機械化され、工場化された生産の場では、産む性としての女性は、定時労働には不向きな存在となり、男性に比べて役に立たない存在となると同時に美的存在となっていった²³⁾。結婚の条件に女性の美が求められるようになったのは、近代以降のことである。中世では結婚は法行為であり、家の存続のため子孫の確保と財力の強化を期待して行われた²⁴⁾。愛情の有無が重視されることはなかったのだ。妻にする女性にまず求められるのは、家柄と財産と出産能力であり、美しさではなかった。美しさは恋愛においては重視されたが、それは結婚に結びつくものではなかった。恋と結婚は結びつかないものとされ、娘をいかに恋愛から遠ざけ、うまく結婚させるかが親の関心事項で

あった²⁵⁾。西洋中世では「美」とは「豊かさ」を示すものであった²⁶⁾。豊かな女性には、財力や家柄や地位があるだけでなく、豊穡であること、つまり「出産能力がある」ことが求められた。白雪姫の後は娘を1人しか産まず、男性の後継者を産んでいない。王家にとってこれはかなり危険な状態である。出産能力に関しては、年配の後より若い白雪姫の方が優れている。「白雪姫が后より千倍も美しい」という鏡の答えはそのことを暗示しているのであろう。

豊かさを失いつつあり、地位を追われる危険に晒されている后にとって、白雪姫の存在は疎ましいものに感じられる。それは実の娘であっても継娘であっても同じだろう。しかし、グリム兄弟は娘に危害を加える母親を継母という表現に書き換える。弟のヴィルヘルム・グリムによる変更であるが、おそらく彼は、実の母親についての悪いイメージを与えるのは子どもにとってもよくないと考えたのであろう。また、購買者が母親であることを考えると、自分の悪口を書かれている本の購入は控えるだろう。初版の売れ行きが芳しくなかったので、再版を出すにはグリム兄弟は出版社や購買者の意向に迎合した改筆を断行しなければならなかったのだ。

3) 7の数字の出現に対する変更

白雪姫の話では7の数字が頻出する。初稿では7 (sieben) は14回 (同じものを除くと9回) 出現するが、初版では18回 (14回)²⁷⁾ に増え、更に2版では26回 (14回) になり、決定版では30回 (14回) に増える。これはグリム兄弟が意図的に増やしたと思われる。7人の小人の持ち物は、初稿では (皿、スプーン、ナイフ、フォーク、コップ、ベッド) の6種類だったのが、初版以降の版ではランプが挿入されて7種類にされる。后が鏡にする質問の回数は初稿では1回なのに、初版以降では7回に増やされている。また小人の家があるところは初版以降では7つの山を越えたところとされている。初版から決定版まで出現する7は14種類で同じだが、後の版になるほど小人や山に対する呼びかけに繰り返し7をつける傾向がみられる。

「黄泉の世界の存在でもある」 (sie heissen auch die Unterirdischen)²⁸⁾ 7人の小人の住処を7つの山を越えた森の奥としたことや、後の嫉妬を呼び起こす鏡への質問回数を7回に増やしたのは、7が占星術や魔術や異界と結び付いた不吉な数だということをグリム兄弟が認識していたからであろう²⁹⁾。白雪姫の年齢は初稿では示されていないが、初版以降では7歳とされている。青年期に向かう年齢としてイニシエーションの対象とされていた歳だ。西洋中世では保護を必要とするのは7歳までとされていた³⁰⁾。1794年のプロイセン一般ラント法は7歳までが子ども、14歳までが後見を必要とする年齢と定めている³¹⁾。7と7の倍数は法的に重要な数として認識されていたのだ。7歳が過ぎると子ども期を修了するので、修了に値するかどうか確認する必要がある。そのため7歳の子に試練が課されるのだ。永久歯が生えて幼児期を脱する年齢である7歳は³²⁾、最初の通過儀礼 (Initiation) が子どもに課される時期だったのである。幼児期を脱した白雪姫は、危険な青年期に向かう前に、母親によって森に追放され、通過儀礼に晒されたという解釈も成り立つ。7歳の娘が送られた先は、通過儀礼が課される場所である森の奥深く (7つの山を越えたところ) で、異界の存在である7人の小人が住む家である。家事能力抜群の小人の下で修業し、何もできない子どもの白雪姫は7つの家事をこなせる娘として成長していく。子どもから娘になるには、これまでの自分を殺して、新しい自分に生まれ変わる必要がある。仮死状態を体験してこそ、子どもは大人になることができると信じるからこそ、近代以前の社会ではイニシエーショ

ンが課されたのだ。

数秘学によると、7は「最も神秘的で魔術的な数」で、「宗教と魔術に頻出する」、「唯一無比」の数だという³³⁾。太陽の7番目の惑星と信じられていた月と関連があり、「7日ごとに4つの相を持つ月は、原始信仰ではその満ち欠けによって人生の盛衰を支配すると考えられた」³⁴⁾。月の周期は月経をもつ女性のバイオリズムとも関係している。昔の女性は7歳で子ども期を脱し、14歳で初潮を迎え、49歳で更年期を迎え、70歳で死亡すると考えると³⁵⁾、7の倍数年は女性の人生の転換期を示していたことになる。月の女神であるディアナ信仰は穀物や女性の実りと密接に結びついた信仰として農民の間に広く浸透していた。グリム童話のなかの7の数字が通過儀礼と結びついているのも、ディアナ信仰の名残かもしれない。7が続出する「白雪姫」の話は、父性宗教のキリスト教ではなく、それ以前の母性（豊穡）宗教であるディアナ信仰と結びついた話とも考えられる。

4) 天使の国（Engelland）から国（Land）への変更

初稿では后が鏡に問いかける言葉は、「鏡よ、壁の鏡、エンゲルラント（Engelland）で一番美しいのは誰」である。初版以降は単なる「国（Land）」に変更されるが、最初の原稿（初稿）では「天使の国（Engelland）」だったのだ。ドイツの百科事典では Engelland は England のこととされている³⁶⁾。グリム兄弟の『ドイツ語辞典』にも Engelland は England の昔の表記法だと書かれている³⁷⁾。それではこの話はイギリスでの話なのだろうか。Engelland にはイギリスという意味と「天使の国」と言う意味がある。天国は「神の国」であるので、天使が作る国とは「墮天使の国」を意味することになる。神が地上に天使を遣わされたとき、天使たちは誘惑に負けて人間の娘たちと交わり息子を産ませるに至った。そのため墮天使は天国から追放され、悪魔に仕えるデーモンとなった。それら墮落した天使たちが住む国が「天使の国」つまり「地獄」なのである（創世記第6章1-4に関するラクタンティウスの解釈）³⁸⁾。つまり「天使の国」とは墮天使ルシファーが支配する国、地獄、異端者や異教徒たちの国を指すことになる。

16世紀初期の魔女裁判で数人が、南チロルの「オーバーヴェール出身の被告人アンナ・ヨブスティンがエンゲルラントの女王に選ばれ、エンゲルラントの王である悪魔と豪者に飾り立てて結婚した」と証言しているところを見ると³⁹⁾、エンゲルラントが地獄だということ認識は魔女狩りを経験した民の間で共有されていたようだ。エンゲルラントは古い綴りの英国ではなく、文字通り「天使の国」、「墮天使の国」、「地獄」を指す言葉と考えてよいとフリッツ・ビロフは主張している⁴⁰⁾。

白雪姫の話が「墮天使の国」の話であるとする、キリスト教徒から見ると地獄に行く人々、すなわち異端者や異教徒たちの国の話ということになる。キリスト教道徳や一夫一婦制がゆきわたっていない国における王にとって、女の子1人しか産まない後の美しさ（豊穡）は限定的で、若さを誇る娘がより美しい（豊穡な）存在に見えたのであろう。鏡は「月と関連し、女性の誇りを表す」という⁴¹⁾。鏡の言葉を盲信する后にとって、鏡は「神」そのものといえる。后が崇拝していたのは、キリスト教が悪魔視する豊穡の女神、月の女神であるディアナではないのか。なぜなら「中世初期においても農村の住民が森や耕地の女神としてディアナを崇拝したことは十分ありえる」からであり⁴²⁾、そのことが伝承文学の中に保持されていると考えられるからである⁴³⁾。

5) 白雪姫を甦らせる人物と方法の変更

毒の林檎を食べて死んでしまった白雪姫を甦らせるのは、初稿では実の父である王であるのに、初版ではどこかの国の王子に変えられ、その変更が決定版まで踏襲される。姫の甦りを伝える初稿のテキストは下記のとおりである。

「ある日、白雪姫の父親である王が自国に戻ってきて、7人の小人が住む森を通過しなければならなかった。棺とその上に書かれた碑銘を見て、王は愛する娘の死を知り、非常に悲しんだ。しかし、王は経験豊かな医者を随行員として連れていたので、小人に死体を譲ってくれるよう頼み、棺をもらいうけた。お抱えの医者が部屋の四隅に縄を結び付けると、姫は再び息を吹き返し、棺から飛び出した。白雪姫は父王と一緒に家に帰る。そしてある美しい王子と結婚する。結婚式には1足の上靴が火にかけられ、後はそれを履いて死ぬまで踊らなければならなかった」(初稿)⁴⁴⁾。

ここでは死んだ姫を見つけるのは実の父であり、甦らせるのは父王の家来である医者だ。しかしこの医者は医术ではなく、魔術で姫を甦らせる。四隅に縄を張って結界を作り、害悪魔術を遮断する対抗魔術で林檎の毒を遠ざけたのだ。魔術師を医師として抱えている王自身も、おそらく魔術に親しんでいる人間であろう。

姫が甦る同じ場面の初版テキストは下記のとおりである。

「あるとき、若い王子が泊めてもらおうと、小人の家にやってきた。部屋に入り、7つの光にくっきりと照らされて白雪姫がガラスの棺に横たわっているのを見たとき、王子はその美しさに魅せられ、いくら見ても見あきることがなかった。金文字で書かれた碑文を読み、彼女が王女であることがわかった。そこで王子は小人たちに死んだ白雪姫を棺ごと売ってほしいと頼んだ。しかし小人たちはどんなに金を積んでもだめだと言った。そこで王子は棺を譲ってくれ、白雪姫を見ることなしに生きていくことはできない、この世で最も愛しい存在として敬い大切にすることを言った。すると小人たちは王子に同情して、棺を王子に譲ってやった。王子は棺を城に運ばせ、自分の部屋に置かせた。…あるとき家来の1人が棺を開けて、白雪姫を高く持ちあげた。『死んだ娘ひとりのせいで、おれたちは1日中ひどい目にあっている』と言い、白雪姫の背中をドンと殴った。すると白雪姫が呑み込んだ恐ろしい林檎の芯が喉から飛び出し、白雪姫は生き返った。そこで白雪姫は王子のところに行った。王子は愛しい白雪姫が生き返ったので、嬉しさのあまりどうしたらいいかわからなかった」⁴⁵⁾。

この後、結婚式が行われ、白雪姫の母親(后)も招待される。彼女は真っ赤に焼けた鉄の靴を履かされ、死ぬまで踊らされる。姫を救済するのが父王から若い王子変えられるが、愛の力で姫を目覚めさせたのではなく、家来の予想外の行動が姫を目覚めさせたのだ。乱暴で予測不能な行動が幸せをもたらすのは、メルヒェンの常套手段だ。蛙を壁に投げつけたり(KHM1「蛙の王様」)、援助者である狐を撃ち殺して頭と足を切り取ったり(KHM57「黄金の鳥」)することが、幸せを獲得する行為とされているからだ。しかし、これらの話と異なる点は、ここでは主人公でも救済者でもない脇役の家来が主人の変質狂的趣味(死体フェチ)の片棒を担ぐことを拒否し、姫を棺から出し、高く持ち上げて背中を叩いたことだ。そのような行為が姫を甦らせることができるなど予測不能だ。荒唐無稽なこの救済方法は、メルヒェン的是ではあるがロマンチックではない。近代の愛による救済とは無縁の世界がここには存在する。おそらく、近代以前の社会で大人になる

前に課されたイニシエーションを反映したものであろう。

A. v. ジェネップによるとコンゴやギニアの部族には「イニシエートされるものは以前の環境から分離される（森の中にはこびこみ、そこに隔離すること、祓い式、笞打ち、知覚を失うまで、椰子酒を飲ませて酔わせること）。彼は以前の環境にとっては『死んだ』ものとされ、新たな環境へと合体させられる」のだそうだ⁴⁶⁾。またイニシエーションの際に背中をユッカの枝で打つ「笞打ちの行為」が分離儀礼の意味と合体儀礼の意味をもつのだという⁴⁷⁾。「殴打の清め」という打撲の慣習は西洋でも古代から存在し、結婚式で花嫁や花婿が招待客から白樺の木の笞で打たれる打撲の風習は多くの地域に存在した⁴⁸⁾。笞による殴打の力が「生命と生産力を呼び起こす」と信じられていたのだ⁴⁹⁾。

白雪姫が背中を叩かれて目覚めたのは、イニシエーションの儀式を暗示しているのではないだろうか。そうなるとこの話はまったく異なるメッセージを持つ話になる。初稿では四隅に縄を張る魔術で甦り、初版では背中での殴打で甦る白雪姫は、大人になるための資格を問う試練であるイニシエーションの儀式を受けるために、仮死状態にあったことになる。なぜなら、魔術や殴打による再生はイニシエーションの常套手段であるからだ⁵⁰⁾。

2版以降の版では家来たちによって目覚めさせられるのは同じだが、殴打によるのではなく、「藪に足を取られて棺が揺れた」ことによるという表現に変えられる。初版のテキストは前近代のイニシエーションを偲ばせる興味深い表現ではあるが、家来が姫の死体を持ち上げて背中を叩くという行為は、主従間の行為を逸脱したものであり、家父長制を取る国家や家族にとって望ましいものではないと判断されたのであろう。おそらくグリム兄弟は再版の意向を斟酌したのだらう。しかし殴打ではなく、揺さぶりによって目覚めさせるという行為も予測外の行為（驚愕による悪霊払い）であり、イニシエーションとの関連を仄めかすものであると考えられる。

4. まとめ—変更点を見据えたジェンダー学的新解釈

ディズニー版が決定版グリム童話と異なる点は、愛による救済を演出したこと、性別役割分担を挿入したこと、姫の後への復讐を天罰（雷）による制裁に変更したことである。これらの変更はすべて近代のジェンダー観に基づいて行われたものといえる。

グリム兄弟の書き換えの手法を版による比較から探ると、決定版の話は中世の価値観を保持している部分と、曖昧にされ近代化された部分があることがわかる。保持している部分は、救済方法が愛ではなく、イニシエーションを仄めかせる方法であること、性別役割分担を挿入していないこと、姫の後に対する復讐のプロットを保持していること、7の数字の頻出によって魔術や異界との結びつきを暗示させていることなどである。曖昧にされ近代化された部分は、実母を継母にしたこと、話の舞台を「天使の国」から「国」に変えたこと、救済者を父王から王子に変更したこと、蘇らせる方法を医者の方術から家来の殴打や揺さぶりに変更したことが挙げられる。これらの改変は近親婚を仄めかす表現を避けて、ピュルガーの道徳観に適合させようとした近代的改変といえる。以上の点を踏まえて、この話を初稿に重点を置いて読み直すと、次のような解釈が可能となる。

1 番美しい女性であることを否定されて嫉妬に狂う后が、自分より美しい娘を殺害させるとい

う「白雪姫」の話は、美という概念が時代によって異なるものであり、その意味が異なるということ念頭に置くと、別のストーリーが見えてくる。中世における美とは「豊かさ」を表すもの、すなわち財力や地位だけでなく女性の豊穡、出産能力を意味するものであった。顔や容姿の端麗さを指す近代の「美しさ」ではなく、「豊かな実り」をもたらす女性であることを願った后が、自らの地位や命を守るため考え抜いた末、娘を成人するまで森に隔離する（初稿の白雪姫は年齢不詳だが、后が脅威を感じたとすれば、7の倍数である14歳、初潮が始まる年齢だったのかもしれない）。なぜなら、この国はキリスト教徒から見た地獄、「墮天使の国」⁵¹⁾、異教の女神信仰を保持する異教徒の国であるからだ。おそらく父性宗教であるキリスト教信仰ではなく、キリスト教以前の豊穡神であり「三相一体（月、母、狩猟）」の女神であるディアナ（アルテミス）信仰が支配している国であろう。

月は7の周期でその姿を変え、太陰暦は7の倍数で成り立っている。また、サタンは7つの頭を持つ竜として絵画に描かれている。西洋絵画では悪魔が竜の姿で描かれる場合が多い。ルネッサンスの画家ラファエロは黙示録に登場する竜（悪魔）と闘う「聖ミカエル」や「聖ゲオルギウス」の絵（1503-05）を描いているし⁵²⁾、頭を7つ持つ竜はドイツのアルブレヒト・デューラーが木版画集『黙示録』（1497-98）で詳細に描いている⁵³⁾。7つの頭を持つ竜がサタンであり、墮天使シファーであるという記述は聖書の黙示録にも存在する⁵⁴⁾。

7の数字が頻出する白雪姫の話は、エンゲルラント、地獄であり、異教とされたディアナを崇拜する人々の国であるとする、父親の娘に対する近親姦⁵⁵⁾の可能性が浮上してくる。なぜなら近親婚の禁止が一般的になるのは16世紀以降のことであり、それ以前の社会ではさほど珍しいことではなかったからだ⁵⁶⁾。そのことを月や豊穡のシンボルである鏡の、「白雪姫のほうが、后より美しい（豊穡だ）」という言葉で察知した母親が、娘を森に追いやったのであろう。母親である后は紐や櫛や林檎を持参して娘の貞操観や成熟度を確認しに行ったのではないだろうか。本気で殺すつもりなら殺せたものを、魔術で蘇る種類の毒を林檎に入れたのは、娘を父王から隔離するのが目的だったからではないのか。苦勞して森の中に仮死状態で安置した娘を、実の父が見つけ出し、張り縄の魔術で結界を作って魔術（林檎の毒）を遮断し、娘を蘇えらせたと知ったとき、后はさぞ落胆したことだろう。物語はそれについて述べていないが、おそらく娘は蘇らせてくれた父王と結婚したのであろう。突然、とってつけたように「白雪姫はある美しい王子と結婚した」という文章が挿入されるが、どこの国の王子かは不明のままである。

グリム童話には初稿や初版には娘が実の父親である王と結婚する話が存在する。KHM65「千枚皮」がそうである。初版では実父と結婚するが、決定版では改変されてどこかの王子と結婚するとされている。「白雪姫」もその種の話だったのではないだろうか。

男子を出産せず娘を1人しか産んでいない后は、王家の正妻としての地位が危ういものであると自覚していたのだろう。自分の美（豊穡）について鏡に聞くのはそのような不安を抱えていたからであろう。豊穡と愛のシンボルである鏡は「ギリシアでは豊穡をもたらすお守り」であった⁵⁷⁾。またドイツではザクセンシュピーゲルやシュヴァーベンシュピーゲルという使用法から、鏡（Spiegel）は法律を意味する語でもあった。

初稿に紹介されている異型では伯爵は夫人と馬車で出かけているときに、雪のように白く、血のように赤く、カラスのように黒い女の子が欲しいという。するとそのような容貌の少女、白雪

姫に会う。伯爵は少女を馬車の中に入れるが、夫人は面白くない。そこで夫人は手袋を落として、少女に取ってくるよう命じる。少女が馬車から降りるや否や、夫人は全速力で馬車を出発させる⁵⁸⁾。

この場合、白雪姫は王の娘ではなく、道端で見初めた少女である。王がこの少女を愛人にしようとしたことは、后が手袋を投げたことで判明する。敵に「戦闘開始を告げる印として手袋を投げる風習は、中世全期間を通じて行われていた」からだ⁵⁹⁾。初稿に付加された異型では王の浮気が見せられ、初稿に採用された話では王の近親姦が疑われる。いずれにしろこのメルヒェンにおける悪人は実母である后ではない。豊かな出産能力を保持しない彼女は悪の首謀者ではなく、むしろ被害者といえる。真の悪人は後に受胎能力の衰えを指摘し、後の地位や命が危険に晒されていることを認識させ、娘への近親姦を察知させた権力者である父王であろう。

王家の后にとって、出産能力（美しさ）は何よりも大切であり、それがいない場合は命の危険に晒されるのは、英国のヘンリー 8 世の例からも明らかである⁶⁰⁾。この話はおそらく男子を産まない女性を「悪」とみなす、王家や中世社会のジェンダー観が生み出した物語であろう。嫉妬に狂う后の話ではなく、女の豊穣さを失いつつある后を追い詰めた王の話である、と解釈することができる。

白雪姫の後の行動は、父娘近親姦を阻止しようとしたものである。動機は、おそらく娘に対する愛情というより、自己保身であろう。なぜなら、細やかな愛情で結び付いた親子関係は近代家族の創出物であるからである。西洋中世の親子関係は後継者の出産を巡って厳しい緊張関係に晒されていた。後継者創出は夫婦愛や親子愛よりも重視すべき最優先課題であったからだ。つまり、夫婦愛や親子愛も不変のものではなく、時代によって社会によって変わるものなのである。

注

- 1) メルヒェン (Märchen) というドイツ語は、日本語に直すと「昔話」に相当する。童話という訳語は厳密には不適切だが、日本語では『グリム童話集』という訳語が定着しているのでここでも使用する。しかし、より正確に表現したいときには、「メルヒェン」と表示することにする。
- 2) Reinhold Steig: *Achim von Arnim und Jacob und Wilhelm Grimm*. 2. Aufl. Bern 1970 (1. Aufl. 1894), S. 89.
- 3) Heiliges Römisches Reich、962-1806 年、中世に現在のドイツ、オーストリア、チェコ、イタリア北部を中心に存在していた政体
- 4) ウォルト・ディズニー著、立原えりか訳『ディズニー名作ライブラリー I』講談社、1994 年、6-16 頁。
- 5) Brüder Grimm: *Kinder- und Haumärchen*. Stuttgart 1980, Bd. 1, S. 269-278.
- 6) 神田由布子訳『ディズニープリンセス 6 姫の夢物語』沙文社、89-102 頁。
- 7) Ingrid Ahrendt-Schulte: *Weise Frauen - böse Weiber*. Freiburg 1994, S.83.
- 8) Ingeborg Weber-Kellermann: *Die deutsche Familie*. Frankfurt/M. 1974. S. 20-21.
- 9) Brüder Grimm, a.a.O., S. 271.
- 10) Jacob Grimm / Wilhelm Grimm: *Deutsches Wörterbuch*, Leipzig 1877, Bd. 10, S 890.

- 11) 長島伸一『世紀末までの大英帝国』法政大学出版会、1987年、248-249頁。
- 12) Ingeborg Weber-Kellermann, a.a.O., S. 106-107.
- 13) Ebd. S. 107-108
- 14) Wilhelm Grimm: *Einleitung. Über das Wesen der Märchen. In: Kleinere Schriften*. Hildesheim. 1922 (1. Aufl. 1881). Bd. 1, S. 340.
- 15) ハイน์リッヒ・ミッターイス著 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』創文社、1954年、58-61頁。
- 16) 同上、45-46頁。
- 17) Heinz Rölleke: *Die Älteste Märchensammlung der Brüder Grimm*. Cologny-Genève 1975, S. 380-381.
- 18) Ebd. S. 380-381.
- 19) Engelland については 3.4) の項 (35 頁) で詳述している。
- 20) Heinz Rölleke, a.a.O., S. 244-246.
- 21) Ebd. S. 245-247.
- 22) Lutz Röhrich: *Märchen und Wirklichkeit*. Wiesbaden 1974, S. 132.
- 23) 上野千鶴子『発情装置』筑摩書房 1998年 99頁。
- 24) Ingeborg Weber-Kellermann, a.a.O., S. 20-21.
- 25) 前野みち子『恋愛結婚の成立』名古屋大学出版会 2006年 332-333頁。
- 26) ジャック・ル・コブ著 桐村泰次訳『中世西欧文明』論創社 2007年 532頁。
- 27) () の数字は同じものを除いた回数。
- 28) Wilhelm Grimm: *Einleitung*. a.a.O., Bd. 1, S. 349.
- 29) 拙論「グリム童話における 7 の数字—不吉な 7 の出現を巡って」、阪神ドイツ文学会『ドイツ文学論攷』53号所収、2011年 7-29頁。
- 30) Irene Hardach-Pinke / Gerd Hardach (Hg.): *Deutsche Kindheiten. Autobiographische Zeugnisse 1700-1900*. Kronberg / Ts, 1978, S. 2.
- 31) Hans Hattenhauer (Hs.): *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794*. Frankfurt / M., 1970, S. 55 (1. Teil, 1. Titel, §§ 25).
- 32) Franz Carl Endres / Annemarie Schimmel: *Das Mysterium der Zahl. Zahlensymbolik im Kulturvergleich*. München, 2005, S. 143f.
- 33) Rosemary Ellen Guiley: *The Encyclopedia of Witches and Witchcraft*. New York, 1989, S. 251.
- 34) Ebd. S. 251.
- 35) Franz Carl Endres / Annemarie Schimmel, a.a.O., S. 143f.
- 36) *dtv-Lexikon—Ein Konversationslexikon*. München, 1974,, Bd. 5, S. 105.
- 37) Jacob Grimm / Wilhelm Grimm: *Deutsches Wörterbuch*. Leipzig 1862, Bd. 3, S. 474f.
- 38) Hildegard Schmölzer: *Phänomen Hexe—Wahn und Wirklichkeit im Laufe der Jahrhunderte*. Wien 1986. S.15-16.
- 39) Fritz Byloff: *Hexenglaube und Hexenverfolgung in den österreichischen Alpenländern*. Berlin und Leipzig 1917, S.63.
- 40) Ebd. S. 63 Man wird hier nicht, wie Soldan-Heppe 1534, an Großbritannien denken dürfen, sondern an das Land des Engels. (1534年にゾルダン ヘッペが述べているように、ここでは大英帝国

ではなく、天使の国を意図すると考えてよい。)

- 41) Ad de Vries: *Dictionary of Symbols and Imagery*. Amsterdam, London, 1974, S. 323.
- 42) Hildegard Schmölder, a.a.O., S.17.
- 43) Ebd. S. 17.
- 44) Heinz Rölleke, a.a.O., S. 250.
- 45) Heinz Rölleke, a.a.O., S. 257-259.
- 46) アーノルド・ヴァン・ジェネップ著、秋山さと子他訳『通過儀礼』 新思索社、1998年、87頁。
- 47) 同上、84頁。
- 48) ハンス・フリードリヒ・ローゼンフェルト／ヘルムート・ローゼンフェルト著 鎌野多美子
訳『中世後期のドイツ文化・1250年から1500年まで』三修社1999年 149頁。
- 49) 同上、149頁。
- 50) アーノルド・ヴァン・ジェネップ著、前掲書87頁。
- 51) Hildegard Schmölder: a.a.O., S. 15.
- 52) Laura Ward / Will Steeds: *Demons. Visions of Evil in Art*. London, 2007, S. 8.
- 53) Ebd. S. 225.
- 54) *Das Neue Testament*. Übers. v. Hans Bruns. Giessen, 1960, S. 694.
- 55) 「近親相姦」は両者の合意に基づいた行為を意味する言葉なので、一方的に犯されるインセ
ストは「近親姦」と表現する。石川義之著『社会学とその周辺』大学教育出版、2002年、
218頁。
- 56) クロード・レヴィー・ストロース著、馬淵東一他訳『親族の基本構造 上巻』番町書房
1977年、72頁。
- 57) Ad de Vries, a.a.O., S. 323.
- 58) Heinz Rölleke, a.a.O., S. 250, 252.
- 59) Jakob Grimm: *Deutsche Rechtsalterthümer*, Göttingen 1828, S. 154.
- 60) 1人目キャサリン・オブ・アラゴンは結婚無効(毒殺説あり)、2人目アン・ブーリンは処刑、
3人目ジェーン・シーモアは王子出産後死亡、4人目アン・オブ・クレーブズは離婚、5人
目キャサリン・ハワードは処刑、6人目キャサリン・パーは最後まで添いとげ王の死をみと
る。ヘンリー8世が6人も妻を取り替えたのは、妻が男子を産まなかったからである。その
証拠に王は王子出産後死亡したジェーン・シーモアを終生愛し、死後は彼女とともに埋葬さ
れている。渡辺みどり『英国王室物語 ヘンリー八世と六人の妃』講談社、1994年、21-
217頁。

Gender Differences in Preferences: Economics Encounters Psychology

Akira Kawaguchi
(Doshisha University)

There have been an increasing number of studies by economists on gender differences in preferences. Preferences used to be a research object of psychology rather than economics. Economists have been analyzing behavior of agents assuming that their preferences are given. Recently, however, more and more economists are interested in gender gap in preferences, such as risk aversion, altruism, trust, trustworthiness, inequality aversion, competition, and so on.

One of the reasons for the surge of studies on gender gap in preferences is that the gender gap in wages has not been disappeared in spite of the gender-equalization policies in the last quarter century in industrialized countries. Many industrialized countries enacted gender-equal employment laws to prohibit gender discrimination, and required firms to implement positive action programs. However, substantial gender gaps in economic status remain in most industrialized countries.

Another reason for the surge of studies on this topic is the development of behavioral economics, which use experiments as main tools of research. Behavioral economists found that human beings are not as rational as the neo-classical economics assumes. For instance, time discount rate cannot be expressed by an exponential function, people are more risk averse in the field of gain than in the field of loss, people are not selfish, and people expect other people not to act selfishly.

This paper surveys literature on gender differences in preferences in the last two decades. In particular, we focus on risk aversion, altruism, contribution to public goods, and competition. Literature clearly shows that women are more risk averse than men, and men prefer competitive reward system rather than piece rate system. Literature also shows, to a lesser extent, that women are more altruistic and men contribute more to public goods.

There are some unanswered questions. First, it is not clear what causes the gender differences in preferences. Some researchers stress the importance of sex hormones, while others argue that social environments generate the gender gaps. Second, economists have been interested in whether gender difference is statistically significant, but have not been interested in how large the difference is. In order to measure the magnitude of gender difference, effect size, which is often used by psychologists, is useful. Finally, there are not many studies that focus on the relation between gender difference in preferences and the gender gap in the economic status.

経済的選好の性差：経済学と心理学の出会い

川 口 章*
(同志社大学政策学部)

1. はじめに

最近、経済学では、選好（好み、効用関数）の性差に関する研究が多数蓄積されつつある。従来、選好は経済学というよりは心理学の研究対象だった。経済学では選好は所与とされ、それと価格が与えられたとき、どのような行動をとるかを考察するのが経済学の伝統的研究方法だった。それが現在では、選好そのものに対する研究を経済学者が行っている。リスク回避 risk aversion、利他主義 altruism、信頼 trust、信義 trustworthiness、不平等回避 inequality aversion、競争 competition などにおけるジェンダー比較がさかんに研究されている¹⁾。

近年このような研究が急増している背景には、先進諸国における四半世紀に及ぶジェンダー平等化政策にもかかわらず、ジェンダー賃金格差が解消されないことがあるのではないだろうか。多くの先進国は 1980 年代に相次いで男女雇用均等法を導入し、女性差別に対する監視の目を厳しくするとともに、ポジティブ・アクションによって雇用主に対し女性活躍推進計画の策定と実施を義務付けた²⁾。それにも関わらず、ジェンダー賃金格差は解消されていない。男性と女性はそのもそも選好が異なるのではないか——フェミニズムの隆盛以来、多くの研究者があえて避けてきたこの疑問に注目が集まり始めた背景には、ジェンダー平等政策の行き詰まりがあるといえよう。

選好のジェンダー比較研究が急増しているもう一つの背景は、経済実験を利用した行動経済学の実験である。どちらかといえば、むしろこちらが主要な原動力となっているといっているかもしれない。生身の人間は、伝統的な経済学が前提としてきた合理的経済人とは異なることが、行動経済学によって次々と明らかになってきた。時間選好は指数関数では表せないこと、リスク回避度は利益を得る場合と損失を被る場合で非対称であること、人々は利己的ではなく、また他人に対しても利己的でない行動を期待していることなどである。このような伝統的経済学の前提とは異なる、そして、経済行動に大きな影響を及ぼす選好が、男女でどのように異なるかは、経済学者の知的好奇心を大いに刺激することとなった。

また、興味深いことに、1980 年代以降、心理学や教育学の分野でも、認知能力、嗜好、行動の性差に関する研究が盛んになっている。それによると、認知能力の性差はあるとしても非常に小さいが、一部の能力では、明確な性差がある。たとえば、地図を読むときに必要な能力である心的回転能力では男性が優れ、言語能力の一つである言語流調性では女性が優れていることが知られている。また、攻撃的な行動には、性ホルモンが影響していることも知られている³⁾。

本稿では、過去 20 年ほどの間に蓄積された、選好のジェンダー比較に関する研究を紹介し、それがジェンダー研究やジェンダー政策に及ぼす影響について議論する。本稿で取り上げる選好は、リスク回避、利他主義、公共への貢献、競争志向である。これらは、必ずしも互いにはっきりと識別できるわけではなく、通常は一つの実験で複数の種類の選好が分析対象となる。以下で

は、リスク回避実験、独裁者ゲーム、公共財ゲーム、競争実験を用いた研究を紹介する。

文献サーベイの結果、女性の方がリスク回避度が大きいこと、男性の方が競争志向が強いことが明らかになった。また、女性の方が利他主義的傾向が強く、男性の方が公共財への貢献意欲が高い傾向にあるが、これらはリスク回避度や競争意欲ほど性差が明確でない。今後の研究課題としては、選好の性差の原因が何によるのかについてより厳密な研究が必要であること、性差の大きさを計るには統計的に有意か否かだけでなく効果量を計算する必要があること、選好の性差と労働市場におけるジェンダー格差がどのように関連しているかについての研究が必要であることなどが挙げられる。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、選好の性差に関する実験の結果を紹介する。第3節では、選好の違いが労働市場での行動に及ぼす影響に関する研究を紹介する。第4節で、本稿をまとめる。

2. 選好の性差に関する実験

2.1. リスク回避実験

ここでは、経済学の文献データベース EconLit で gender と risk averse と experiment をキーワードとして検索した結果から、リスク回避実験によってリスク回避度の性差を検証した論文を選択している。

さまざまな選好のうち、リスク回避度は性差がもっとも大きいもののひとつである。リスク回避とは、確率的な所得（または損失）よりも、確定的な所得（損失）を好むことをいう。たとえば、50% の確率で 2 万円が当たり、50% の確率で何ももらえないくじよりも、確実に 1 万円が手に入る方を好む場合に、リスク回避的であるという。リスク回避度を計測する一般的な方法は、さまざまなリスク、期待収益、価格などをもったくじ、金融商品、保険などについて、購入するかどうかを調査するものである。経済実験では、実際に少額の金銭をやり取りすることが多い。

リスク回避度は、同じ人でも、期待値の大きさや確率によって異なる。たとえば、上記のようなくじの場合、ほとんどの人が、くじよりもくじの期待値と等しい現金を好む。つまり、リスク回避的である。しかし、そのような人でも宝くじを買うことがある。それは、人々は小さな確率の場合、実際の確率より大きく感じてしまう傾向があるからである。たとえば、100 万本に 1 本しか当たらない宝くじでも、主観的には 1 万本に 1 本あるいは 1000 本に 1 本くらい当たりそうに思ってしまう人が多い。

また、同じ人でも、利益を得る場合と損失を被る場合では、リスク回避度が異なるのが普通である。50% の確率で 2 万円が当たるくじより確実な 1 万円の所得を好む人でも、確実に 1 万円を失うより、50% の確率で 2 万円を失う方がいいと考える人は多い。一般に、利益の場面より損失の場面で人はリスク回避度が小さくなる（さらにはリスク愛好的になる）傾向があることが知られている。

表 1 は、2005 年以降に発表されたリスク回避度の性差に関する実験または実証研究の概要をまとめたものである。表では、「利益」の場面と「損失」の場面を区別している。「利益」とは、期待値が正であるくじ、または投資行動を模した実験であり、「損失」とは期待値が負であるくじ、

または保険行動を模した実験である。本稿のすべての表では、 $F > M$ は 5% 水準で有意に女性の方がリスク回避的であることを、 $F < M$ は 5% 水準で有意に男性の方がリスク回避的であることを、 $F = M$ は 5% 水準で有意な差がないことを意味する。

表 1 リスク回避度の性差に関する調査・実験

論文	国	被験者	実験方法	リスク回避度		結果
				利益 (投資)	損失 (保険)	
Booth, Sosa and Nolen (2011)	イギリス	大学生 女 79 人 男 152 人	50% の確率で 30 ポンドが当たるくじと、確実なある金額のいずれかを選択させる。	$F > M$	該当なし	授業開始後 8 週間で、女性だけのクラスではリスク回避度が低下する、これは男子だけのクラスや男女混合クラスには見られない。
Garbarino, Slonim and Sydnor (2011)	不明	白人大学生 女 65 人 男 87 人	リスクの小さい順に並べられた 6 つのくじから、購入したいくじを選択させる。人差し指と薬指の長さの比による経済行動の違いを説明する実験。	$F > M$	$F > M$	女性がリスク回避的。人差し指と薬指の比は、男性の方が小さい。同比が大きいほど、リスク回避的。しかし、同比を調整しても女性の方がリスク回避的。
Le, Miller, Slutske and Martin (2011)	オーストラリア	双子 女 1,068 人 男 1,220 人	投資のリスクに対する忍耐度を 10 段階で本人に答えさせる。	$F > M$	該当なし	女性の方がリスク回避的、リスク回避度が小さい人ほど所得が高い。ただし、リスク回避度の性差は、所得の性差に比して小さい。
Arano, Parker and Terry (2010)	アメリカ	50 歳以上の大学教員 女 86 人 男 281 人	確定拠出年金に占める株式の割合を調査する。	$F = M$	該当なし	男女で有意な差がない。
Ball, Eckel and Heracleous (2010)	アメリカ	大学生 女 73 人 男 109 人	利得と確率が違うくじから購入したいものを選択させる。次に他人の選択したくじを予測させる。	$F > M$	該当なし	女性の方がリスク回避的。女性はリスク回避的に、男性はリスク愛好的に過大評価されている。
Booij, Praag and Kuilen (2010)	オランダ	家計調査 女 890 人 男 1,045 人	2 つのくじを無差別にする利得または確率を尋ねる。	$F > M$		女性の方がリスク回避的。男女のリスク態度の違いは、損失回避度と確率加重関数の差による。効用関数の曲率の差によるのではない。
Fletschner, Anderson and Cullen (2010)	ベトナム	夫婦 女 500 人 男 500 人	確実に一定のお金額を得る(失う)と確率的に利益(損失)が決定するくじのどちらかを選択させる。	$F > M$	$F > M$	利益は有意水準 1% で、損失は有意水準 5% で女性の方がリスク回避的。
Gerdes and Gransmark (2010)	世界	チェスのプレイヤー 女 1,137 人 男 13,985 人	チェスの序盤の戦略を専門家が見て、攻撃的、安全、不明確に分ける。チェスプレイヤーの戦略の男女差を説明。	$F > M$		実力、経験、年齢を調整した上で、男性は攻撃的な戦略を、女性は安全な戦略を選択する確率が高い。

論文	国	被験者	実験方法	リスク回避度		結果
				利益 (投資)	損失 (保険)	
Booij and Kuilen (2009)	オランダ	家計調査 女 890 人 男 1,045 人	2つのくじを無差別にする利得を尋ねる。	F>M		女性の方がリスク回避的。男女のリスク態度の違いは、損失回避度の差による。効用関数の曲率の差によるのではない。
Borghans, Golsteyn, Heckman and Meijers (2009)	オランダ	高校生 女 163 人 男 184 人	あいまいさの異なるくじを引かせて、そのくじの販売額を尋ねる。	F>M	該当なし	女性の方がリスク回避的。男性のほうがやや曖昧さ回避的。
Eckel, El-Gamal and Wilson (2009)	アメリカ	ハリケーン避難経験者と非経験者 女 524 人 男 400 人	3種類のサンプル： 1)ハリケーン避難経験者、被災直後。 2)同上、被災1年後。 3)避難経験のない人、被災1年後。 期待値とリスクの異なる6つのくじから1つを選ばせる。	F<M (被災直後) F>M (被災1年後)	該当なし	避難経験者は災害直後には、女性の方が強くリスク愛好的。1年後には、女性の方がややリスク回避的。避難非経験者では、女性がややリスク回避的。災害の直後は男女ともリスク愛好的になる。
Mittal and Vyas (2009)	インド	18歳以上 女 147 人 男 281 人	投資のリスク選好を尋ねる(5段階評価)。	F>M	該当なし	女性の方がリスク回避的。
Beckman and Menkhoff (2008)	アメリカ、ドイツ、イタリア、タイ	ファンドマネージャー 女 125 人 男 524 人	以下の3つの質問に対し、それぞれ6段階で回答： 1)投資の際リスク回避的か。 2)証券に損失が生じたとき、値上がりを待つか売るか。 3)利益を大きくしようとするか、損失を小さくしようとするか。	F>M	該当なし	女性の方がリスク回避的で、より強く損失を避けようとする。
Eckel and Grossman (2008b)	アメリカ	大学生 女 120 人 男 136 人	損失の可能性があるくじ、損失の可能性がなくくじ、損失の可能性のある投資の3種類の実験で、期待値とリスクの違う5つのくじから1つを選ばせる。	F>M	F>M	すべての実験で、女性の方がリスク回避的。
Meier-Pesti and Penz (2008)	オーストリア	19-81歳 女 101 人 男 85 人	実際の投資データ、期待値が同じ投資くじの選択、投資態度(6項目)、リスクテイク指数(7段階)、性役割志向についてアンケートをとる。	F>M	該当なし	女性の方がリスク回避的。アンケートで計測した性役割の男性性が強いとリスク愛好的。
		大学生 計 180 人	ジェンダーの視覚的なブライミングをした後で、リスク態度や性役割志向についてアンケートを取る。	F=M	該当なし	アンケート前にビジネススーツの若い男性の写真を見た男性はよりリスク愛好的に、母親と赤ちゃんの写真を見た男性はよりリスク回避的になる。女性には影響なし。

論文	国	被験者	実験方法	リスク回避度		結果
				利益 (投資)	損失 (保険)	
Cohen and Einav (2007)	イスラエル	新規自動車保険契約者 女 33,433 人 男 72,367 人	控除免責金額と保険の掛け金の分析。	該当なし	F>M	女性の方がリスク回避的。リスク選好は年齢に対して U 字型。
Fellner and Maciejovsky (2007)	アメリカ	大学生 女 108 人 男 172 人	26 個の独立した実験。参加者が模擬金融資産を競売にかける。	F>M	該当なし	女性の方がリスク回避的。
Harrison, Lau and Rutstrom (2007)	デンマーク	19-75 歳 女 129 人 男 124 人	期待値とリスクが異なる 2 つのくじから一方を選択する。	F=M	該当なし	性差なし。40 歳代はリスク回避度が低く、高学歴者はリスク回避度が高い。
Fehr-Duda, Gennaro and Schubert (2006)	スイス	大学生 女 77 人 男 104 人	確実な利益(損失)とくじによる利益(損失)のどちらかを選択する。	F>M	F=M	利益のドメインでは、女性の方がリスク回避的。その原因は、女性の方が、確率加重関数がより大きく曲がっている(客観的確率と主観的確率の差が大きい)ことによる。
Iqbal and Baek (2006)	アメリカ	S&P1500 企業の役員 女 2,763 人 男 2,763 人	ストックオプションで得た株式を売るか否かを分析。	F<M		男性の方がストックオプションで得た株式を売る確率が高い。男性の方が、資産を多様化しリスクを避けている。
Brooks and Zank (2005)	イギリス	大学生 女 22 人 男 27 人	確率と利得の異なる 2 つのくじから 1 つを選択する。	F>M	F>M	女性の方が損失回避的。利益のドメインでも女性の方がリスク回避的。
Carlsson, Daruvala and Johansson-Stenman (2005)	スウェーデン	大学生 女 146 人 男 178 人	1) リスク、期待値が異なる 10 種類のくじから、孫(仮想)の所得を決定するくじを選ぶ。 2) 孫(仮想)が住む社会の所得分布を選ぶ(孫の所得は分布の平均値=中央値)。	F>M	該当なし	女性や左翼思想の持ち主の方がリスク・不平等ともに回避的。工学とビジネスを専攻する学生はリスク回避度や不平等回避度が弱い。
Vandegrift and Brown (2005)	アメリカ	大学生 女 39 人 男 31 人	1) 期待値は同じでリスクが異なるくじの選択。 2) 模擬資産の投資ゲーム(2 人で競争)。	F>M	該当なし	くじでも投資ゲームでも、女性の方がリスク回避的。投資ゲームでは、予測の精度を調整すると、性差がなくなる。

表をみると、ほとんどの研究が、女性の方がリスク回避的であるという結果を得ている⁴⁾。23 の文献のうち、女性の方がリスク回避的であるという結論を導いているのが 17 ある。逆に、男性の方がリスク回避的であるという結果を導いている研究は、Eckel, El-Gamal and Wilson (2009) と Iqbal and Baek (2006) の 2 つだけである。しかも、前者は、ハリケーンで被災した人たちに対し、被災直後に調査したものであり、同じ人たちに被災 1 年後に調査した場合には、女性の方がリスク回避的になっていた。また、後者は、ストックオプションで報酬を支払われた役員が、株式を換金するか否かを調査したものである。調査の結果、男性役員の方が女性役員より換金す

る割合が大きいことがわかった。筆者はこの結果から、男性の方が資産を分散しようとしているので、リスク回避度が高いと結論しているが、それがリスク回避度の違いを正しく反映しているかどうか疑問である。

女性の方がリスク回避的である原因について、さらに詳しく実験しているものもいくつかある。そのなかで注目すべきものとしては、女性の方が損失回避度が高いというものがある（Beckman and Menkhoff 2008, Booji and Kuilen 2009, Booji, Praag and Kuilen 2010）。損失回避度とは、損失を嫌う度合である。たとえば、2011年の年末ジャンボ宝くじは1等2億円から7等300円までの当選がある。このうち4等は、当たれば50万円がもらえる。もし仮に、4等の賞金を100万円にする代わりに、4等の当選番号より1少ない数字の場合は50万円取られてしまう宝くじを売り出したとする（どのようにして強制的に取るかは考えないが、それが可能であると仮定する）。元のくじと、新たなくじのどちらがよく売れるだろうか。もちろん、元のくじの方が人気があるだろう。新たなくじを買う人はほとんどいないかもしれない。それは、人々が損失回避的であるからだ。損失回避度が強い人ほど、損失の可能性のあるくじやギャンブルや投資を避ける傾向が強い。

また、女性の方が確率加重関数の曲がり方が大きいという研究もある（Fehr-Duda, Gennaro and Schubert 2006, Booji and Kuilen 2009, Booji, Praag and Kuilen 2010）。確率加重関数とは、客観的な確率と主観的な確率の関係を捉える関数である。私たちは、およそ0.3より高い確率は実際よりも低く、0.3より低い確率は実際よりも高く感じる傾向がある。たとえば1枚300円の宝くじの期待値は、150円にも満たない。多くの人がそのようなくじを買うのは、非常に低い確率（1等の当選確率は100万分の1未満）を主観的には、実際より高く感じてしまうからである。逆に、90%の確率で当たるくじがあったとしたら、主観的には90%より低く感じてしまう。

上記の研究によると、このような客観的な確率と主観的な確率の乖離は、女性の方が大きい傾向がある。そのため、客観的にはかなり高い確率で収益があるような投資でもそれより低い確率に感じてしまって投資をしないということが女性の方に多い。

さらに、先天的な性差を指摘する研究もある。Garbarino, Slonim and Sydnor (2011)は、人差し指と薬指の長さを比べて、人差し指が長い人ほどリスク回避的であるとしている。これは、何を意味するのだろうか。実は、胎児のときにテストステロン（男性ホルモン）を多く浴びるほど人差し指の長さとの薬指の長さの比が小さくなることが知られている。Garbarinoたちの研究は、胎児のときに浴びた男性ホルモンが少ない人ほど、リスク回避的であることを意味している。

ただし、同じような実験から違った結果を導いている研究もある。たとえば、Apicella et al. (2008)やSapienza, Zingales and Maestripieri (2009)は、指の比とリスク回避度の間に相関関係はないという仮説を支持している。このように、女性の方がリスク回避的である原因が、胎内で浴びたテストステロンの量にあるという仮説が広く支持されているわけではない。

2.2. 独裁者ゲーム

ここでは、EconLitで、genderとaltruismとexperimentをキーワードとして検索した結果から、独裁者ゲームによって利他主義の性差を検証した論文を選択している。

独裁者ゲームを利用した実験は、被験者がどの程度利他的かを計測する実験である。独裁者

ゲームとは、被験者に一定の金額を与え、その金額を見知らぬもう一人の人（隣の部屋で待機していることが多い）と分配させるという単純なゲームである。もちろん、すべてを自分がとることも可能であり、通常のゲーム理論に基づくこれが均衡戦略である。実験には、被験者に相手の情報を知らせる場合や、自分が放棄した額の x 倍の額（ x は 1 より大きいことも小さいこともある）が相手に渡される場合、グループで話し合って金額を決める場合など、多様なバージョンがある。

表 2 独裁者ゲームを利用した利他主義の性差に関する実験

論文	国	被験者	方法	利他主義の程度	備考
Houser and Schunk (2009)	ドイツ	子ども (8-10 歳) 女 71 人 男 80 人	20 個のチョコレートを見知らぬ相手に配分。 第 1 実験) クラスで最高の分配者の名前を公表する。 第 2 実験) クラスで最高の提供者にスタンプを与える。 第 3 実験) 第 2 実験と同様の報酬、相手の性別を知らせる。	第 1 実験: $F=M$ 第 2 実験: $F>M$ 第 3 実験: $F>M$	第 3 実験では、女子は同性よりも異性により多く与える。
Dufwenberg and Muren (2006)	スウェーデン	大学生、 女 112 人 男 56 人	3 人 1 組がグループを形成。1000 クロウネ(約 110 ドル)がグループに与えられる。グループで話し合い、グループ外のもう一人にいくら寄付するかを決める。	F 過半数 G $>M$ 過半数 G	女性が多いチームが第三者により多く与え、かつ、第三者を含めた 4 人全員の報酬が等しくなるように分配する傾向がある。
Ben-Ner, Kong and Putterman (2004)	アメリカ	大学生、 女 70 人 男 41 人	10 ドルを分配する。 第 1 実験) 相手の情報を知らせない。 第 2 実験) 相手の性別情報を知らせる。	$F=M$	女性は相手が同性の場合よりも異性の場合により多く与える。
Andreoni and Vesterlund (2001)	アメリカ	大学生 女 47 人 男 95 人	自分が 1 ドル放棄すると、相手が $1/3$ ドル得るケース(効率 $1/3$ 倍)から、相手が 3 ドル得るケース(効率 3 倍)まで、8 種類の実験。	全体: $F=M$ 効率 3 倍: $F<M$ 効率 2 倍: $F=M$ 効率 1 倍以下: $F>M$	資産移転の効率が悪い場合は、女性の方がより利他的。効率がいい場合は、男性の方がより利他的。男性の方が、効率に敏感に反応。
Eckel and Grossman (1998)	アメリカ	大学生 女 60 人 男 60 人	10 ドルを分配する。相手はわからない。	$F>M$	女性は平均 1.60 ドル、男性は 0.82 ドル提供。女性の方が利他的。

注 1) 男女差は、5% 水準で有意か否かを判断している。

表 2 は、独裁者ゲームを使った実験の結果をまとめている。Eckel and Grossman (1998) は初期のもっとも単純な独裁者ゲームを用いている。このゲームでは、女性は男性のおよそ 2 倍の額を相手に与えることがわかる。

Andreoni and Vesterlund (2001) は、再分配の際の効率が異なるケースを実験している。独裁者ゲームを「被験者が 1 ドル放棄すると、相手が x ドル得ることができる」ゲームと定義すると、通常の独裁者ゲームは $x=1$ である。それに対し、彼らは x が $1/3$ から 3 までの 8 種類の実験を行った。その結果、 $x=3$ の場合は男性の方が相手に多く分配するが、 x が 1 以下の場合は女性の方が

多く配分することがわかった。この結果から彼らは、男性の方が効率をより考慮して配分額を決めていると結論している。

Ben-Ner, Kong and Magan (2004) は、相手の性別がわかる場合とわからない場合を比較実験している。全体としては、男女で差がないが、女性は異性に対しては、同性に対するより大きな額を配分することを発見している。

Dufwenberg and Muren (2006) は3人ずつのグループを構成して、そのグループの男女構成によって配分がどのように異なるかを実験している。実験の結果、女性が過半数を占めるグループのほうが、男性が過半数を占めるグループより、第三者に対し有意に多く提供することを報告している。なお、この実験では、グループが寄付する相手の情報が文書で与えられる。

Houser and Schunk (2009) は小学生を被験者としている。第2実験と第3実験では、クラスで最多のチョコレートを手配した子どもに賞品としてスタンプが与えられる。また、第3実験では、相手の性別情報が与えられている。第2、第3の実験では女子の方が相手により多く与える。相手の性別がわかる場合に、女子は相手が同性の場合よりも異性の場合により多く与える傾向があるが、男子にはそのような傾向はない。

以上から、全般的には、女性の方が第三者により多く与える傾向があることがわかる。表に掲載した5つの研究のうち、2つでは女性の方がより利他的であり、2つは設定によって結果が異なり、1つは男女で差がない。リスク回避度ほどははっきりはしていないが、女性の方が男性よりやや利他的であると言える。

2.3. 公共財ゲーム

ここでは、EconLit で、gender と public goods と experiment をキーワードとして検索した結果から、公共財ゲームによって公共財への拠出額の性差を検証した論文を選択している。

公共財ゲームは、囚人のジレンマ・ゲームの一種である。通常は数人のグループで行う。まず、全員に資金が配分される。それぞれのプレイヤーは、それをそのまま自分の収入として持ち帰ることもできるし、その一部をグループ全体のために拠出することもできる。グループ全体のために拠出された資金は一か所に集められ、それを x 倍したものがグループのメンバー n 人に均等に配分され、ゲームは終了する。ただし、 n と x の間には、 $1 < x < n$ の関係がある。

このゲームでは、合理的経済人はどのような行動をとるだろうか。自分が拠出した金額は x/n 倍になって自分に返ってくる。 x/n は1より小さいので、グループのために拠出すると自分は損失を被ることになる。しかし、グループ全体にとっては、個人の拠出が x 倍されるため、利益となる。個人にとっての最適戦略は、他のメンバーの戦略にかかわらず、グループのために一切拠出しないことである。したがって、均衡においては誰もグループのためには拠出しない。しかし、実際にゲームを行うと、グループにいくらかの金額を拠出する人が多い。そして、それが結果的に互いにとって利益となる。

表4は公共財ゲームを用いた男女比較の結果である。実験方法の欄には、グループの人数 n と個人の拠出のグループにとっての限界収益 x を掲載している。ただし、Cadsby and Maynes (1998) は、上記のような報酬制度となっていないため、グループの人数のみを示している。

表3 公共財ゲームを利用した公共財への貢献度の性差に関する実験

著者	国	被験者	実験方法	公共財への 貢献度	備考
Greig and Bohnet (2009)	ケニア	ナイロビの スラム街 女 134 人 男 136 人	$n=4, x=2$ 、他のメンバーがどの程度支出するか予想させる。	$F=M$ (同性グループ) $F<M$ (異性グループ)	女性はグループ内に男性がいると、支出が少ない。男性メンバーの支出額を女性は過小に予測するため。
Andreoni and Petrie (2008)	アメリカ	大学生 女 39 人 男 41 人	$n=5, x=2.5$ 、同じグループの顔写真を見せる。 実験1) メンバー情報は顔写真のみ。 実験2) メンバー情報は顔写真と前回の貢献度。	実験1: $F=M$ 実験2: $F=M$	実験1では、メンバーの顔写真の魅力が高いと収益が大きい。女性は男性より収益が大きい。実験2では、顔写真の影響なし。男性は女性より収益が大きい。
Solow and Kirkwood (2002)	アメリカ	大学生 女 64 人 男 61 人	$n=5, x=2.5$ 、同じゲームを10回繰り返す。	$F<M$	互いに顔見知りのグループの方が多く支出する。
Cadsby and Maynes (1998)	カナダ	大学生 女 500 人 男 500 人	$n=10$ 、すべて同性グループ。 グループの支出総額が25に達すると、全員に報酬がある。25未満だと報酬はなし。報酬は、一人5、8、10、15の4通り。	$F=M$	女性の方が均衡に近い戦略を選択する。 (均衡は以下の2つ： a. グループの支出総額が0、b. グループの支出総額が25)
Seguino et al. (1996)	アメリカ	学生 女 50 人 男 89 人	$n=5 \sim 52, x=2$ 、最初に配分する資産は被験者によって異なる。	$F>M$	グループの大きさは、支出額に影響なし。
Sell et al. (1993)	アメリカ	大学生 女 102 人 男 103 人	$n=4, x=3$ 、実験1) 資源は金銭。 実験2) 資源は専門家から受けるレッスン時間(換金も可)。	実験1: $F=M$ 実験2: $F<M$	9割以上の被験者は、資源(報酬)を金銭で受け取る。グループの男女比は影響なし。
Brown-Kruse and Hummels (1993)	アメリカ	大学生 女 32 人 男 32 人	$n=4, x=1.2$ と $x=2$ 、すべて同性グループ。 同じゲームを6回くりかえす。 事前に互いに会話するグループとメンバーの情報がないグループ。 1ドルを支出するか否かを判断する。	$F<M$	支出確率：女性56.3%、男性67.7%。 効率がいいと支出する確率が高い。 ゲームを繰り返すと、支出する人の割合が低下する。
Sell and Wilson (1991)	アメリカ	学生 女 31 人 男 61 人	$n=4, x=3$ 、同じゲームを10回繰り返す。 実験1) 他の被験者の寄与額の情報なし。 実験2) 前回のゲームのグループ内の合計寄与額の情報あり。 実験3) 前のゲームの各メンバーの寄与額の情報あり。	$F<M$	各メンバーの支出額を知らせる方が、支出が多くなる。知らせない場合と全員の合計支出額を知らせる場合では有意な差がない。

注1) 「実験方法」の欄の n はグループの人数、 x は個人支出のグループ全体に対する限界収益である。

注2) 男女差は、5% 水準で有意か否かを判断している。

グループへの拠出額を男女で比較すると、男性の方がやや多く拠出する傾向があることがわかる。表にある8つの研究のうち、男性の方が多く拠出すると結論したものが3つ、設定によって

男性の方が多く拠出する場合と男女で有意な差がない場合があると結論したものが2つ、男女で有意な差がないと結論したものが2つ、女性の方が多く拠出すると結論したものは1つにすぎない。独裁者ゲームからは、女性の方が男性よりやや利他的であることがわかったが、公共財ゲームでは、男性の方がより多くグループのために寄与している。

実験では、グループに拠出した金額の男女比較以外に、いくつかの問題を分析している。Sell, Griffith and Wilson (1993) は、グループの男女比が拠出額に影響を及ぼすかどうかを調べたが、影響はなかった。ほとんどの調査がアメリカの大学生を被験者としているのに対し、Greig and Bohnet (2009) は、ケニアのスラム街の住民を被験者としている。グループに同性しかいない場合は、グループへの拠出に男女で差がないが、異性が交じると女性の拠出額が低下する。アンケートによると、それは、女性被験者が男性を信頼していないためであることがわかった。

Cadsby and Maynes (1998) は、他の実験とは少し異なったゲームを行っている。同性の10人でグループを形成し、グループのメンバーの拠出額の合計が25以上であると、全員に x の報酬があり、25未満であると報酬がない。 x は5、8、10、15の4種類である。このゲームは、他の公共財ゲームと異なり、均衡が2つある。1つは誰もまったく拠出しない場合である。もう1つは全員の拠出額の合計が25であり、かつ、どのプレイヤーも拠出額が報酬額より小さい場合である。このゲームでは、拠出額に男女の差はないが、同じゲームを何回も繰り返すと、女性のグループの方が均衡に近い戦略をとる傾向があった。この結果から、Cadsby and Maynes は、女性の方が均衡戦略を見つけ出すのが上手であると結論している。

2.4. 競争行動の実験

ここで紹介する英語の文献は、EconLitでgenderとcompetitionとexperimentをキーワードとして検索した結果から、競争的報酬の選好における性差を実験により検証した論文を選んだものである。

競争行動の男女比較は、選好に関するテーマのなかでも比較的最近注目されるようになったテーマである。これまでに扱ってきたリスク回避度や利他主義などのテーマは、男女格差に注目する以前に多くの先行研究があった。性差よりも、むしろ伝統的な経済学が前提とする合理的経済人の仮定が、実際の人間行動と相容れないことに注目が集まった。それに対して、競争行動は当初から男女比較が関心の的だった。また、これまでのテーマに関する実験の大半がアメリカで行われたのに対して、このテーマでは、アメリカ以外に、イスラエル、フランス、タンザニア、インド、日本、イギリスなどさまざまな国で実験が行われているという特徴がある。

競争行動の男女比較は、被験者に簡単な計算問題や迷路を解かせ、報酬を出来高制で支払う場合とトーナメント制で支払う場合で成績が異なるか、また、被験者がいずれの報酬制度を望むかなどを調査するものである。トーナメント制とは、被験者を数人のグループに分け、それぞれのグループのなかで、1位になった人だけに報酬を与える制度である。

通常は、出来高制とトーナメント制でそれぞれ問題を解かせた後、いずれかの報酬制度を被験者に選択させ、その報酬制度のもとでさらに問題を解かせる。トーナメント制の場合、グループの人数は2人、4人、6人などさまざまだが、1位になった者だけが報酬を得ることができる点は共通している。1位になった者は、出来高制における報酬の何倍かの報酬（通常はグループの

人数倍)を受け取ることができる。

表4は主な研究結果をまとめている。実験結果は、トーナメント制を選択する確率の男女比較、競争が成果に及ぼす影響の男女比較、その他の結果に分けてまとめている。Gneezy, Niederle and Rustichini (2003) は、被験者に報酬制度を選択させていない。また、Gneezy and Rustichini (2004) の実験では、報酬がなく、一人で走った場合と競走の場合のタイムを比較している。Gneezy, Leonard and List (2009) では、最初に被験者に報酬制度を選択させ、選択した報酬制度の下でのみ実験を行っている。

表4 競争志向の性差に関する実験

著者	国	被験者	実験方法	トーナメント制 選択確率	競争の成果 への影響	備考
Gneezy, Leonard and List (2009)	タンザニア (マサイ族) インド (カシ族)	マサイ族: 女 34 人 男 40 人 カシ族: 女 52 人 男 28 人	3m 離れた籠にテ ニスボールを 10 回 投げる。報酬は、 出来高制かトーナ メント制。ゲーム 開始前に選ぶ。 トーナメント制の場 合、勝てば出来高 制の 3 倍の報酬。 競争相手は 1 人。 別の部屋にいる。 相手の情報なし。	マサイ族: $F < M$ (26%, 50%) カシ族: $F = M$ (54%, 39%)	該当なし	マサイ族は父系 制、カシ族は母系 制。男女でスキルの 差なし。
水谷他 (2009)	日本	大学生 女 50 人 男 60 人	5 分の制限時間 で、計算問題(2 ケタの数字 5 個を 加える)を解く。4 人がグループ(互 いに競争)とな る。グループ・メン バーの情報は性別 のみ。	$F < M$ (18%, 50%)	男女ともトー ナメント制の 方が成果が 高い。男性 の方が改善 が大きい。し かし、統計 的に有意かど うかは不明。	成果に男女差な し。男性がトー ナメント制を選 択するのは、男性の自 信過剰による。競 争相手が女性だと 男女とも自信過剰 になる。
Booth and Nolen (2009)	イギリス	15 歳未満 (10, 11 年生) 女 162 人 男 112 人	女子校、男子校、 共学校の比較。5 分の制限時間で、 迷路を解く。4 人 がグループ(互 いに競争)となる。 グループ・メン バーの情報は性別 のみ。	$F < M$	男女ともトー ナメント制の 方が成果が 高い。トーナ メント制と出 来高制の差 は男子の方が 大きい。親 の学歴などを 調整すると差 なし。	女子校の生徒は、 共学の女子より、 トーナメント制を 選択する確率が高 い。男子校の生徒 は共学校の男子と 変わらない。女子 は、女子だけのグ ループでトーナ メント制選択確率 が高い。
Niederle and Vesterlund (2007)	アメリカ	大学生 女 65 人 男 68 人	5 分の制限時間 で、計算問題(2 ケタの数字 5 個を 加える)を解く。4 人がグループ(競 争相手)となる。 グループメンバー の情報なし。	$F < M$ (35%, 73%)	男女ともトー ナメント制の 方が成果が 高い。改善 の大きさに男 女差なし。	成果に男女差な し。トーナメント 制による改善は、 学習効果によるの かもしれない。男 性がトーナメント 制を選択するの は、男性の自信過 剰による。

著者	国	被験者	実験方法	トーナメント制 選択確率	競争の成果 への影響	備考
Datta Gupta, Poulsen and Villevall (2005)	フランス	大学生 女 121 人 男 119 人	15 分で迷路を解く。ランダムに選ばれた 1 人の相手と競争する。相手の情報は性別のみ。トーナメント制で勝てば、出来高制の 1.5 倍の報酬。自分だけトーナメント制を選択すれば、相手のスコアにかかわらず、1.5 倍の報酬。	F<M (34%, 60%)	男性は、相手が男性であれば、トーナメント制の方が成績がいい。女性は報酬体系や相手の性別に影響されない。	女性は、リスク回避度が高いとトーナメント制選択確率が下がる。男性は相手が男性であればトーナメント制を選ぶ確率が高くなる。
Gneezy and Rustichini (2004)	イスラエル	子ども (9-10 歳) 女 65 人 男 75 人	40m 走。1 回目はひとりで走る。2 回目は 2 人で競争する。	該当なし	男の子はひとりで走るより競争した方がタイムが改善する。女子は変わらない。	1 人 走： 女 子 7.672、男子 7.693 2 人で競争： 女子 0.015 遅い、男子 0.163 遅い(1 人走と比較)
Gneezy, Niederle and Rustichini (2003)	イスラエル	大学生 324 人	15 分で迷路を解く。6 人がグループ(互いに競争)となる。男 3 女 3、男 6 女 0、男 0 女 6 の 3 種類。互いに顔が見える状態。1 回目は出来高制、2 回目はトーナメント制。トーナメント制で勝つと、出来高制の 6 倍の報酬。	該当なし	男性は、トーナメント制の時、よりよい成果を得る。女性は報酬体系に影響されない。男女の違いは異性と競争するときに現れる。	出来高制： 男性 11.23、女性 9.73 トーナメント制： 男性 15.0、女性 10.8

注 1) 男女差は、5% 水準で有意か否かを判断している。

注 2) 「トーナメント制選択確率」の列の括弧内の数字は、左が女性、右が男性の選択確率を表す。

表から明らかなことは、男性の方がトーナメント制を選択する確率が高いことである。男女の選択確率を比較した 5 つの研究のうち、4 つで男性が女性より有意にトーナメント制を選択する確率が高い。例外は、Gneezy, Leonard and List (2009) が実験の対象とした二つの社会のうちのカシ族である。ただしカシ族の場合も、性差は 5% 水準で有意でない。また、カシ族を除けば、男性のトーナメント制選択確率は女性の約 2 倍あるいはそれ以上である。

競争的報酬の下では、男女とも出来高制よりよい成果を収める傾向がある。これは、努力の限界収益が大きいとより努力をするという経済学の理論と合致する結果である。ただし、多くの実験では、1 回目は出来高制、2 回目はトーナメント制を報酬制度としているため、慣れによって 2 回目の成績がよくなった可能性がある。また、Gneezy and Rustichini (2004) では、報酬がないにもかかわらず、男児は競争によって記録がよくなっている。男女を比較すると、男性の方が競争的環境でより高い能力を発揮する傾向が強い。

男性の方が競争的報酬制度を望むのはなぜだろうか。男性の方が競争的環境でより高い能力を発揮する傾向があることがその一つの要因であるが、いくつかの実験は、同じ成績の男女を比較しても、男性の方が明らかにトーナメント制を選択する確率が高いことを示している。Niederle

and Vesterlund (2007) は、男性の方がトーナメント制選択確率が高いことを説明する仮説として以下の四つをあげている。第1は、男性の方が競争を好むことである。男性の方が、競争に勝った場合の心理的利益が大きく、女性の方が負けた時の心理的負担が大きい。第2は、男性の方が自信過剰なことである。Niederle and Vesterlund (2007)、水谷他 (2009) などの研究では、被験者に自分の順位について予測させると、男女とも実際の順位より上の順位を予測する傾向があるが、男性の方がよりその傾向が強いことを報告している。第3は、女性リスク回避度が高いことである。これは、先に紹介したリスク回避度に関する研究から明らかである。第4は、女性のフィードバック回避度が高いことである。Roberts and Nolen-Hoeksema (1989) は、女性は男性より他人の評価の影響を受けやすく、特に否定的評価の影響を受けやすいとしている。これは、評価を受けることを避けようとする動機となる可能性がある。これらの仮説のうち、Niederle and Vesterlund (2007) は自信過剰説を支持している。水谷他 (2009) も同様の結論に至っている。

男性の方が競争好きなのは、なぜだろうか。Gneezy, Leonard and List (2009) や Booth and Nolen (2009) は、社会的要因が男性を競争好きにさせるという仮説を支持する実験結果を報告している。Gneezy, Leonard and List (2009) は、父系制社会であるタンザニアのマサイ族と母系制社会であるインドのカシ族の人々を被験者として競争行動実験を行った。その結果、マサイ族では男性の方が競争的報酬を選択する確率が高いが、カシ族では有意な差がみられないことがわかった。また、回帰分析を用いると、カシ族では、モデルによっては、女性の方が有意に競争的報酬を選択する確率が高い。つまり、女性がどの程度重要な社会的役割を担っているかが、競争行動の男女格差を生むのである。

Booth and Nolen (2009) は、イギリスの高校生を用いた実験で、共学校の女子生徒は男子生徒よりトーナメント制選択確率が有意に低いが、女子校の生徒は共学校の男子や男子校の生徒と同じ程度のトーナメント制選択確率があることを報告している。これは、共学校では女子が男子の目を気にして「女の子らしく」ふるまおうとするのに対し、女子高ではそのようなことを気にする必要がないので、性差が生まれにくいかもしれない。

3. 選好の違いが労働市場における行動に及ぼす影響

以上から、いくつかの選好に性差があることが明らかになったが、選好の違いは、労働市場における行動にどのような影響を及ぼすのだろうか。はたして、労働市場におけるジェンダー格差は、選好の違いから説明がつくのだろうか。実はそのような視点からの研究は非常に少ない。

数少ない研究の一つに、Kleinjans (2009) がある。Kleinjans は、競争志向が強い人ほど学歴が高いことを示している。このことから、仮に女性の競争志向が男性並みであれば、法・経営・管理、医療、教育などの分野で女性がもっと増え、専門職や管理職に就く女性が増えると指摘している。

また、Shaw (1996) は、リスク回避度の高い人は、教育水準が低く、賃金上昇率が低いことを発見している。Shaw はこの結果を、リスク回避度の高い人は教育や訓練に投資するより、安定的金融資産（預貯金など）に投資するためであると解釈している。そうであれば、女性のリスク回避度が男性並みに低ければ、女性の学歴はさらに高くなり、賃金上昇率も男性に近づくだろう。

ただし、これは授業料が高いアメリカでの研究である。授業料が低いヨーロッパや、親が授業料を負担する日本では異なった結果になる可能性がある。

昇進との関連では、Johnson and Powell (1994) が、管理職は一般社員よりリスク回避度が低いことを発見している。ただし、管理職の間ではリスク回避度の性差はない。この結果は、リスク回避度が高いと管理職になりにくいと解釈することができるが、Johnson and Powell は、管理職研修がリスク回避度を低くした可能性を示唆している。管理職研修では、リスクを恐れず挑戦的に仕事をするよう訓練することが多い。企業はたくさんの労働者を雇っているため、みんなが挑戦的に仕事をすれば、たとえ何人か失敗をする人がいても、全体として利益をあげることができる。みんなが失敗を恐れてチャレンジしない企業は業績をあげることができない。管理職には、部下に挑戦的な仕事をさせ、自分が責任をとるという姿勢が求められるのである。

さらに、性差に関する研究ではないが、リスク回避度と労働市場における行動に関する研究はいくつか存在する。たとえば、Ekelund et al. (2005) は、リスク回避度が高い人は自営業を選択する確率が低いことを、Cramer et al. (2002) は、リスク回避度が高い人は起業する確率が低いことを発見している。また、Bonnin et al. (2007) は、リスク回避度が高い人は、賃金が安定した職種を選択することを報告している。これらは、常識的な予想と一致している。女性のリスク回避度が男性並みに低ければ、女性の起業家や自営業者はもっと多いかもしれない。

4. まとめ

以上、近年蓄積されつつある選好のジェンダー比較研究の動向を紹介した⁵⁾。選好のジェンダー格差に関する研究は、基礎的な研究である。これまでのジェンダーに関する経済研究の多くは、制度や政策と女性の活躍の関係に着目しており、制度改革や政策策定に直接つながる研究であったといえる。それに対し、選好のジェンダー比較研究は、もちろんそのような側面がまったくないわけではないが、制度や政策の策定に深く関連する情報を提供するわけではない。

これまでの研究で、少なくともリスク回避度と競争的報酬制度の選好においては、かなりはっきりとした男女間の違いがあることがわかった。男女で選好が異なるとすれば、それが経済行動に影響を及ぼし、労働市場でのパフォーマンスや地位に影響すると考えるのが自然だろう。そうであれば、就業率、職業選択、賃金、管理職比率、役員比率などの性差が小さいほど望ましい社会であるとはいえなくなる。このことは、国連開発計画のジェンダー・エンパワーメント指数や世界フォーラムのジェンダー・ギャップ指数などが暗に前提としている、男女の数値が等しいことが平等であるという考えに疑問を投げかけるものである⁶⁾。

考えてみれば、選好に性差があるというのは、1970年代にフェミニズムが疑問を投げかけるまでは、自明のこととされていた。男性は、たくましく、危険をかえりみず、他人に攻撃的であるのに対し、女性は、優しく、臆病で、他人に同情的である。このように伝統的な「男らしさ」「女らしさ」を「科学的」に検証しようとする試みが、近年、心理学、教育学、経済学などの分野で進んでいるのである。

このような研究は、伝統的な「男らしさ」「女らしさ」のステレオタイプを否定することもありうるし、補強することもありうる。一つ一つの研究は、客観性を失わないよう、バイアスかか

からないう努力がなされているとしても、研究結果の解釈を誤ると、女性差別や性別分業の正当化につながる危険性もある。労働市場におけるすべてのジェンダー格差が選好の性差だけから説明できるわけではないし、また、選好の性差がもたらした格差であれば、すべてが許容できるわけではない。このような議論の混乱を避けるためには、以下のような研究が必要である。

第1に、選好の性差がなぜ存在するのかについて、研究の蓄積が必要である。これは、制度設計や政策策定を行う上で重要である。選好の性差が遺伝や性ホルモンの量によって決まるのであれば、制度や政策を考える上で、選好の性差は外生変数として扱わなければならないが、社会環境によるのであれば、それは内生変数であるからだ。その点で、胎児のときに浴びた男性ホルモンの量や唾液に含まれる男性ホルモンの量とリスク回避度などの選好の相関関係を計測する研究が増えつつあるのは注目に値する。

第2に、選好の性差についての正確なデータのさらなる蓄積が必要である。研究が増えているとはいえ、一つ一つの研究は、サンプルが100から200程度のものが多く、結果の信頼性という点では十分でない。また、ジャーナルに掲載される論文の大半は有意な性差を発見しているが、Croson and Gneezy (2009) が指摘しているように、そこには編集者によるバイアスがあるかもしれない。性差がないという結論の論文より性差があるという結論の論文が受理されやすい可能性がある。また、それを知っている研究者が、いろいろなモデルを推定した結果、性差が表れたモデルだけを採用する傾向はないとはいえない。これは、選好の性差の研究に限ったことではないが、このようなバイアス避けるためにもより正確な研究が数多く蓄積されなければならない。

また、性差の大きさを測定するには効果量が有効である。効果量は男女の平均値の差を標準偏差で割った統計量で、心理学ではよく用いられるが、経済学ではほとんど用いられない。本論文で紹介した研究も、性差が統計的に有意か否かだけに着目しており、効果量の計算はしていない。有意水準は性差がはっきりしているかどうかを示すもので、性差の大きさとは異なる。たとえ性差が小さくても、サンプルが大きければ統計的には有意になりやすい。効果量は一般に絶対値が0.2以下であるとはほとんど差がなく、0.8以上であるとかかなり差が大きいとされる。たとえば、2009年の賃金構造基本統計調査からわが国の時間あたり賃金(対数値)の効果量を計算すると0.90である。

第3に、選好の性差が、労働市場におけるジェンダー格差とどのように関係しているのかについての研究が必要である。男女間で選好に違いがあれば、労働市場における活動において、なんらかのジェンダー格差が生まれるのは当然であるが、選好の違いが労働市場のジェンダー格差とどのように結びつくのかを分析した研究は多くない。たとえば、Johnson and Powell (1994)、Shaw (1996)、Le et. al (2011) などがあるにすぎない。選好の違いは、学歴、職業選択、昇進への努力など、どのような要因を介して、賃金に影響をおよぼすのだろうか。わが国の労働市場におけるジェンダー格差は大きい、それは男女の選好の違いが他の先進国より大きいからだろうか、それとも制度の違いから生じているのだろうか。これも、今後期待される研究である。

注

- * 本稿は、2011年9月4-6日に淡路島夢舞台国際会議場で開催された第14回労働経済コンファレンス、および、2011年9月30日に名古屋学院大学で行われたセミナーで報告した

内容に加筆したものである。参加者のみなさんから多くの貴重なコメントをいただいた。また、本誌査読者である香川孝三、西尾亜希子の両氏からは、丁寧なコメントをいただいた。ここに感謝の意を表する。なお残りうる誤りは筆者の責任である。

- 1) 選好の性差に関する研究のレビューに、Eckel and Grossman (2008a, 2008c)、Croson and Gneezy (2009) などがある。
- 2) ポジティブ・アクションとは「人種や性別などに由来する事実上の格差がある場合に、それを解消して実質的な平等を確保するための積極的是正措置ないし積極的改善措置のこと」(辻村 2011) である。国によってはアフーマティブ・アクションとも呼ばれる。日本では、ポジティブ・アクションの実施は義務化されていない。
- 3) 心理学や教育学の分野における性差の研究のレビューに Ceci and Williams (2007) がある。
- 4) ただし、2005 年より前の研究をサーベイしている Eckel and Grossman (2008c) によると、損失の場面では男性の方がリスク回避的であるという研究も少なくない。これらの研究から Eckel and Grossman は、利益の場面では女性の方がよりリスク回避的であるのに対し、損失の場面では男女のいずれがよりリスク回避的かははっきりしないと結論している。
- 5) この他にも、時間割引率の性差については多くの研究がある。時間割引率は、将来の所得の主観的価値が現在の同じ金額の所得よりどの程度低いかを意味する。これまでの研究では、男性の方が時間割引率が大きいという結果が、その逆の結果より多いが、リスク回避度や競争志向ほど安定的な結果ではない。たとえば、池田・大竹・筒井 (2005)、Kinari, Ohtake and Tsutsui (2009) は、男性の時間割引率が女性より大きいという推定結果を報告しているのに対し、Wang, Rieger and Hens (2010) は、近い将来の時間割引率は女性の方が大きいという推定結果を報告している。また、Anderson and Gugerty (2009) によれば、時間割引率に有意な性差はない。
- 6) 国連開発計画は、2010 年以降ジェンダー・エンパワーメント指数を公表していない。

〈参考文献〉

- Anderson, C. Leigh and Mary Kay Gugerty. 2009. "Intertemporal Choice and Development Policy: New Evidence on Time-Varying Discount Rates from Vietnam and Russia." *Development Economics*, 47, (2): 123-146.
- Andreoni, James, and Lise Vesterlund. 2001. "Which Is the Fair Sex? Gender Differences in Altruism." *Quarterly Journal of Economics*, 116 (1): 293-312.
- Andreoni, James, and Ragan Petrie. 2008. "Beauty, Gender and Stereotypes: Evidence from Laboratory Experiments." *Journal of Economic Psychology*, 29 (1): 73-93.
- Arano, Kathleen, Carl Parker, and Rory Terry. 2010. "Gender-Based Risk Aversion and Retirement Asset Allocation." *Economic Inquiry*, 48 (1): 147-155
- Apicella, Coren L., Anna Dreber, Benjamin Campbell, Peter B. Gray, Moshe Hoffman, and Anthony C. Little. 2008. "Testosterone and Financial Risk Preferences," *Evolution and Human Behavior*, 29: 384-390.
- Ball, Sheryl, Catherine C. Eckel, and Maria Heracleous. 2010. "Risk Aversion and Physical Prowess:

- Prediction, Choice and Bias." *Journal of Risk and Uncertainty*, 41: 167–193.
- Beckmann, Daniela and Lukas Menkhoff. 2008. "Will Women Be Women? Analyzing the Gender Difference Among Financial Experts." *Kyklos*, 61 (3): 364–384.
- Ben-Ner, Avner, Fanmin Kong, and Louis Putterman. 2004. "Share and Share Alike? Gender-Pairing, Personality, and Cognitive Ability as Determinants of Giving." *Journal of Economic Psychology*, 25 (5): 581–89.
- Bonin, H., T. Domen, A. Falk, D. Huffman and U. Sunde. 2007. "Cross-sectional earnings risk and occupational sorting: The role of risk attitudes." *Labour Economics*, 14 (6): 926–937.
- Booij, Adam S. and Gijs van de Kuilen. 2009. "A Parameter-Free Analysis of the Utility of Money for the General Population Under Prospect Theory." *Journal of Economic Psychology*, 30: 651–666.
- Booij, Adam S., Bernard M. S. van Praag, and Gijs van de Kuilen. 2010. "A Parametric Analysis of Prospect Theory's Functionals for the General Population." *Theory and Discussion*, 68: 115–148.
- Booth, Alison L. and Patric Nolen. 2009. "Choosing to Compete: How Different Are Girls and Boys? University of Essex Discussion Paper Series No. 673.
- Booth, Alison, Lina Cardona Sosa, and Patrick Nolen. 2011. "Gender Differences in Risk Aversion: Do Single-Sex Environments Affect their Development?" *IZA Discussion Paper*, No.6133.
- Borghans, Lex, Bart H. H. Golsteyn, James J. Heckman, and Huub Meijers. 2009. "Gender Differences in Risk Aversion and Ambiguity Aversion." *Journal of the European Economic Association*, 7 (2–3): 649–658
- Brooks, Perer and Horst Zank. 2005. "Loss Averse Behavior." *The Journal of Risk and Uncertainty*, 31 (3): 301–325.
- Brown-Kruse, Jamie, and David Hummels. 1993. "Gender Effects in Laboratory Public Goods Contribution: Do Individuals Put Their Money Where Their Mouth Is?" *Journal of Economic Behavior and Organization*, 22 (3): 255–67.
- Cadsby, Charles Bram, and Elizabeth Maynes. 1998. "Gender and Free Riding in a Threshold Public Goods Game: Experimental Evidence." *Journal of Economic Behavior and Organization*, 34 (4): 603–20.
- Ceci, Stephen J., and Wendy M. Williams. 2007. "Why Aren't More Women in Science?: Top Researchers Debate the Evidence." *Amer Psychological Assn*
- Cohen, Alama and Kiran Einav. 2007. "Estimating Risk Preference from Deductible Choice." *The American Economic Review*, 97 (3) : 745–788.
- Cramer, J. S., J. Hartog, N. Jonker, and C. M. Van Praag. 2002. "Low risk aversion encourages the choice for entrepreneurship: an empirical test of a truism" *Journal of Economic Behavior and Organization*, 48 (1): 29–36.
- Croson, Rachel and Uri Gneezy. 2009 "Gender Differences in Preferences," *Journal of Economic Literature*, 47 (2): 448–474.
- Datta Gupta, Nabanita, Anders Poulsen, and Marie-Claire Villeval. 2005. "Male and Female Competitive Behavior: Experimental Evidence." *Institute for the Study of Labor Discussion Paper* 1833.

- Dufwenberg, Martin, and Astri Muren. 2006. "Gender Composition in Teams." *Journal of Economic Behavior and Organization*, 61 (1): 50–54.
- Eckel, Catherine C., Mahmoud A. El-Gamal, and Rick K. Wilson. 2009. "Risk Loving After the Storm: A Bayesian-Network Study of Hurricane Katrina Evacuees." *Journal of Economic Behavior and Organization*, 69: 110–124.
- Eckel, Catherine C., and Philip J. Grossman. 1998. "Are Women Less Selfish than Men? Evidence from Dictator Experiments." *Economic Journal*, 108 (448): 726–35.
- Eckel, Catherine C., and Philip J. Grossman. 2008a. "Differences in the Economic Decisions of Men and Women: Experimental Evidence." In *Handbook of Experimental Economics Results, Volume 1*, ed. Charles Plott and Vernon Smith, 509–19. New York: Elsevier.
- Eckel, Catherine C., and Philip J. Grossman. 2008b. "Forecasting Risk Attitudes: An Experimental Study Using Actual and Forecast Gamble Choices." *Journal of Economic Behavior and Organization*, 68 (1): 1–17.
- Eckel, Catherine C., and Philip J. Grossman. 2008c. "Men, Women and Risk Aversion: Experimental Evidence." In *Handbook of Experimental Economics Results, Volume 1*, ed. Charles Plott and Vernon Smith, 1061–73. New York: Elsevier.
- Ekelund, Jesper, Edvard Johansson, Marjo-Ritta Järvelin, and Dirk Lichtenmann. 2005. "Self-employment and risk aversion—evidence from psychological test data" *Labour Economics*, 12 (5): 649–659.
- Fehr-Duda, Helga, Manuele de Gennaro, and Rete Schoubert. 2006. "Gender, Financial Risk, And Probability Weights." *Theory and Decision*, 60: 283–313.
- Fellner, Gerlinde and Boris Maciejovsky. 2007. "Risk Attitude and Market Behavior: Evidence from Experimental Asset Markets." *Journal of Economic Psychology*, 28: 338–350.
- Fletschner, Diana, C. Leigh Anderson, and Alison Cullen. 2010. "Are Woman as Likely to Take Risks and Compete? Behavioural Findings from Central Vietnam." *Journal of Development Studies*, 46 (8): 1459–1479.
- Garbarino, Ellen, Robert Slonim, and Justin Sydnor. 2011. "Digit Ratios (2D: 4D) as Predictors of Risky Decision Making for Both Sexes." *Journal of Risk and Uncertainty*, 42 (1): 1–26.
- Gerdes, Christer and Patric Gränsmark. 2010. "Strategic Behavior Across Gender: A Comparison of Female and Male Expert Chess Players." *Labour Economics*, 17: 766–775.
- Gneezy, Uri, Kenneth L. Leonard and John A. List. 2009. "Gender Differences in Competition: Evidence from a Matrilineal and a Patriarchal Society." *Econometrica*, 77 (3): 909–931.
- Gneezy, Uri, Muriel Niederle, and Aldo Rustichini. 2003. "Performance in Competitive Environments: Gender Differences." *Quarterly Journal of Economics*, 118 (3): 1049–74.
- Gneezy, Uri, and Aldo Rustichini. 2004. "Gender and Competition at a Young Age." *American Economic Review*, 94 (2): 377–81.
- Greig, Fiona and Iris Bohnet. 2009. "Exploring Gendered Behavior in the Field with Experiments: Why Public Goods Are Provided by Women in Nairobi Slum." *Journal of Economic Behavior and Organization*, 70: 1–9.

- Harrison, Glenn W., Morten I. Lau, and E. Elisabet Rutström. 2007. "Estimating Risk Attitudes in Denmark: A Field Experiment." *The Scandinavian Journal of Economics*, 109 (2): 341–368.
- Houser, Daniel, and Daniel Schunk. 2009. "Social environments with competitive pressure: Gender effects in the decisions of German schoolchildren." *Journal of Economic Psychology*, 30: 634–641.
- Iqbal, Zahid, Sewon O., and H. Young Baek. 2006. "Are Female Executives More Risk-Averse than Male Executives?" *Atlantic Economic Journal*, 34: 63–74.
- Johnson, J.E.V. and P.L. Powell. 1994. "Decision Making, Risk and Gender: Are Managers Different?" *British Journal of Management*, 5 (2): 123–138.
- Kinari, Yusuke, Fumio Ohtake and Yoshiro Tsutsui. 2009. "Time Discounting: Declining Impatience and Interval Effect." *Journal of Risk Uncertain*, 39: 87–112.
- Kleinjans, Kristin J. 2009. "Do Gender Differences in Preferences for Competition Matter for Occupational Expectations?" *Journal of Economic Psychology*, 30: 701–710.
- Le, Anh T., Paul W. Miller, Wendy S. Slutske, and Nicholas G. Martin. 2011. "Attitudes Towards Economic Risk and the Gender Pay Gap." *Labor Economics*, 18: 555–561.
- Meier-Pesti, Katja and Elfriede Penz. 2008. "Sex or Gender? Expanding the Sex-Based View by Introducing Masculinity and Femininity as Predictors of Financial risk taking." *Journal of Economic Psychology*, 29: 180–196.
- Mittal, Manish and R. K. Vyas. 2009. "Do Women Differ in Their Investment Information Processing Style?" *Indian Journal of Gender Studies*, 16 (1): 99–108.
- Niederle, Muriel, and Lise Vesterlund. 2007. "Do Women Shy Away from Competition? Do Men Compete Too Much?" *Quarterly Journal of Economics*, 122 (3): 1067–1101.
- Roberts, Tomi-Ann and Nolen-Hoeksema. 1989. "Sex differences in reactions to evaluative feedback." *Sex Roles*, 21 (11–12): 725–747.
- Sapienza, Paola, Luigi Zingales, and Dario Maestripieri. 2009. "Gender Differences in Financial Risk Aversion and Career Choices Are Affected by Testosterone," *PNAS*, 106 (36): 15268–15273.
- Seguino, Stephanie, Thomas Stevens, and Mark A. Lutz. 1996. "Gender and Cooperative Behavior: Economic Man Rides Alone." *Feminist Economics*, 2 (1): 1–21.
- Sell, Jane, W. I. Griffith, and Rick K. Wilson. 1993. "Are Women More Cooperative than Men in Social Dilemmas?" *Social Psychology Quarterly*, 56 (3): 211–22.
- Sell, Jane, and Rick K. Wilson. 1991. "Levels of Information and Contributions to Public Goods." *Social Forces*, 70 (1): 107–24.
- Shaw, Kathryn L. 1996. "An Empirical Analysis of Risk Aversion and Income Growth." *Journal of Labor Economics*, 14 (4): 626–653.
- Solow, John L., and Nicole Kirkwood. 2002. "Group Identity and Gender in Public Goods Experiments." *Journal of Economic Behavior and Organization*, 48 (4): 403–12.
- Vandegrift, Donald and Paul Brown. 2005. "Gender Differences in the Use of High-Variance Strategies in Tournament Competition." *The Journal of Socio-Economics*, 34: 834–849.
- Wang, Mei, Marc Oliver Rieger and Thorsten Hens. 2010. "How Time Preferences Differ: Evidence from

45 Countries.

池田新介・大竹文雄・筒井義郎. 2005. 「時間割引率：経済実験とアンケートによる分析」大阪
大学 21 世紀 COE プログラム Discussion Paper. No.74.

水谷徳子、奥平寛子、木成勇介、大竹文雄. 2009. 「自信過剰が男性を競争させる」『行動経済学』
R vol.2, no.1: 1-26.

辻村みよ子. 2011. 『ポジティブ・アクションー「法による平等」の技法』岩波書店.

Participation in Volunteer Activity and Gender

Toshiyuki Tsukamoto
(Fukui Prefectural University)

“The basic survey about the social life 2006” (Ministry of Internal Affairs and Communications) includes a national-scale survey about the volunteer activity. This survey revealed two next facts. 1) The participation rate of the man and woman varies according to fields of the volunteer activity. 2) There is a strong association between participation in volunteer activity and a local action and the neighborhood association.

In this paper, by using the data of the questionnaire survey that Fukui-city carried out in 2011, I tried to statistically analyze the relationship between participation in volunteer activity and gender.

As a result of analysis, four next facts became clear. 1) A man is higher in the degree of the participation in activity of the neighborhood association than a woman. 2) The volunteer activities can be distinguished activities to make a community better and activities to support the social weak. 3) The degree of the participation in former volunteer activities is proportional to degree of the participation in neighborhood association activity. 4) About participation in volunteer activity to make a community better, a man has more abundant experience than a woman.

The participation in volunteer activity to make a community better is tied to the participation in decision-making process in the area. It is necessary to be careful about there being gender-related deflection for participation in such activity.

ボランティア活動参加とジェンダー

塚 本 利 幸
(福井県立大学)

1. はじめに

1) 本稿の課題

ボランティア活動に関する全国規模の調査としては、「平成 18 年社会生活基本調査」(総務省)があり¹⁾、1) 活動分野によって、男女の行動者率が異なること、2) 活動の形態として、「町内会・老人クラブ・青年団」などの地縁的な団体に加入して行っているものがもっとも多く、それに、団体に加入せず「地域のひと」行っているものが続き、合わせると全体の 4 割を超えること、などが明らかにされている。

本稿では、福井市で実施したアンケート調査のデータを用いて、1) ボランティア活動・市民活動(NPO 等)の分野ごとの参加経験、ジェンダー、地域活動への参加や近隣交際の程度、の 3 要素の関係を明らかにし、2) ジェンダーによって、参加活動分野に偏りが見られる理由を検討し、3) そうした偏りがもたらす社会的影響について考察を進めたい。

2) アンケート調査の概要

福井県はボランティア活動が盛んで、「平成 18 年社会生活基本調査」によれば、福井県の行動者率(過去 1 年間に何らかの「ボランティア活動」を行ったものが 10 歳以上人口に占める割合)は 33.6% で、全国平均の 26.2% を大幅に上回り、全国第 4 位となっている。

ジェンダー別にみると、男性の行動者率が 35.5%、女性の行動者率が 31.9% と、男性の行動者率が高くなっている。行動者率の全国平均は、男性が 25.1%、女性が 27.2% と、女性が 2.1 ポイント高くなっており、福井県とは傾向が異なる。

行動者率が 33.0% を越える上位 7 県についてみると、滋賀県を唯一の例外として、鳥取県、島根県、福井県、鹿児島県、石川県、佐賀県の 6 県で、男性の行動者率が女性のそれを上回っており、行動者率の高い地域の特徴であると捉えることもできる²⁾。

福井市は、20 歳以上の福井市民から無作為抽出した 2000 人を対象とする「第 2 次福井市地域福祉計画策定における調査」を、2011 年 3 月に郵送法で実施した。有効回収数は 1016 件(回収

表 1 回答者の基本属性

項目	カテゴリー	%
性 別 (N = 997)	男性	47.4
	女性	52.6
年 齢 (N = 999)	20 ～ 29 歳	9.0
	30 ～ 39 歳	14.4
	40 ～ 49 歳	15.4
	50 ～ 59 歳	17.7
	60 ～ 69 歳	22.3
	70 ～ 79 歳	14.5
	80 歳以上	6.6
職 業 (N = 996)	会社員	27.7
	公務員・団体職員	8.3
	自営業	9.9
	農林漁業	2.0
	パート・アルバイト	12.6
	学生	0.7
	家事専業	14.8
	現在は働いていない	19.8
	その他	4.2

率 50.8%) であった。筆者は、調査票の検討段階から関わり、データの入力・分析、集計結果の作成に協力した。調査では、ボランティア活動・市民活動（NPO 等）への参加について 10 の分野に分けて尋ねている。回答者の基本属性についてまとめたものが表 1 である。

2. 福井市におけるボランティア活動参加

1) 参加状況の概要

ボランティア活動・市民活動（NPO 等）への参加状況についてまとめたものが図 1 である。

「現在、参加している」という回答と「以前参加していたが、やめてしまった」という回答を合わせると 24.7% となる。この数値は、「平成 18 年社会生活基本調査」の年間行動者率の全国平均にほぼ等しく、福井県の行動者率を下回る。

これは、1) 調査の実施時期や方法、質問の仕方が異なること、2) 一般的な傾向として都市部では行動者率が低いこと、3) 福井市の調査は 20 歳以上が対象であり、高校生などが課外活動の一環として参加している活動が除外されていること、などが影響した結果であると考えられる。

「現在、参加している」「以前に参加していたが、やめてしまった」と回答したものに対して、活動分野を尋ねている。2 つの回答を合わせて集計したものが図 2 である³⁾。

参加者がもっとも多いのは「子どもを対象とした活動」で、37.7% と参加経験者の 3 分の 1 以上にあたる。これに「高齢者を対象とした活動」（28.8%）、「自然

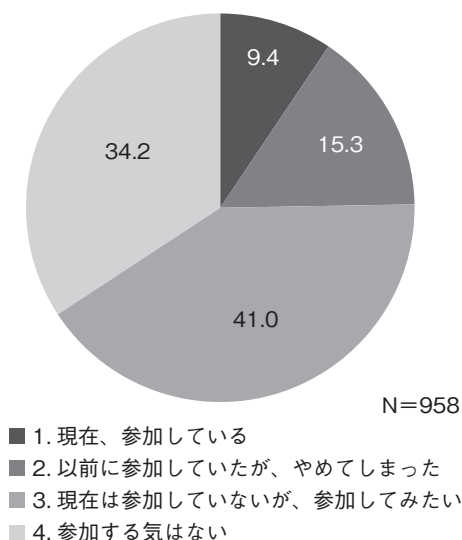


図 1 ボランティア活動や市民活動（NPO 等）への参加状況

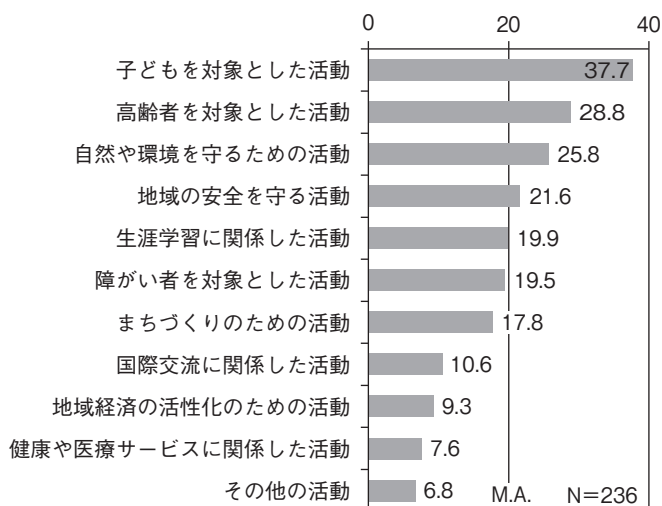


図 2 ボランティア活動の分野別の参加状況

や環境を守るための活動」(25.8%)が続き、4分の1以上のものが、これらの分野での参加経験をもっている。「国際交流に関係した活動」、「地域経済の活性化のための活動」、「健康や医療サービスに関係した活動」といった分野の参加経験者は相対的に少ない。

すべての分野の参加率を合計すると200%を越え、参加経験者は平均で2つ以上の分野での活動歴を有していることが分かる。

調査では、ボランティア活動や市民活動(NPO等)の活動に「参加する気はない」と回答したものに対して、その理由を尋ねている。集計結果をまとめたものが図3である。

「健康に自信がないから」、「時間的に余裕がないから」といった回答が4割前後に達し、それに「経済的に余裕がないから」の21.5%が続く。健康、時間、経済状態といった構造的な制約条件によって上位が独占される結果となった⁴⁾。

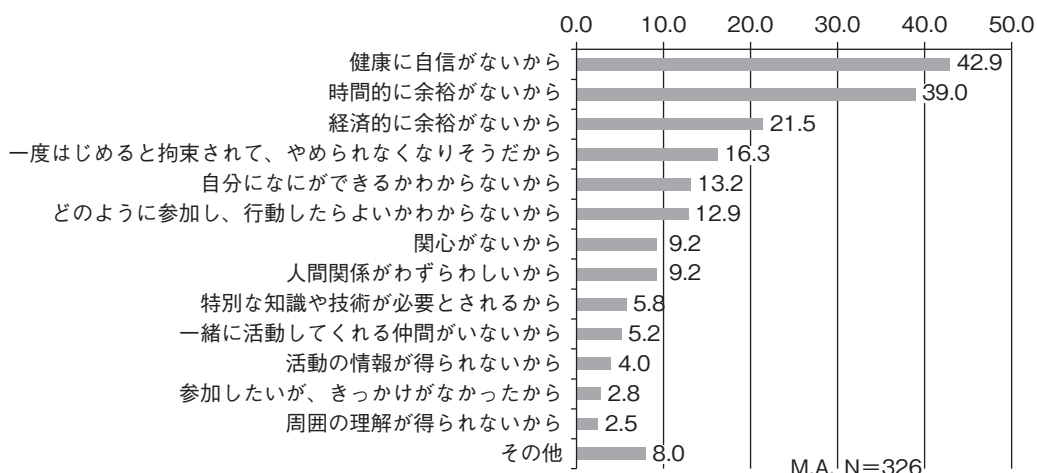


図3 ボランティア活動・市民活動(NPO等)に参加しない理由

2) ジェンダーとの関係

ボランティア活動・市民活動(NPO等)への参加経験とジェンダーの関係をまとめたものが表2である⁵⁾。

いずれかの分野で参加経験のあるものをトータルしたものでは、ジェンダーによる参加経験の有無に有意差はみられない⁶⁾。活動を継続中か否かに関してもジェンダーによる差は認められなかった。

分野別にみると5つの分野で有意差が認められる(3分野で1%水準、2分野で5%水準)。「自然や環境を守るための活動」、「地域の安全を守るための活動」、「まちづくりのための活動」、「地域経済の活性化のための活動」の4分野では男性に参加経験のあるものが有意に多い。女性に参加経験のあるものが有意に多いのは、「高齢者を対象とした活動」の1分野に限られる。その他の分野では、有意差は認められない。

次に、ボランティア活動への参加経験にジェンダーによる違いがみられる理由について、地域活動への参加の程度、近隣交際の程度との関係から分析を進めていきたい。

表2 ジェンダーとの関係

		男性	女性	有意確率
ボランティア活動 (トータル)	あり (N = 233)	50.2%	49.8%	P = 0.451
	なし (N = 712)	47.3%	52.7%	
子どもを対象とした活動	あり (N = 88)	47.6%	52.4%	P = 0.434
	なし (N = 855)	52.3%	47.7%	
高齢者を対象とした活動	あり (N = 67)	29.9%	70.1%	P = 0.002
	なし (N = 876)	49.4%	50.6%	
自然や環境を守るための活動	あり (N = 59)	67.8%	32.2%	P = 0.002
	なし (N = 884)	46.7%	53.3%	
地域の安全を守るための活動	あり (N = 51)	82.4%	17.6%	P < 0.001
	なし (N = 892)	46.1%	53.9%	
生涯学習に関係した活動	あり (N = 47)	59.6%	40.4%	P = 0.134
	なし (N = 896)	47.4%	52.6%	
障がい者を対象とした活動	あり (N = 46)	39.1%	60.9%	P = 0.229
	なし (N = 897)	48.5%	51.5%	
まちづくりのための活動	あり (N = 41)	65.9%	34.1%	P = 0.024
	なし (N = 902)	47.2%	52.8%	
国際交流に関係した活動	あり (N = 25)	44.0%	56.0%	P = 0.840
	なし (N = 918)	48.1%	51.9%	
地域経済の活性化のための活動	あり (N = 21)	71.4%	28.6%	P = 0.044
	なし (N = 922)	47.5%	52.5%	
健康や医療サービスに関係した活動	あり (N = 18)	44.4%	55.6%	P = 0.815
	なし (N = 925)	48.1%	51.9%	
ボランティア活動 (継続中)	はい (N = 88)	55.7%	44.3%	P = 0.146
	いいえ (N = 857)	47.3%	52.7%	

3. 地域活動への参加、近隣交際とボランティア活動参加の関係

1) 自治会（町内会）行事への参加の程度との関係

調査では、自治会（町内会）行事への参加の程度について4段階で尋ねている。「ほとんどすべてに参加している」という回答が24.3%、「関心に応じて参加している」が39.8%、「ほとんど参加していない」が22.7%、「いままで参加したことがない」が13.3%となっている。3分の2程度のものが、自治会（町内会）行事にそれなりに参加していることが分かる。

ボランティア活動・市民活動（NPO等）への参加経験との関係をまとめたものが表3である。

いずれかの分野で参加経験のあるものをトータルしたのものに関しても、現在、継続中の活動の有無に関しても、1%水準で有意差があり、町内会（自治会）行事への参加の程度が高いものほど、参加経験が多い。

分野ごとにみると、「子どもを対象とした活動」、「地域の安全を守るための活動」、「まちづくりのための活動」で1%水準、「高齢者を対象とした活動」、「地域経済の活性化のための活動」で5%水準で有意差があり、「自然や環境を守るための活動」で有意な傾向（10%水準）が認められる。多くの分野で有意差が認められ、いずれの分野でも自治会（町内会）行事への参加の程

表3 自治会（町内会）行事への参加の程度との関係

		ほとんどすべてに参加している	関心に応じて参加している	ほとんど参加していない	いままで参加したことがない	有意確率
ボランティア活動（トータル）	あり（N = 235）	33.6%	41.7%	17.0%	7.7%	P < 0.001
	なし（N = 721）	21.1%	38.7%	24.7%	15.5%	
子どもを対象とした活動	あり（N = 87）	39.1%	41.4%	17.2%	2.3%	P < 0.001
	なし（N = 867）	22.7%	39.2%	23.3%	14.8%	
高齢者を対象とした活動	あり（N = 67）	31.3%	50.7%	11.9%	6.0%	P = 0.014
	なし（N = 887）	23.7%	38.6%	23.6%	14.2%	
自然や環境を守るための活動	あり（N = 61）	36.1%	39.3%	16.4%	8.2%	P = 0.096
	なし（N = 893）	23.4%	39.4%	23.2%	14.0%	
地域の安全を守るための活動	あり（N = 50）	58.0%	32.0%	10.0%	0.0%	P < 0.001
	なし（N = 904）	22.3%	39.8%	23.5%	14.4%	
生涯学習に関係した活動	あり（N = 47）	36.2%	40.4%	17.0%	6.4%	P = 0.136
	なし（N = 907）	23.6%	39.4%	23.0%	14.0%	
障がい者を対象とした活動	あり（N = 45）	20.0%	40.0%	17.8%	22.2%	P = 0.331
	なし（N = 909）	24.4%	39.4%	23.0%	13.2%	
まちづくりのための活動	あり（N = 40）	50.0%	37.5%	7.5%	5.0%	P < 0.001
	なし（N = 914）	23.1%	39.5%	23.4%	14.0%	
国際交流に関係した活動	あり（N = 24）	37.5%	41.7%	16.7%	4.2%	P = 0.279
	なし（N = 930）	23.9%	39.4%	22.9%	13.9%	
地域経済の活性化のための活動	あり（N = 21）	47.6%	33.3%	19.0%	0.0%	P = 0.044
	なし（N = 933）	23.7%	39.5%	22.8%	13.9%	
健康や医療サービスに関係した活動	あり（N = 18）	22.2%	55.6%	16.7%	5.6%	P = 0.490
	なし（N = 936）	24.3%	39.1%	22.9%	13.8%	
ボランティア活動（継続中）	はい（N = 90）	40.0%	44.4%	12.2%	3.3%	P < 0.001
	いいえ（N = 860）	22.5%	38.9%	23.9%	14.7%	

度が高いものほど、参加経験をもつものの割合も高い。

2) 普段、参加している地域

活動との関係

アンケートでは、普段、どのような地域活動に参加しているかについて、「その他」、「参加していない」を含めて10の活動を例示し、あてはまるものすべてを答えてもらっている。

結果をまとめたものが図4であり、「参加していない」という回答が4割程度にのぼ

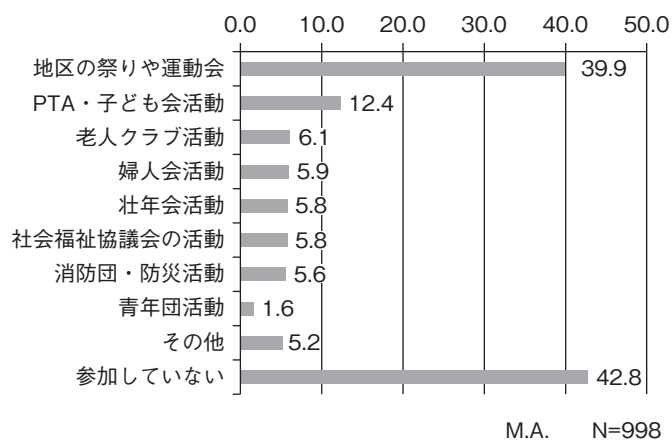


図4 普段、参加している地域活動

表4 普段、参加している地域活動の有無との関係

		ある	ない	有意確率
ボランティア活動 (トータル)	あり (N = 234)	72.6%	27.4%	P < 0.001
	なし (N = 712)	52.5%	47.5%	
子どもを対象とした活動	あり (N = 89)	77.5%	22.5%	P < 0.001
	なし (N = 855)	55.3%	44.7%	
高齢者を対象とした活動	あり (N = 67)	85.1%	14.9%	P < 0.001
	なし (N = 877)	55.3%	44.7%	
自然や環境を守るための活動	あり (N = 60)	71.7%	28.3%	P = 0.022
	なし (N = 884)	56.4%	43.6%	
地域の安全を守るための活動	あり (N = 50)	92.0%	8.0%	P < 0.001
	なし (N = 894)	55.5%	44.5%	
生涯学習に関係した活動	あり (N = 47)	70.2%	29.8%	P = 0.071
	なし (N = 897)	43.3%	56.7%	
障がい者を対象とした活動	あり (N = 46)	54.3%	45.7%	P = 0.760
	なし (N = 898)	57.6%	42.4%	
まちづくりのための活動	あり (N = 42)	90.5%	9.5%	P < 0.001
	なし (N = 902)	55.9%	44.1%	
国際交流に関係した活動	あり (N = 25)	68.0%	32.0%	P = 0.312
	なし (N = 919)	57.1%	42.9%	
地域経済の活性化のための活動	あり (N = 21)	85.7%	14.3%	P = 0.007
	なし (N = 923)	56.8%	43.2%	
健康や医療サービスに関係した活動	あり (N = 18)	83.3%	16.7%	P = 0.029
	なし (N = 926)	56.9%	43.1%	
ボランティア活動 (継続中)	はい (N = 90)	85.6%	14.4%	P < 0.001
	いいえ (N = 856)	54.6%	45.4%	

る。地域活動への参加の有無とボランティア活動・市民活動（NPO 等）への参加経験との関係をまとめたものが表4である。

いずれかの分野で参加経験のあるものをトータルしたのものに関しても、現在、継続中の活動の有無に関しても、1%水準で有意差があり、普段、なんらかの地域活動に参加しているものほど、ボランティア活動・市民活動（NPO 等）への、参加経験が多い。

分野ごとにみると、「子どもを対象とした活動」、「高齢者を対象とした活動」、「地域の安全を守るための活動」、「まちづくりのための活動」、「地域経済の活性化のための活動」で1%水準、「自然や環境を守るための活動」、「健康や医療サービスに関係した活動」で5%水準で有意差があり、「生涯学習に関係した活動」で有意な傾向（10%水準）が認められる。ほとんどの分野で有意差が認められ、いずれの分野でも、普段、なんらかの地域活動に参加しているものほど、ボランティア活動・市民活動（NPO 等）への参加経験をもつものの割合も高い。

3) 近隣交際の程度との関係

調査では、近所付き合いの程度について6段階で尋ねている。

「困っているときには、何でも相談し助け合っている」、「何でも相談できるとまではいかない

が、内容によっては相談し助け合っている」といった助け合いを伴う交際が合わせて 27.6%、「よく世間話をする」、「たまに立ち話をする」といったバーバル・コミュニケーションを核とした交際が合わせて 37.9%、「会えばあいさつをかわすだけ」、「ほとんど付き合いがない」といった疎遠な関係が合わせて 34.6% となっている。

付き合いの程度を上述の3段階（高、中、低）にまとめ直し、ボランティア活動・市民活動（NPO 等）への参加経験との関係を整理したものが表 5 である。

表 5 近所付き合いの程度との関係

		高	中	低	有意確率
ボランティア活動 (トータル)	あり (N = 236)	32.2%	41.5%	26.3%	P = 0.003
	なし (N = 711)	24.3%	37.6%	38.1%	
子どもを対象とした活動	あり (N = 89)	31.5%	47.2%	21.3%	P = 0.016
	なし (N = 856)	25.6%	37.7%	36.7%	
高齢者を対象とした活動	あり (N = 68)	42.6%	36.8%	20.6%	P = 0.002
	なし (N = 877)	24.9%	38.8%	36.4%	
自然や環境を守るための活動	あり (N = 60)	28.3%	35.0%	36.7%	P = 0.830
	なし (N = 885)	26.0%	38.9%	35.1%	
地域の安全を守るための活動	あり (N = 51)	47.1%	37.3%	15.7%	P = 0.001
	なし (N = 894)	24.9%	38.7%	36.4%	
生涯学習に関係した活動	あり (N = 47)	38.3%	38.3%	23.4%	P = 0.092
	なし (N = 898)	25.5%	38.6%	35.9%	
障がい者を対象とした活動	あり (N = 46)	23.9%	43.5%	32.6%	P = 0.786
	なし (N = 899)	26.3%	38.4%	35.4%	
まちづくりのための活動	あり (N = 41)	39.0%	43.9%	17.1%	P = 0.030
	なし (N = 904)	25.6%	38.4%	36.1%	
国際交流に関係した活動	あり (N = 25)	24.0%	32.0%	44.0%	P = 0.639
	なし (N = 920)	26.2%	38.8%	35.0%	
地域経済の活性化のための活動	あり (N = 22)	36.4%	27.3%	36.4%	P = 0.436
	なし (N = 923)	25.9%	38.9%	35.2%	
健康や医療サービスに関係した活動	あり (N = 18)	27.8%	38.9%	33.3%	P = 0.981
	なし (N = 927)	26.1%	38.6%	35.3%	
ボランティア活動 (継続中)	はい (N = 90)	37.8%	44.4%	17.8%	P = 0.001
	いいえ (N = 857)	25.1%	37.9%	37.0%	

いずれかの分野で参加経験のあるものをトータルしたのものに関しても、現在、継続中の活動の有無に関しても、1% 水準で有意差があり、近所付き合いの程度が高いものほど、参加経験が豊富である。

分野別にみると、「高齢者を対象とした活動」、「地域の安全を守るための活動」で 1% 水準、「子どもを対象とした活動」、「まちづくりのための活動」で 5% 水準で有意差があり、「生涯学習に関係した活動」で有意な傾向（10% 水準）が認められる。

4) ボランティア活動参加と社会関係資本

ボランティア活動への参加を、個人の強い自発性に基づく合理的な判断の結果だと捉えると、

自治会（町内会）行事への参加の程度、地域活動へ参加の有無、近隣交際の程度とボランティア活動・市民活動（NPO 等）の参加経験との結びつきは、ボランティアの定義に矛盾するようにも感じられる⁷⁾。多くの研究者によって、自治会に代表される日本の住民組織は、一見「ボランティア」に見えるが、無意識のうちに権力への「奉仕活動」をさせられており、市民社会の発展を阻害してきたと、その後進性が指摘されてきた（佐藤 2007 など⁸⁾）。こうした指摘と結びつけられれば、行政コストを削減するための下請けとしてボランティアがコントロールされているという「動員モデル」の発想に行き着くことになる（仁平 2011）⁹⁾。

自治会組織の後進性に関しては、ベッカネン（2006）の実証的な反論があり、地域コミュニティの社会関係資本を醸成する働きが評価されている¹⁰⁾。

社会関係資本論では、人間関係のネットワークといったミクロレベルでの構造的な要因が、互酬性の規範や他者に対する信頼といったマクロレベルでの認知的な価値観を醸成し、協調的な行動を促進すると考えられている。

その社会関係資本論においても、パットナム（1993）が北イタリアの事例を通して示した「強い自発性によるソーシャル・キャピタル」に¹¹⁾、日本の地方コミュニティにみられる「お互いさま」や「お世話になったから」といった気持や「周囲のみんな」への配慮を核とする「“遠慮がちな” ソーシャル・キャピタル」を対置し、積極的に評価していく動きもみられる（今村・園田・金子、2010）¹²⁾。

ボランティア活動に一定の興味・関心はあっても、情報へのアクセスや一歩を踏み出す機会に恵まれないため参加に至っていないものも多く存在している（今回の調査でも、「現在は参加していないが、参加してみたい」という回答が4割以上に達している）。情報のチャンネルやきっかけを付与するステッピング・ストーンとして、地縁的な組織や近隣交際が機能しているという見方も可能だろう（塚本 2011）¹³⁾。

次に、自治会（町内会）行事への参加の程度、地域活動へ参加の有無、近隣交際の程度とジェンダーの関係についてみていきたい。

4. 地域活動参加、近隣交際とジェンダー

自治会（町内会）行事への参加の程度、地域活動への参加の有無、近隣交際の程度とジェンダーの関係をまとめたものが、表6、表7、表8である。

自治会（町内会）行事への参加の程度と地域活動への参加の有無に関しては1%水準で有意差があり、自治会（町内会）行事への参加の程度も、地域活動に参加している割合も男性の方が高い。近所付き合いの程度に関しては、ジェンダーによる有意な違いは認められない。

自治会（町内会）行事や地域活動への参加にジェンダーによる違いがみられる理由として、1) ほとんどの自治会（町内会）で加入単位が世帯であり、世帯を代表する形で中高年以降の男性が活動に参加するケースが多いこと、2) 福井県は共働き率が高い一方で、男性の家事、育児、介護などの分担は進んではおらず、結果として、女性が多重負担を背負い込むケースが多く、活動に参加するための時間的な余裕を持ちにくいこと、などが考えられる¹⁴⁾。

近所付き合いの程度に関してジェンダーによる差がみられない理由としては、福井県の定住性

表6 自治会（町内会）行事への参加の程度とジェンダー

	ほとんどすべてに参加している	関心に応じて参加している	ほとんど参加していない	いまだで参加したことがない	有意確率
男性（471）	39.2%	37.2%	18.7%	11.3%	P < 0.001
女性（522）	16.3%	42.3%	26.1%	15.3%	

表7 地域活動への参加の有無とジェンダー

	あり	なし	有意確率
男性（469）	62.3%	37.7%	P = 0.002
女性（513）	52.2%	47.8%	

表8 近所付き合いの程度とジェンダー

	高	中	低	有意確率
男性（466）	28.5%	37.3%	34.1%	P = 0.845
女性（517）	26.9%	38.1%	35.0%	

の高さを挙げることができる。福井県は、1）人口流出率、人口流入率が共に低く、県境をまたいで人口移動が少ない、2）県内の市町間での人口移動は、他府県との人口移動より活発に行われているが、結婚などを契機とするものが多く、女性に比べて男性の移動性が低い、といった特徴を持っている。同様の傾向が福井市にも当てはまり、2003年の調査によれば、生まれてからずっと福井市で暮らしているものの割合は、女性で41.8%、男性で52.8%と5%水準（ $P=0.024$ ）で有意な差がある¹⁵⁾。小学校・中学校の同級生や部活動の先輩・後輩との関係が地域で維持され続ける結果、仕事上の人間関係に軸足が置かれがちな男性も、女性と遜色のない近所付き合いが可能になっていると考えられる。

5. ボランティア活動参加とジェンダー

1) ボランティア活動の類型化

ボランティア活動参加とジェンダーの関連性を検討するために、まず、ボランティア活動の類型化を行いたい。10分野のボランティア活動への参加経験について、数量化Ⅲ類による分析を行い第1軸を横軸に、第2軸を縦軸にとり、カテゴリースコアをポジショニングしたものが図5である¹⁶⁾。第1軸、第2軸の固有値、寄与率などについては表9にまとめてある。

第1軸について、マイナスの値をとるのは、「障がい者を対象とした活動」、「高齢者を対象とした活動」、「保健や医療サービスに関係した活動」、「子どもを対象とした活動」、「国際交流に関係した活動」の5分野である。これらの活動は、対人的な支援活動としてまとめられる¹⁷⁾。プラスの値をとるのは、「地域の安全をまもるための活動」、「地域経済の活性化のための活動」、「自然や環境を守るための活動」、「まちづくりのための活動」、「生涯学習に関係した活動」の5分野である。これらの活動は、地域を核とした活動としてまとめられる¹⁸⁾。第1軸は、「対人的な活動－地域を核とした活動」を表す軸であると解釈できる。

第2軸について、マイナスの大きな値をとるのは「保健や医療サービスに関係した活動」の1分野に限られ、残りの9分野はプラス1からマイナス1の範囲に集中する。「保健や医療サービスに関係した活動」の指導者として活躍するには、多くの場合、資格の取得が必要であり、それに伴う講習を受ける必要もある。第2軸は、「資格・専門性」を表す軸であると解釈できる。

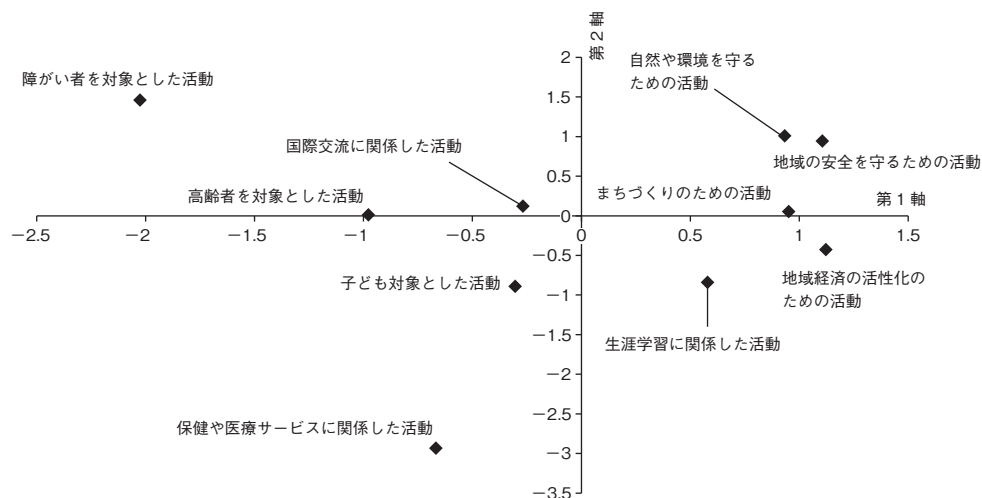


図5 分野ごとのボランティア活動参加のカテゴリースコア

表9 固有値、寄与率

	固有値	寄与率	累積寄与率	相関係数
第1軸	0.5542	14.93%	14.93%	0.7444
第2軸	0.4912	13.24%	28.17%	0.7008

2) ジェンダーによる参加経験の偏りを生み出す要因

ボランティア活動・市民活動（NPO等）への参加経験について、5つの分野でジェンダーによる偏りがみられた。こうした偏りを生み出す要因について検討したい。

10分野のボランティア活動・市民活動（NPO等）について、1) ジェンダーによる参加経験の偏り、2) ジェンダーと有意な関連が認められた「町内会（自治会）行事への参加程度」、「普段、参加している地域活動の有無」といった地域活動参加との関係、3) 数量化Ⅲ類の第1軸を用いた分類、についてまとめたものが表10である¹⁹⁾。

「対人的な活動」を特徴とする分野で、「自治会（町内会）行事への参加の程度」ならびに「普段、参加している地域活動の有無」のいずれかと有意な相関を示すのは、3分野に限られる。

相関の認められなかった2分野について、1) 「国際交流に関係した活動」の場合は、語学力の問題が、2) 「障がい者を対象とした活動」の場合は、緊急時の対処法などに関する自信のなさから参加がためらわれ、結果的に、身近に障がい者がいるものに参加が限定されがちになることが、ハードルを高くしていることが影響していると考えられる。「健康や医療サービスに関係した活動」は、「普段、参加している地域活動の有無」と有意な相関を示すが、既述のように、この分野にも、資格の取得や講習の受講といったハードルが存在している。こうした分野では、活動への参加を規定する要因として、地域活動参加よりも、ハードルを乗り越えられるかどうか、強く作用していると考えられ、ジェンダーによる参加経験の偏りはみられない。

表 10 ボランティア活動分野の特性

	性別による参加経験の偏り	自治会（町内会）行事への参加程度	普段、参加している地域活動の有無	第1軸による分類
子どもを対象とした活動	－	◎	◎	対人
高齢者を対象とした活動	男性＜女性	○	◎	対人
自然や環境を守るための活動	女性＜男性	△	○	地域
地域の安全を守るための活動	女性＜男性	◎	◎	地域
生涯学習に関係した活動	－	－	△	地域
障がい者を対象とした活動	－	－	－	対人
まちづくりのための活動	女性＜男性	◎	◎	地域
国際交流に関係した活動	－	－	－	対人
地域経済の活性化のための活動	女性＜男性	○	◎	地域
健康や医療サービスに関係した活動	－	－	○	対人

「対人的な活動」を特徴とする分野で、「自治会（町内会）行事への参加の程度」、「普段、参加している地域活動の有無」の両者と有意な相関を示すのは、「子どもを対象とした活動」と「高齢者を対象とした活動」の2つに限られる。そのうち参加経験にジェンダーによる偏りがみられるのは、「高齢者を対象とした活動」のみであり、男性に比べて女性の参加経験が豊富である。「子どもを対象とした活動」の場合、活動への参加を規定する要因として、ジェンダーよりも、家族に小さな子どもがいるかどうかといったライフステージ上の位置が、強く作用していることが予想される。

「地域を核とした活動」を特徴とする分野のすべてが、「自治会（町内会）行事への参加の程度」ならびに「普段、参加している地域活動の有無」のいずれかと有意な相関を示し、そのうち4分野は両者と有意な相関関係にある。これらの4分野は、すべて、女性に比べて、男性の参加経験が豊富な分野と一致する。

2009年4月1日現在、全国の町内会（自治会）長に占める女性の割合が4.1%に過ぎないことに象徴されるように、自治会（町内会）の活動や地縁的な組織・団体との関わりは、男性の方が強い。「地域を核とした活動」は、自治会（町内会）の活動や地縁的な組織・団体との親和性が高く、それらに女性よりも強くコミットしている男性の参加経験が多くなっているのだと考えられる。

一方、「対人的な活動」は、自治会（町内会）の活動や地縁的な組織・団体との親和性がそれほど高くなく、参加に関して資格その他のバリアが働くものや、ライフステージ上の位置が関わってくるものが少なくない。その中で、配食サービスといった家事の延長線上に位置づけられやすい活動や介護に関わる活動を含む「高齢者を対象とした活動」で、女性の参加経験が多くなって

いる。高齢者の介護は女性の役割であるという固定的な性別分業観が根強いこと、その結果として、高齢者介護のノウハウを身につけているものが女性に多いこと、などが影響していると考えられる。

6. まとめ

最後に、ジェンダーによってボランティア活動・市民活動（NPO 等）への参加分野に偏りが存在することの社会的影響について考えてみたい。

仁平（2011）は「ボランティア活動をマクロな社会レベルから観察し、本人たちの善意や思いとは裏腹に、国家や資本に動員されていると診断を下す枠組」を「動員モデル」と名付けている。そうした枠組みからは、ボランティア活動が行政コスト削減のための下請け的な業務に便利使いされている点が批判の対象とされる。

ペッカネン（2006）は、日本の NPO・ボランティア団体の特徴として、大規模で専門職化した団体が少なく、そのほとんどが財政的に脆弱で少数の専門職員しか持たず、政策提言を行う能力に乏しいことを指摘している。これらの特徴は、ロビー活動などを通して、政策提言という形でオルタナティブを提示し、方針決定過程に関与していくことを困難にしている。

こうした状況において、NPO・ボランティア団体が、行政の下請け業務に留まらず、方針決定過程に関与していく道筋としては、多主体連携によるローカルガバナンスが考えられる²⁰⁾。NPO・ボランティア団体、地縁的な組織・団体、企業・事業所、行政などの多様な主体が、協力して一つの課題に取り組み、支持者を増やしていくことによって、社会的影響力を高めていくという展開である。課題解決のために何が必要なのかを協議し、プロジェクトを計画、実施する過程を通して、現場で汗を流すといった形での参加にとどまらず、方針決定過程への関与が進められる。現在、まちづくりや環境保全、経済の活性化といった地域の課題への取り組みの中で、こうした方向性が模索されつつある。

「地域を核とした活動」は、ローカルガバナンスが実現する経路として重要であるが、こうした分野の活動経験を有するものは男性に偏っている。「出不足料」といった女性差別的な因習が存在していたことに象徴されるように²¹⁾、地域活動参加において男性優位の考え方が残存していることで、地域活動と親和性を持つ分野のボランティア活動・市民活動（NPO 等）への女性の参加が抑制されているとすれば、それ自体としても問題である。加えて、地域社会における方針決定過程への参画という観点からも、女性の関与が阻害される可能性があることにも、注意を払っておく必要がある。

注

- 1) 2006 年 10 月に、層化 2 段抽出法によって選定された約 8 万世帯の 10 歳以上の世帯員約 20 万人を対象に、留置法で実施された。
- 2) 滋賀県の場合、環境ボランティア活動の前史として、琵琶湖の水質問題をめぐって 1970 年代後半から展開された「石けん運動」の歴史があり、運動の主要な担い手が主婦層であったという経緯が影響していると考えられる。

- 3) ボランティア活動・市民活動（NPO 等）の分類に関しては、「平成 18 年社会生活基本調査」（総務省）を参照した。「その他の活動」を選択したものに、具体的な活動内容の記述を求めたところ、16 人中 14 人から回答があった。重複した内容は、福井豪雨（2004 年）に際しての活動の 4 件のみで、他は献血活動、動物愛護、海難救助などがそれぞれ 1 件ずつであった。
- 4) 塚本利幸「福井県における社会活動参加の現状と課題」『ふくい地域経済研究』第 13 号、2011 年、pp.43-60 の分析によれば、社会活動参加の阻害要因は「構造的制約」、「機会の欠如」、「関心の欠如」に分類できる。
- 5) 以下では、「現在、参加している」、「以前は参加していたがやめてしまった」という回答を合わせたものを参加経験「あり」として分析に用いる。また、それとは別に、活動を継続中か否かという観点からの分析も行うが、ケース数の関係から、活動を継続中か否かに関して、分野ごとの分析を適切に行うことはできない。
- 6) 以下の分析では、比率の比較に関して、 2×2 のクロス集計では Fisher の直接法による正確有意確率（両側）を、その他のクロス集計ではカイ 2 乗検定による漸近有意確率（両側）を用いる。 $P < 0.05$ を有意、 $P < 0.1$ を有意な傾向ありとする。
- 7) ボランティア活動の定義には、様々のものがあるが、ミニマムの要件として、自発性、無償性（非営利性）、公共性の 3 つを満たしていることが要求されることが多い。
- 8) 佐藤慶幸（2007）『アソシエーティブ・デモクラシー』有斐閣
- 9) 仁平典宏（2011）『「ボランティア」の誕生と終焉 〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』名古屋大学出版会
- 10) Pekkanen, R. (2006) Japan's Dual Civil Society : Members without Advocates. Stanford, (= 佐々田博教訳『日本における市民社会の二重構造－政策提言なきメンバー達』木鐸社、2008)
- 11) Putnam, R. D. (1993) Making Democracy work : Civic traditions in modern Italy. Princeton University Press, (= 河田潤一訳『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』NTT 出版、2001)
- 12) 今村晴彦・園田紫乃・金子郁容（2010）『コミュニティのちから “遠慮がちな” ソーシャル・キャピタルの発見』慶應義塾大学出版会
- 13) 塚本利幸「福井県における社会活動参加の現状と課題」『ふくい地域経済研究』第 13 号、2011 年、pp.43-60
- 14) 塚本利幸「女性の方針決定過程への関与と時間的な制約の関係についての考察－女性就業率上位の福井県を事例として－」『日本ジェンダー研究』第 14 号、2011 年、pp.49-62
- 15) 『女性の就業と生活の質に関するアンケート調査』、塚本利幸を研究代表者として、（財）福井県大学等学術振興基金の助成を受けて、20 歳以上の福井県民から層化二段無作為抽出法で 2150 人の調査対象者を選び、郵送法で 2003 年 6 月に実施。有効回収数は 945（回収率 44.0%）。
- 16) ボランティア活動・市民活動（NPO 等）への参加について、10 分野の相互関係をクロスチェックした結果、45 通りの組み合わせすべてで、ある分野で参加経験のあるものほど、他の分野でも参加経験を有するものが多いことが確認された（1 組のみ 10% 水準で有意傾向あり、

3組が5%水準、残りはすべて1%水準で有意差あり)。分野ごとの参加経験者が少数にとどまり、層化クロス(3重クロス)の手法によるエラボレーションは技術的に困難なため、1/0のカテゴリーの弁別手法として一般的な数量化Ⅲ類による分析をおこなった。

- 17)「国際交流に関係した活動」の場合も、日本にいる外国人へのサポートといった形での対人的な支援活動が大きなウェートを占めている。
- 18)「自然や環境を守るための活動」の場合は地域の環境整備が、「生涯学習に関係した活動」の場合も地区の公民館の講師としてのボランティアなど地域との結びつきの深い活動が多くみられる。
- 19) 1%水準、5%水準、で有意な相関があったものを、それぞれ◎と○で、10%水準で、有意な傾向が認められたものを、△で示してある。
- 20) 野田浩資編(2009)『ローカルガバナンスの形成過程——多主体連携による環境保全と地域経営』日本学術振興会科学研究費補助金研究成果報告書(基盤研究(C)、2009～2011年度)
- 21) 地域の清掃活動などに参加しなかった世帯から、ペナルティとして不参加料が徴収されることがあるが、男性ではなく女性が参加した場合に、不参加料の半額が徴収されるという因習が長らく存在していた。

Childcare nurseries in farming villages in China around the period of “Great Leap Forward”

— Case example relating to the preparations for acceptance of infants and young children centered in childcare nurses in Hei Long Jiang Province —

Masako Yokoyama
(Kobe University)

In this study, I take up the issue of childcare nurseries in farming villages, which increased rapidly as a consequence of the Great Leap Forward (1958-61) following the establishment of the People's Republic of China. They were established for the purpose of assisting in the nurturing of infants and young children, freeing women from the tasks of childrearing and mobilizing them in collective labor and advancing the ideals of collectivism. Focusing on childcare nurses and childcare nurseries, I discuss the preparations for the acceptance of infants and young children with the intention of reconstructing the conditions of regional implementation of farming village childcare nurseries from the 1950s to the 1960s.

The social significance of socializing the tasks of meal preparation and childcare and having women work as cooks in communal kitchens or as nurses in childcare nurseries was deemed to be completely different from the earlier practice of domestic labor in the home. Participation in social labor was thought to embody the liberation of women.

The nurseries that have been introduced thus far are inclined toward exemplary cases that would appear to realize the ideal; it cannot be said, however, that the actual situation with childcare nurseries said to have been established throughout China has yet been clarified. I thus selected Hei Long Jiang Province in north-eastern China, which has not yet been the subject of research, and also conducted interviews with people with actual experience.

As a result of my investigation, it became apparent that the situation differed from that of the exemplary childcare nurseries. Women did not become childcare nurses through education or training but, rather, that responsibility was given to middle-aged and older women who had previously experienced childrearing. There is the possibility that childcare nurses who played the role of liberating women from childrearing through the childcare nurseries did not differ greatly from grandmothers who looked after their grandchildren in the home. The utilization of conventional gender role sharing probably served as a shortcut to the establishment of childcare nurseries.

中国大躍進運動前後の農村託児所

— 保母を中心とした乳幼児の受け入れ態勢に関する黒竜江省の事例 —

横 山 政 子
(神戸大学 非常勤講師)

はじめに

本稿は、中華人民共和国成立後、大躍進運動（1958～1961年）にともない急増した農村託児所を取り上げる。その保母（中国語では「保育員」。保育士を指す。本稿では「保母」を用いることにする）および託児場所に注目して、乳幼児をどのように受け入れていたのかについて考察し、1950年代から60年代の農村託児所の地域的な実施状況を復元したい。農村基層社会における託児所の保母に課せられた子育ての役割とその実際を比較しよう。どのようなジェンダー構造が見られるのだろうか。

まず託児所に関する政策を概観してみよう。1952年刊の『新中国与託児所』によれば、中華人民共和国成立後まもなく1951年の段階で、すでに託児所の設置が積極的に進められている様子が窺える¹⁾。1956年2月には教育部・衛生部・内務部によって「關於託児所、幼稚園幾個問題的連合通知（託児所および幼稚園のいくつかの問題に関する合同の通知）」が発せられ、農業生産合作社による季節的な託児所・幼稚園の運営が提起された²⁾。同時に乳幼児保育のこれまでの一元化が改められ、託児所は衛生部が、幼稚園は教育部がそれぞれ別に所轄することとなった³⁾。1958年8月7日に共産党の機関紙『紅旗』に発表され、人民公社の手本とされた河南省の「嵒岬山衛星人民公社試行簡章（草稿）」では、第17条に「公社は公共食堂と託児所および裁縫班を組織して、女性を家庭内の労働から解放しなければならない」と盛り込まれている。まもなくして同年8月29日に、「中共中央關於農村建立人民公社問題的決議（農村の人民公社設立についての中共中央の決議）」が発せられた。農地の基本建設や農業生産の躍進にむけて生活の集団化や集団主義思想の育成が謳われ、託児所以外にも、「公共食堂、幼稚園、裁縫班、理髪室、共同浴場、養老院」などが列挙されている⁴⁾。託児所は、大躍進運動の中で「社会主義の陣地」といわれた公共食堂とともに強く推進された。

また、『怎樣辦好託児所（託児所をどのようにして立派に運営すればよいか）』などと題する指南書が数多く刊行された⁵⁾。中華全国婦女連合会の雑誌である『中国婦女』において、託児所・公共食堂が急増して、女性の集団的労働への参加が促されているという記事が掲載されたことは、小島麗逸氏により文化大革命中に紹介されている⁶⁾。このように託児所を紹介する多くの記事が書かれたものの、総じて推進を奨励し、効果を宣伝するものであった。

たとえば、当時における託児所の位置づけを示している論考の一つとして、1959年に発表された「生活の集団化からみた婦女の解放」が挙げられる。それによると、「農村では公共食堂および託児所などの集団福利事業が雨後の竹の子の如く多数興された。昨年〔1958年——以下引

用文中の〔 〕は引用者による〕12月末に、(中略)全国各地で興された託児所、幼稚園は498万余りにのぼる。受託している乳幼児数は6770万人を超え、一般の省や県で受け入れた乳幼児は未就学児全体の70%以上となり、90%を上っているところもある」といい、「女性が公共食堂の炊事員や託児所の保母として働くことは、かつて家庭内においてこどもを抱えて炊事をしていたことと、まったく社会的意義が異なる」と評価している⁷⁾。女性は社会的労働に参加してこそ、はじめて解放されると考えられていたからである。

その後、大躍進運動が収束に向かうにつれて、託児所や公共食堂は1961年頃には季節的なものを除き解散したといわれている⁸⁾。中国農村において1960年前後に公共食堂や託児所があったことは、華北農村をフィールドとする日本の現地調査の記録に垣間見ることができる⁹⁾。

このように託児所に関して明らかになっているのは、中央政府による託児政策のほか、雑誌に掲載された記事や指南書の類にみられる模範的な託児所の事例であり¹⁰⁾、すべて中央政府の意見を反映させたものといえる。したがって託児所の実態に関しては不明な部分が少なくない。大躍進期を中心にプロパガンダ色の濃い資料が多いうえに、理念を実現したような事例ばかりが目されたことが要因であろう。託児所に対する理解を深めるためには、政治的に宣伝対象とならなかったような託児所にも目を向けることが必要である。

そこで本稿では、実体験者である元人民公社社員にインタビューを実施し、中央政府の託児政策を人々がどのように受け入れ、どのように現地の生活慣習と折り合いをつけたのかを通して、当時の基層社会の人々の慣習や意識を探ることを試みる。そのために選択した地域が黒竜江省である。筆者は先に黒竜江省における農村公共食堂の分析を行ったが、中央の理念とは異なる地域の実態に即した食堂運営が見いだされた¹¹⁾。つまりこれまで不明であった大躍進期中国農村の地域的多様性を知ることのできるひとつの地域として黒竜江は相応しいといえ、同じく託児所運営に関しても、新たな知見を得られる可能性が考えられるからである。

インタビューは2009年および2010年に中国黒竜江省において収集した。元人民公社社員である婦女主任・一般の社員たちの証言である。大躍進運動から50余年が経過し、体験者である元人民公社社員はすでに高齢である。インフォーマント(情報提供者)は当時その母親が託児所の保母をしていたという60代前半の女性一人を除いて、インタビュー時点で60代後半から79歳にわたる。これらの口述を中心に据えることで実態が浮かび挙がることが期待される。さらに資料として補足的に地方文献を用いる。黒竜江省の省都である哈爾濱で発行されていた『黒竜江農民報』¹²⁾の記事を参照する。1957年から1960年にわたって記事を閲覧した。新聞には中央政府の方針や各地の模範的な取り組みが掲載されるが、詳細な地域の情報が盛り込まれている場合もある。また省や県レベルの檔案資料には現地報告書としての具体的事例も残されている。ただこれらも政府側の資料であることにはかわりはないが、口述資料との整合性を考えながら利用していきたい。

まず第1章でこれまで雑誌などで紹介された託児所を概観する。続く第2章において黒竜江省の事例を紹介・分析する。託児所とはどのようなものであったのか。託児場所、保母、預かり方に注目して、乳幼児を受け入れる態勢を考察する。

1. 雑誌・指南書に紹介された農村託児所

当時の雑誌や指南書の類に託児所はどのように描かれているのだろうか。例を二つ挙げよう。

ひとつ目は、1953年の発刊以来、中国社会の情報を日本語で伝える雑誌『人民中国』である¹³⁾。その1960年12月号には、「発奮して豊かな村づくり——河北省遵化県の建明人民公社」と題する記事がある¹⁴⁾。8枚の写真が収められており、社員が山を切り開いてつくった水利施設や、秋の播きつけにむかう機械工作隊を収めた写真などとともに、託児所の写真もある(図1)。「貧乏村だったむかしは、子供たちはいつも飢い思いや寒い思いをしたが、今では人民公社の託児所で幸福な集団生活をおくつている」と添えられている。

春から初夏を思わせる日差しの下で、歩けるようになった1、2歳児から背丈が伸びた4、5歳児くらいまでの16、17人のこどもたちが集まっている。そのなかにひとり大人が混ざっている。保母であろう。頭に布か紐を結んだような髪留めをつけている。ひと目で若い女性だとわかる。

二つ目は、1960年に刊行された『辦好人民公社的福利事業（人民公社の福利事業を立派に運営しよう）』¹⁵⁾である。その序文には、「人民公社の集団福利事業をさらに発展させ、集団福利事業が生産を促す作用をさらに発揮するよう、我々は北京郊外の人民公社が興した集団福利事業の経験を集めてこの著書を編纂した。参考に供する」と記されており、指南書のひとつである。

北京郊外農村の託児所の受け入れ態勢が具体的に紹介されている。ある大隊では託児所13箇所、幼稚園9箇所、託児小組（託児所よりも小規模で簡便なもの）3箇所が設けられ、入所年齢に該当する乳幼児の97%にあたる総計1094名を託児所・幼稚園・託児小組のいずれかで預かっている¹⁶⁾。この大隊に属しているある生産隊の託児所の様子は以下の如くである¹⁷⁾。本託児所は1956年の高級農業生産合作社（人民公社の前身となった組織。以後、「高級社」と略記）の成立とともに開設され、1958年の人民公社化を経て発展して、1959年には通年で入所している54名の乳幼児を受け入れている。南向きの部屋に必要な設備や各種の玩具を備えている。高級社の時期に2間だけの古い家を利用して始まったが、託児所の所長が比較的広い自らの家屋および家財を提供し、その後、需要の拡大にしたがって新築された。5名の専門の保母がおり、保母の質の向上のために大隊では「保教学校」を開いている。保母たちは乳幼児の年齢にしたがって班分けをおこない、這ったり座ったりする月齢の乳幼児は「炕（床下暖房）」の上で遊ばせ、歩くこ



図1.『人民中国』に掲載された人民公社の託児所

とのできる幼児は遊戯・散歩に連れ出す。所内には「幼児食堂」を設けて食事の味付けや栄養面に工夫をこらし、必要に応じて「全託（宿泊を伴う 24 時間保育）」を実施し、母親が遠くの耕地で働く際には授乳の便を配慮して「工地託児站（野営の託児所）」を設ける。この生産隊は四年連続で「紅旗託児単位」として表彰されているという。

これらの例から、託児所がどのように乳幼児を受託する環境を準備していたかを抽出すれば、①託児場所としては専用の部屋あるいは建物がある。所内に食堂などの設備を備えている。②保母は専業である。訓練を受けている。若い女性である。③乳幼児の預かり方としては、乳幼児を年齢別に分班する。「全託」も可能である、などが挙げられよう。

以上は、これまで知られているような託児所であるが、この『辦好人民公社的福利事業』の事例が表彰を受けた生産隊であったことから、まさに模範的な託児所の状況である。しかし託児所のあり方は様々で、専用の部屋と専任の保母を備えたものもあれば、民家において家事をしながら少人数のこどもの面倒をみるようなものもあったといわれている¹⁸⁾。次章では、黒竜江における開設の状況について考察をすすめよう。

2. 農村託児所の黒竜江省における事例

1) 託児の場所

まず託児の場所をみてみよう。1958 年 6 月 20 日に『黒竜江農民報』に掲載された「託児組到田間（耕作地の託児小組）」（五常県）と題する記事がある。「五常県山川鎮共和鮮族農業社では、50 人余りの女性が乳飲み子をかかえて、農作業に出ることができない。出たとしても耕地が遠いこともしばしばで、乳を飲ませるために戻ってくるのが大変骨折りであった。党支部や管理委員会がこの状況に気づいた。稲田の掘っ立て小屋を利用して、小屋の中に干草を厚く敷き、小屋の内外を片付けて、さっそく「田間託児組」を六箇所設けた」。耕作地に設けられた授乳室といえるだろう。同新聞の 1958 年 12 月 12 日の「好事一定要辦好（よいことは必ず立派におこなおう）——五星公社全面検査集体福利事業」（密山県）と題する記事には、「[託児の] 部屋は保温して清潔にして、日当たりをよくした。多くの耕作区〔後の生産大隊〕はその事務所を託児所に譲った」といい、耕作区の建物を託児所として利用したようだ。

同様の証言がある。

「託児所は生産隊にある集団の建物の中にありました」（双城県水泉公社 A 氏、女性）。

一方で、

「託児所は個人の家の中でした」（哈爾濱市和平公社（a 大隊）B 氏、男性）。

という証言や、託児所は、場所が固定していたわけではないという証言もある。

「託児所の建物は専用のものや固定のものではありません。保母の家というわけでもありません。[生産隊の] 隊長がここにしようというのと、その家に決まります。たとえばこの家は少し広いからと」（双城県希勤公社 C 氏、女性）。

「一般的に託児所は誰かの家です。広くて余裕のある家です。ある人の家が広くて衛生的だということ、そこになります。このような具合です。あるいはこどもをあやしている人[保母]の家が[託児所に] になります」（蘭西県 D 氏、女性）。

ある模範的な大隊に属していたというインフォーマントは、
「託児所の専用の建物はあります。[大隊の] 書記の妻が保母でしたが、その家で預かっていました。暖かいからです¹⁹⁾」(五常県双星公社 E 氏、女性)。
といい、保母の自宅が託児の場所になっていたようだ。

このような保母の家で託児所を開いたという報告は、檔案資料にも残されている。1961 年の双城県宋群公社における「婦女工作」の調査報告には「[託児所は] おもに保母の家を借用する」と記述されている²⁰⁾。

以上に共通するのは、所内に食堂があるような新たに建てた施設や専用の施設ではなく、生産隊の建物や社員の家屋など既存ものを借用している点である。耕作地の「田間託児組」における掘っ立て小屋も、急な天候の変化をしのぐ、あるいは農具などを一時的に保管する場所としてもとからあったものと考えられる。なかには保母の家も少なからずあるようだ。

では保母というのはどのような人物だったのだろうか。

2) 保母

1957 年から 1960 年までの『黒竜江農民報』の記事のなかで、具体的に託児所と保母を伝えるもののひとつが、1958 年 12 月 5 日に写真(図 2)とともに掲載された「花朵在怒放 園丁笑開顔(花は真盛り 保母は笑顔)」(呼蘭県)である。以下に引用する。

「親愛なる読者の皆様：下の写真をご覧になって誤解しないでください。これは都市の託児所ではなく、呼蘭県衛星人民公社第八耕作区第一生産隊の託児所なのです。

第八耕作区はもともと「前進農業社[先進的な農業社]」です。かつて臨時的に農繁期の託児所を組織したことがあります。けれども堅持することはできませんでした。人民公社が成立した後に、この託児所は[1958 年] 8 月 21 日につくられたものです。ここには 32 名の乳幼児がいます。保母は 5 名しかおりませんが、29 名の母親たちが煩わしい家事労働から離れて、耕作地で第一線の労働に参加し始めました。

託児所の部屋は社員が修理しました。ベッドやおもちゃは社内で準備しました。各家から揺り籠を持ち寄りました。こどもは眠くなれば、揺り籠の中で快適に眠ることができ、目覚めれば、自由にベッドの中で遊べます。部屋には十分な日差しも降り注いでいます。園丁[管理人の意味。保母を指す]である託児所所長の劉金玲[写真(図 2)の右端でこどもを抱いている人物]は誇らしげに我々に語ってくれました。「祖国の次世代を育成することは光栄な任務です：こどもたちの集団主義思想を強化することに力を注ぎ、さらに多くの母親が耕作地での生産労働に参加できるようにします」と。ご覧ください。祖国の花を育成する責任はほんとうに大きいものです。祖国の花たちは、幸せな花園の中で美しい太陽に向かって自由に成長し、立派になるでしょう」。

写真(図 2)は託児所の屋内の様子である。写真の右端には、涎掛けを付けておもちゃを持った赤ん坊を抱いている、三つ編み姿の女性が立っている。この人物が所長である。10 代後半とみられる²¹⁾。サークルのついたベビーベッドが置かれ、その中で 3 人の赤ん坊が遊んでいる。ベッドの後ろには、さらに 3、4 名の赤ん坊と、もう一組、赤ん坊を抱いた同年代の女性らしき人物が写っている。



図2. 託児所の保母と乳幼児『黒竜江農民報』
(1958年12月5日)

この所長（保母）は、第1章「雑誌・指南書に紹介された農村託児所」の（図1）の保母と共通点がある。ともに髪飾りや三つ編みをした若い女性であることだ。若い女性を保母として託児所の仕事に従事させたいという政府側のジェンダー意識の表れではないだろうか。

しかし本記事中において、「写真をご覧になって誤解しないでください。これは都市の託児所ではなく…」とあることから、このような整った設備や若い保母は、農村では一般的ではなかったと解釈される。

若い女性という以外にも、保母にふさわしい要件があったようだ。たとえば、『黒竜江農民報』に1958年11月14日に掲載された「兩個保育員（二人の保母）」（樺川県）と題する記事では、「社では託児所が建てられ、党支部は共産党員の張淑琪と共青团員〔共産主義青年団員の略〕唐淑琴を保母にした」とある。1958年12月5日の保母を養成する訓練に関する「培養保教人員 巩固託児組織（保育・教育人員を育成し託児組織を強固にする）——訥河県成立保育学校」（訥河県）と題する記事では、「保教人員」を育成するために人民公社に「保育学校」が成立した。衛生所の医師や助産士や、「高小（高級小学校の略。初級小学が四年制、高級小学が二年制）」卒業以上の（この間の二文字程度判読不明）の若い保母など合わせて80名が参加したとある。これらの記事から、共産主義青年団の団員や、高級小学校卒業程度の学歴をもつ者、研修を受けた者などが、保母として託児所の仕事を担う人物だと期待されていたことが窺える²²⁾。

体験者に「どのような人が保母になったのですか」とインタビューした。

「第一に「成份〔階級成份〕」が大いに関係があります。地主や富農は絶対にいけません」「こどもの面倒を看ることができる人、人柄がいい人です」（双城堡希勤公社C氏、女性）。

さらに前掲の模範的な組織に属していたというインフォーマントは、

「身体が健康な人はみな戸外の労働に参加しますが、書記の妻は体の具合があまりよくありませんでした。この書記の妻ひとりでこどもたちをみていました」（五常県双星公社E氏、女性）。

また前出の双城堡のC氏は、

「働けない人が、こどもの面倒をみます。「老太太〔年配の女性〕」などです。若い人はいません。外での畑仕事が出来ない人を配置してこどもをあやします。働ける人は皆畑仕事をします。体の具合が悪くない場合もありますよ。こどもが小さくて、外の労働に出て行けない場合や、家に多くのこどもを抱えている人が、自分のこどもと一緒に〔託児所で〕看る場合もあります」（双城堡希勤公社C氏、女性）。

なかには自分の母親が保母だったという人もおり、

「母は託児所でこどもを看ていました。私の2人の弟がまだ小さかったので、彼らを連れて

託児所で働きました。母ひとりで3人の女の子を見ていました。2人の弟も一緒に託児所で過ごしました。[筆者—なぜ、お母さんは保母に選ばれたのですか?] 2人の弟がまだ小さくて、母は畑仕事に出ることができませんでした。母は目が悪かったので、母にこどもの面倒を見させるほかありませんでした。母は「近視眼」でしたから、苗が見えません。それで託児所でこどもを看ました。[託児所があったのは一年余りです。託児所がなくなってしまったら、お母さんはどうしたのですか?] 家に戻りました。私の母は働けなくなりました。目が悪いですから。家に戻って家事などをしていました」(双城堡水泉公社 A 氏、女性)。

同様の回答は他にもある。

「年配の女性や体の具合がよくない女性がこどもの面倒をみました」(蘭西県 D 氏、女性)。
「どんな人が保母になるのか、特に決まりはなかったのですが、年配になって、外での仕事ができなくなった人が保母を担当していました」(哈爾濱市和平公社 (a 大隊) B 氏、男性)
「何軒かのこどもを、ひとりの「老太太」が看ていましたね」(双城堡 (公社は不明) F 氏、男性)。

「年齢が高い人もいました。50 歳ぐらいの人もいました。一般には平均して 30 数歳ぐらいでした。すでに結婚している人たちです。なかには「小姑娘 [若い女の子]」もいましたけれども²³⁾」(哈爾濱市王崗公社 G 氏、女性)。

このように体験者たちへのインタビューでは年輩の女性(「老太太」という言葉が異口同音に聞かれた。「四十、五十歳の老太太」という表現もあることから、40 歳代 50 歳代の女性を指しているだろう²⁴⁾。

「老太太」の保母から若い女性の保母に移行していくべきだという見解が読み取れる記事もある。1959 年 1 月 14 日の『黒竜江農民』に掲載された「肇東鎮公社展望管理区 (肇東鎮公社の展望管理区) —— [一文字不明] 真改善社員生活」(肇東県)と題する記事には、「幼稚園や託児所は、かつては数名の「老太太」がお守りをしているに過ぎなかった。ただ番をしているだけであり、教育をすることはできなかった。今では優秀な「高小」程度の「姑娘 [娘]」を選抜して、保母や幼稚園の教師をさせている」とある。しかし実態としては、その数は多くなく、口述が得られたように年配の保母が一般的であったと推察される。保母は、研修をうけた若い女性ではなく、すでに戸外の農業労働に従事することは無理であり、子育ての経験をもった年配者が中心であったことを指摘したい²⁵⁾。

なお、幼稚園の教師は保母と区別して「教養員」というが、若い女性であったという証言がある。

「幼稚園の先生は若い人でしたが、託児所の保母はすべて年配者でした」(哈爾濱市和平公社 (b 大隊) H 氏、男性)

託児所と幼稚園の違いは、乳幼児保育機関と就学前教育機関の違いである。保育と教育に関わる場合、それぞれどのような人物が相応しいのかという異なるジェンダー意識が反映された結果であろう。

3) 乳幼児の受け入れ

乳幼児の受け入れの様子をみよう。哈爾濱市王崗公社 G 氏によれば、託児所開設は一挙には進まなかったという。

「託児所は 1958 年に始まったが、軌道に乗ったのは 1961 年頃になってからです。1958 年はまだ準備段階で、「家長〔保護者〕」には心配がありました。始まったばかりで設備も整っていないし、預けたとしてもこどもが泣くのではないか、病気にならないかと」（哈爾濱市王崗公社 G 氏）。

開設時の困難は、『黒竜江農民報』の 1958 年 5 月 23 日に掲載された「通過試験辦託児組又快又好（託児小組の速くて立派な試験的实施を経て）」（巴彥県）という記事に読み取れる。運営を始めた頃の経緯が詳細に書かれているので、やや長くなるが引用する。

「巴彥県長春郷平川社では春耕が始まり、「带孩子組」が成立し始めた頃、大衆には“六つの心配”がありました。母親は、〔託児所では〕こどもが争いをするのではないか、損をするのではないか、おなかがすくのではないか、泣きじゃくるのではないか、と心配していました。一方こどもの面倒をみる「老太太」の方は、恨まれるのではないか、こどもを上手くあやせないのではないかと、心配していたのです。たとえば、第三隊の「老朱太太」は「たとえ山の中で仕事をすることになっても、こどもの面倒は看たくない。他人のこどもは難しい。冷たくしたり、逆らったり、脅かしたり、自分のこどものように上手くあやせない…」と言います。

これらの心配事を解決するために、社ではまず、第一隊の「老孫太太」の家で〔託児を〕試みることになりました。張秀雲と王桂蘭などの三人はこどもを「老孫太太」の家に預けました（こどもの玩具を持って行きました）。そして三人は仕事中に何度か家に戻ってこどもたちの様子を窺いました。すると「老孫太太」は面倒をみるのがたいそう上手で、こどもは全く泣いていなかったのです。翌日、さっそく 8 箇所の「带孩子組」が組織されました。

その次に、母親と子守りのできる「老太太」が一緒に呼び集められました。こどもを預かる意義や目的、報酬や方法を明らかにして、皆が信頼している人を民主的に選びました。11 隊の除秀榮と孫立琴は「老王太太」を選びました。賁景蘭と蘇沛琴は「老袁太太」を選びました。確定した後で、賁景蘭は「老袁太太はわたしの実家の母と同じような感じです。きっとよく見てくれるでしょう」と言っていました。「老袁太太」は「あなたたちは私を信じなさい。私は〔あなたたちから〕恨まれることなんか心配していないよ」と言いました。

さらに、大きなこどもと小さいこどもを組み合わせることにしました（なぜなら、大きなこどもたち同士を一緒にするとすぐに喧嘩になってしまうからです）。たとえば、第三生産隊の「老王太太」は 3 人の面倒を見ることにしましたが、6 ヶ月、2 歳、5 歳のこどもひとりずつです。この隊では 5 箇所の「带孩子組」が成立しましたが、すべてこのようにすると、皆の満足が得られました。「老太太」は「小さい子は抱いてやればよいし、大きい子は受け入れてやればよい。そうするとこどもたちはすこしも泣かないものだ」と言うのです。現在までに全社の 12 の生産隊で合わせて 64 箇所の「带孩子組」に、221 人のこどもを預かっています。こうして女性が労働に参加する困難は解決されました」。

この「带孩子組」というのは、本記事の見出しに「託児組」とあることから託児所より小規模で簡便な託児小組と看做していいだろう²⁶⁾。おばあさん（「老太太」）の言うように、乳児を含む若干名を一人の保母で看るのであれば、年齢の異なるこどもを組み合わせたほうが面倒をみるのが容易であろう。すなわち、家庭内でおばあさんが数人の孫を看るのと極めて似た状況であることに気づかされる。第1章「雑誌・指南書に紹介された農村託児所」の同年齢のこどもを集めて班を編成するという方法とはまったく異なるものである。

では次に、託児所の受託時間・期間についてインタビューから考察しよう。

「息子と娘を託児所に3年間送りました。託児所は春節の時期を除けば、冬季もずっと開いていました。私のところは模範大隊でした。常によそから見学者が来ていました。仕事は大変多くて毎日労働に出て、日が暮れてから帰宅するので、託児所がないとやっていけません。ましてや私の姑は公共食堂で働いていましたから。全ての生産隊に託児所が一箇所ずつありました。当時的大隊長は、毛沢東に9回の接見を受けたことがあるそうです」（五常県双星公社E氏、女性）。

といい、模範大隊では通年で開かれていた。しかし、

「託児所は冬はやりません。農繁期だけです。一年の半分くらい、5月から10月頃までは毎日開いていますが、冬は「猫冬〔冬籠りをする〕」ですから」（哈爾濱市王崗公社G氏、女性）。

「冬の間、託児所は開きません。家にいます。春になったらまた開きます。4月から12月までぐらいです」（哈爾濱市和平公社（a大隊）B氏、男性）。

という証言もある。一日のうちでは、

「託児所も幼稚園も朝7時から夕方6時くらいまででした。ただ託児所の乳幼児は乳を飲むので、2時間か、2時間半、忙しいときは3時間おきに、〔託児所に〕授乳に行きます。あの頃、農村は「粉坊〔製粉所〕」「豆腐坊〔豆腐屋〕」「糧食加工」を行っていました〔こどもを預けて、このような仕事に携わっていたようだ〕。その近くにあり、預けるのに便利なところだと大丈夫です〔授乳に行くことができるの意味〕。夜は皆、家に帰ります」（哈爾濱市王崗公社G氏、女性）。

「託児所のこどもの数はしょっちゅう変わります。たとえば、親戚が来たとか、行きたくないので家に居るとか、夏休みなので家で面倒をみる人がいるとか、「小班〔ここでは託児所を指す。『大班』は幼稚園を指す〕」の保母の人数はこどもの数によって決まります。臨時的なものですから、固定しているわけではありません。こどもの数は日々変わりますから」（哈爾濱市王崗公社G氏、女性）。

先に第1章「雑誌・指南書に紹介された農村託児所」で考察した託児所は、「全託（宿泊を伴う24時間保育）」も行っていた。しかし1959年2月における黒竜江省の記録によると、「全託」を採っていた託児所は全体の1.5%、その利用者数は全入所者数の2.0%に過ぎない²⁷⁾。多くは「日託」といわれる日帰り保育であった。模範的なところは通年の運営もあったようだが、農繁期を中心にした「日託」が主流だったと考えていいだろう²⁸⁾。さらには受託するこどもの数がしば

しば変動し、それによって保母の仕事も流動的であったようだ。

4) 保母の労働評価

このような保母に対する労働評価はどのようなものだろうか。人民公社の社員は集団で行う労働に参加して報酬としての労働点数を受け取る。保母の労働点数については次のような証言がある。

「保母にも「工分〔労働点数を指す〕」はありました。女性の「工分」は一般に8分や9分でしたが、保母も外で働く女性と同じ「工分」をもらえました。ともに「革命工作」ですから」（双城堡希勤公社C氏、女性）。

「外で働く女性と大体同じです。たとえば私が10分もらうとすると、家でこどもをあやすことも10分です」（蘭西県D氏、女性）。

しかし一方では、

「保母にも「工分」はありますが、外での農作業に比べると少ない「工分」です」（五常県双星公社E氏、女性）。

「保母に与えられる「工分」は重い体力労働よりも少ないです。彼女らは一般に6分でした。農作業よりも少ないです。彼女らには〔こどもに対して〕責任があるのですが、肉体労働に比べれば低い労働点数なのです」（哈爾濱市王崗公社G氏、女性）。

という証言もある。双城堡の檔案資料にも、「保母は収入が少なく、シャベルなどで畑地を削ってならす農業労働（「剗地」）が1日10分であるのに対してこどもを看ても1日4分にしかならず、保母になることは敬遠される」という記述が残されている²⁹⁾。このように保母に与えられる報酬である労働点数は農業労働と同じかそれよりも低い傾向が看取できる³⁰⁾。それは、保母の仕事内容が、肉体労働としての強度が低いことに加えて、先に検討した如く体の具合が十分でない人や目の悪い人などでも担当できると認識されていたこと、保育の傍らで保母自らの家事労働を兼ねていた場合もあったことなどが要因であろう。

おわりに

黒竜江における託児所の開設状況の検討から得られた知見を整理しよう。託児所は簡便で臨時的なものであったようだ。とりわけ注目したいのは、保母として、「労働力」になり得ない年配の女性を活用したことである。すでに育児を経験した中高年の女性が、家事労働の傍らで担っていた。このことから以下の三点が指摘できよう。

(1) 若い女性に研修を行い保母を育成するという理想と、年配の女性の経験を利用するという現実、この両者の対立が見られる。理念的には若い女性に教育や研修を受けさせ、新たな社会的意義をもつ保母が誕生して、託児所で女性を育児から解放する役割を果たすことが期待されていた。「炊事や育児を社会化し、女性が公共食堂の炊事員や託児所の保母として働くことは、かつての家庭内における家事労働とはまったく社会的意義が異なると評価された」（「はじめに」）の

であった。しかしそのためには現地の負担が相当大きいであろう。黒竜江の事例では余剰の人的・物的資源をうまく活用したともいえる。結果、保母は家庭内で孫の面倒をみる祖母と大きく違わなかったのである。それは旧来のジェンダー的役割分担を継承することであり、託児所開設の近道であったのだろう。

(2) 託児所の保母が年配の女性であるのに対して、他方、幼稚園の教師は若い女性であったという証言がある。ここに乳幼児保育機関と就学前教育機関に対する、あるいは保育と教育に関する意識の違いが見える。保母と教師はともに女性が就くのに相応しいと看做されたようだが、それぞれどのような女性が相応しいのかという異なるジェンダー意識が反映された結果であろう。

(3) 育児の問題に男性の姿はあまり見えない。「婦女工作」と題された檔案資料に、父親への言及はない。

「託児所はありました。小さい規模のものもありましたね。自分の家と同じような様子です。農村託児所があったのは非常に短期間で、すぐなくなりました。家におじいさんやおばあさんがいれば、孫の面倒を看ることができますからね」(双城堡臨江公社Ⅰ氏、男性)

託児所の登場により育児に対する意識に変化が生じたとは認められない。育児とは、祖母や祖父が、あるいは母親が農業労働や家事労働の傍らでおこなうものと看做されていたと推察する。その意味から、父親がわざわざ参加する必要性が感じられず、また保母が研修を受けるような社会的な仕事であるという認識も生まれなかったと思われる。託児所の保育が、他の労働に就くことができない年配の女性によって担われ、その報酬である労働点数が低かったこともそれを物語っているだろう。中国には、「後勤」という言葉がある。後方勤務という意味である。文字通り託児所の保母は「後勤」であったといえる。小林弘二氏によれば、中国福建省のある人民公社では、公社の組織を軍隊式編成に改め、3つに分けられたグループのうち最も体力の劣るグループとして、「15歳以下の少年と50歳以上で体力の劣る老人からなる後勤部隊。メンバーは社内の食堂、託児所、裁縫組などで働くことになっている」という指摘がある³¹⁾。ここに年配の女性の保母が、黒竜江のみならず他地域においても見られた現象である可能性が否定できない³²⁾。

本稿では託児所に関する体験をインタビューにより収集した。しかし中には、「託児所はありませんでした」と答えたインフォーマントもいた。託児所は普及していたのではないのか。託児所が開設されたところと、未開設であったところの相違は何に起因するのか。また、保母が年配の女性であったならば、若い女性は何の仕事を担当してどのように集団労働に関わっていたのだろうか。さらには、託児所や育児に対する意識は現在、変容しているのだろうか。これらは残された課題である。別稿にて取り組みたい。

注

- 1) 周君尚編著『新中国与託児所』廣協書局出版、1952年、35頁。
- 2) 小島麗逸編『中国経済統計・経済法解説』アジア経済研究所、1989年、335頁。
- 3) 王智新『現代中国の教育』明石書店、2004年、149頁。
- 4) 井口晃「大躍進期の社会生活」『中国大躍進政策の展開——資料と解説』下、日本国際問題

- 研究所、1974 年、569-576 頁。
- 5) たとえば、中華全国民主婦女連合会婦女児童福利部編『怎樣組織農村託児所和幼稚園』人民衛生出版社、1956 年。吉林省農業庁編『怎樣辦好人民公社的食堂、敬老院、託児所』吉林人民出版社、1958 年。遼寧省衛生庁・遼寧省婦女連合会編『怎樣領導託児所幼稚園』遼寧人民出版社、1959 年など。
 - 6) 小島麗逸『中国の經濟と技術』勁草書房、1973 年、157 頁。
 - 7) 王愛珠「從生活集团化看婦女的解放」『復旦學報』社会科学版、4 期、1959 年、15・17 頁。
 - 8) 前掲小島麗逸『中国の經濟と技術』160 頁。
 - 9) 三谷孝編『農民が語る中国現代史——華北農村調査の記録』内山書店、1993 年、50・63 頁。
三谷孝ほか『村から中国を読む——華北農村五十年史』青木書店、2000 年、248-249 頁。
 - 10) その他、たとえば河北省の模範的な徐水人民公社を取上げた祝士媛「徐水人民公社幼稚園考察報告」『北京師範大學學報』社会科学版、1 期、1959 年などにも、託児所の記述が見受けられる。
 - 11) 拙稿「中国大躍進期における農村公共食堂の地域的な運営形態——黒竜江省の場合」『歴史学研究』第 883 号、2011 年。公共食堂は、人民公社の全社員とその家族である老若男女が、食堂の食卓に一堂に会して食事を摂る「全民食堂」というイメージで受け止められているが、当該省では集団労働に参加して集団からその報酬としての労働点数を受け取っていた「労働力」が食事を摂る「労働力食堂」という位置づけが確認できた。
 - 12) 『黒竜江農民報』は哈爾濱で発行されていた。毎週月水金刊。『黒竜江農民報』の 1958 年 12 月 12 日の「12 月份報紙發行表」によれば、1958 年 12 月 1 日の発行部数は 15.0 万部（『黒竜江日報』は 14.3 万部）である。1958 年と 1960 年に託児関連の記事は集中しており、それは大躍進運動が強化された時期と重なる。
 - 13) 『人民中国』は 1953 年 1 月創刊の北京で出版されている日本語による月刊誌。1986 年に日本に東京支局ができています。
 - 14) 前掲『人民中国』外文出版社、北京、1960 年 12 月、67-69 頁。
 - 15) 中共北京市委農村工作部辦公室編『辦好人民公社的福利事業』北京出版社、1960 年。
 - 16) 「加強党的領導、辦好託児組織——豐台区南苑人民公社大紅門大隊党総支領導託児工作的經驗」前掲『辦好人民公社的福利事業』57 頁。
 - 17) 「“七好一滿意”託児所——豐台区南苑人民公社西羅園生產隊託児所工作經驗」前掲『辦好人民公社的福利事業』52-56 頁。
 - 18) 宋海慶『人民公社興亡録』（第 1 冊）、新疆青少年出版社、2000 年、207-209 頁。
 - 19) この隊では通年で託児所を開いていた。寒冷地のため床下暖房（「炕」）の必要な期間が長い。
日々生活を送っている居住家屋であれば、部屋が常に暖められているので都合がよい。
 - 20) 1961 年（月日の記載はなし）「宋群公社金星大隊第一生產隊秋收時期婦女工作中幾個問題的調查報告」中共双城堡縣婦連党組『1961 年有關婦女工作方面的材料』135 頁、双城市檔案館所蔵。
 - 21) 写真は鮮明ではないが、三つ編みの立ち姿から未婚の 10 代後半の女性と判断した。当時は 18 歳から 20 歳前後で結婚する女性が多かったという（哈爾濱市王崗公社 G 氏、女性）。な

お結婚すれば髪型に変化がみられるのかについては把握できていない。

- 22) その他にも、『黒竜江農民報』1959年3月23日に掲載された「高主任関心託児所」(克東県)と題する記事では、「高啓才は“保母”になりました。母親や保母たちは奮い立った。社員鄂秀林は“主任自らがやってくださるなら、わたしのこどもが託児所にいても、安心できるようになりました”と言い、保母の「王大媽」はさらに喜んで、“主任が先頭に立っていただくなら、全てのことが上手くいきますよ”と話した」と書かれている。
- 23) この例は託児所と幼稚園の間で、保母と教師が入れ替わることもあるなど、託児所の保母と幼稚園の教師(「教養員」との区別が固定していなかったという。年齢に幅があるのはそのためであるとも考えられる。
- 24) 1958年8月15日の『黒竜江省農民報』に掲載された「東崗社婦女大顯身手(東崗農業社の女性たちは本領を発揮する)」(勃利県)。同記事は、子育て経験者を保母に選んだという。「社内[勃利県東崗農業社]では三箇所の託児所、四箇所の託児組、一箇所の幼稚園を設置した。夏鋤の時期[夏の農繁期]には102人のこどもを受け入れた。保母にはこどもを持ったことのある女性を選出あるいは推薦した。ゆえに、[保母は]皆[母親の]信任を得た」とある。
- 25) 大躍進運動より先に、1952年に発行された前出の『新中国与託児所』(注1)によれば、保母に相応しい人物に関しては、未成年の女子もあるものの、年配の女性が相応しいという事例が挙げられている。たとえば、「おばあさん(「年老的婆婆」)や未成年の女子を動員して組織する」49頁、「中壮年の進歩的な女性」(南京郊外農忙託児所)64頁、「進歩的な中年婦女がよい、婦女幹部ならばなおよい」(南京郊外農忙託児所)68頁、「年老いた女性(「年老婦女」)や年長のこども(「大兒童」)」(華東平陽県の「娃娃組」)88頁、などである。また、全国でも模範とされていた人民公社のひとつである河北省の除水人民公社の場合をみよう。「除水人民公社幼稚園考察報告」(注10)には1958年の託児所の運営についての報告も含まれている。託児所は3歳以下の乳幼児を対象とする。実際の入所者の多くは哺乳時期の乳幼児である。一箇所について10数人から20人の乳幼児を受託している。生産隊毎に一箇所の託児所があり、面倒をみているのは大部分が年配の女性たちである。家庭の要望によってはこどもを託児所内で宿泊させる(「全託」)こともでき、母親が農作業で授乳に戻れない場合には、保母がこどもを畑に連れて行って授乳できるようにするという。
- 26) 託児小組は地域によって様々な呼称があったと思われる。たとえば、陝西省の1952年の統計によると、全省で創られた農繁期託児所は220箇所あり、「搶娃組(先を争ってこどもを預かるグループ)」は8827組あり、入所乳幼児は43971名であったという(唐淑(劉郷英訳)「中国における農村幼児教育の発展と変革」『政策科学』12-2、2005年、104頁)。この「搶娃組」は託児小組に相当するものであろう。
- 27) 1960年6月「1959年農村各季託児組織統計」黒竜江省婦連弁公室『一九五一〜一九六有関農村託児組織数字統計表(生産生活部)』6頁、黒竜江省檔案館所蔵。
- 28) 「全託」を伝える『黒竜江農民報』の記事もある。1958年12月5日に掲載された「養好共產主義接班人——肇源縣開展“人人熱愛保育事業人人作保育工作”的群眾運動」(肇源縣)と題する記事である。幼稚園と託児所においてすでに「全託」を実現したこと、生産隊の「婦女主任」が県の会議から帰ると、すぐに荷物をもって幼稚園に住み込み、自ら保育員の夜勤

を指導し助けたことが書かれている。また 1958 年 12 月 5 日に掲載された「媽媽滿意心無挂」（克東県）と題する記事では、劉少奇が河南省に視察に行った際の「託児所は「全託」に発展するべきだ。こどもには社会教育が必要であり、家庭教育に重点を置くべきでない」との精神に則り、克東県宝泉公社向陽工作区の幼稚園は 10 月中旬より「全託」に転向し始めた、とある。

- 29) 1964 年「民助大隊託児組織工作情況調查研究」黒竜江省婦女連合会福祉部『託児組織情況調查材料』59 頁、黒竜江省檔案館所蔵。
- 30) なお、保母に与える報酬は誰が負担するのかという問題について、双城堡の婦連党組は、「家長が半分負担し、大隊の公益金から半分支出する」と述べる（1961 年 8 月 15 日「關於対長勇、慶利兩個大隊託児組織問題的調查」中共双城堡婦連党組『1961 年有關婦女工作方面的材料』61 頁、双城市檔案館所蔵）。具体的には「1～3 歳の乳幼児は 1.5 分であるので、母親が 8 里を負担し、大隊が 7 里を負担する」という記述がある。
- 31) 小林弘二『20 世紀の農民革命と中国における農業集団化政策の生成と瓦解』勁草書房、1997 年、399 頁。
- 32) 前掲注 25 も参照されたい。

[付記] 本稿には平成 22 年度科学研究費補助金（奨励研究）の成果の一部が含まれている。

The Representation of Japanese ‘Female Idols’ in ‘Weekly Women Magazine’

Yuki Tajima

(Doshisha University Graduate School)

Recently, Japanese idols have been featured in the media again, especially ‘female idols.’ This phenomenon is not only on new idols, such as AKB48, but also idols in earlier age. This paper looks at Japanese ‘female idols’ from the perspectives of gender and media studies.

Previous studies have paid attention to Japanese ‘female idols’ as *shôjo* (a term referring to girls at certain ages in Japanese culture). For example, Tatsuo Inamasu (1989) argued they were a part of ‘young culture’ and Eiji Ohtsuka (1988, 1989) discussed them through the girls or *shôjo* studies. These studies argued that ‘female idols’ are a symbolic object embodying *shôjo* gazed at by men and, therefore, represented as a sexual object for men. For that reason, as Ohtsuka (year: page) pointed out, Japanese ‘female idols’ ‘graduate’ their *shôjo* period when they get married and, then, become what are called ‘graduated’ idols. However, the representation of ‘female idols’ after the young/*shôjo* period has rarely focused on, or is only lightly mentioned as an addition to the main argument in these studies. A question has arisen: how does the media represent ‘female idols’ after the *shôjo* period? At the same time, another question comes up: whether does the way they are presented follow the established gender model of women and, hence, reconstructs the dominant representation of women? Or whether their representation has formed some different images?

Therefore, based on the women’s theory of social constructionism and through discourse analysis, this paper looks at how the image of ‘female idols’ is constructed in the media, particularly in ‘weekly women magazines,’ which is one of the magazine genres to focus on the constructed female image in the media. To do so, this paper firstly redefines ‘idol’ derived from previous studies. Secondly, idols from certain periods are chosen based on some identified criteria: Momoe Yamaguchi in the 1970s and Seiko Matsuda in the 1980s. Their discourse in magazine articles, from *SHUKAN JOSEI*, *JOSEI JISHIN*, *JOSEI SEVEN*, is then analysed considering social background at that time.

In summary, the image of ‘female idols’ in ‘weekly women magazines’ has been reorganized into a new context in conjunction with the existing category of women: wife, house wife and mother. Momoe Yamaguchi quit her job as an idol when she got married and became a ‘house wife.’ She has been represented with positive discourses without knowledge of her own concerns. Therefore, her media image is converged on the established gender role which is women as ‘wife,’ ‘house wife’ and ‘mother.’ Specifically, being a ‘house wife’ is seen as one of the standards to be a woman. On the other hand, Seiko Matsuda continues her work even after marriage as ‘*MAMADOL*’ (mother idols). Her lifestyle was presented as a new young lifestyle but, when she had a daughter, her style began to be criticized as she did not fulfill her role as mother enough. Working mothers like Seiko Matsuda began to harshly criticize her

too. Thus, she was in a period of transition between the existing gender role and the 'new' style for women. Yet, it also implies how strongly the image of the established gender role of women as a 'singlefamele' is connected to the male discourse. 'Weekly women magazines' as media clearly and constantly reorganize the representation of Japanese 'female idols' as a women's role model to a certain extent.

日本の「女性アイドル」の「女性週刊誌」における表象

田 島 悠 来
(同志社大学大学院)

1. はじめに一問題意識及び研究目的

昨今は、新旧問わず「アイドル」、中でも「女性アイドル」がメディア上で注目を集めている¹⁾。本稿では、日本における「女性アイドル」という存在、中でも、先行研究での各研究者の「アイドル」の定義を基に、再定義した 1970 年代、及び 1980 年代の「女性アイドル」に焦点を当て、ジェンダーとメディア研究として、「女性アイドル」のメディアにおける表象を探っていく。特に、本研究では、「女性アイドル」は、「結婚」「出産」といった出来事を経て、女性に向けたメディアである「女性週刊誌」という雑誌ジャンルの中で、どのような「女性性」を付与されているのかという点に着目していく。

このような着眼点に行きついた背景には、先行研究での、“ジェンダー化”された対象としての「女性アイドル」という議論がある。先行研究では主に、若者文化論と結びつき、「女性アイドル」の「少女性」について、時代の移り変わりとともに論じるものであった。例えば、大塚英志 (1988, 1989) は、「少女民俗学」を提唱し、おとぎ話の構造を引用しながら、「女性アイドル」は、芸能界という異界に迷い込み、異性である男性と巡り合い、結婚し、現実世界に戻ることで「アイドル」という存在を「卒業する」という論考を繰り広げている。また、大塚は、「かわいい」という単語を基に日本において芽生えた「かわいい・カルチャー」が「女性アイドル」に向けられた「少女性」と強固に結びついているとも指摘している。その他に、稲増龍夫、小倉千加子をはじめとする「アイドル」を研究対象としているものの多くが、「女性アイドル」における「少女性」を時代との関連の中で問い、女性アイドルは男性に見（視）られる対象としてジェンダー化された男性にとっての好ましい「少女性」を付与されていることに触れている。以上の研究は、ジェンダー論的視点を少なからず孕むものであるが、必ずしも自覚的なものではなく、また、「女性アイドル」の「少女性」には焦点が当たるものの、大塚がいう「卒業」の後はクローズアップされることが少なく、「女性アイドル」は「卒業」した後どのようなようになるのかという問いが導き出せた。

そこで、この問いを検討していくにあたり、本稿では、「女性」という存在は、言語実践を通して社会的に構築されていくというジェンダー構築主義の理論²⁾に基づいていくこととする。同時に、メディアにおける女性表象を論の軸に据えていくにあたり、メディア上の人物の「女性性」形成に機能する³⁾とされている「女性週刊誌」という雑誌ジャンルでの「女性アイドル」の描かれ方を探る。そして、「女性週刊誌」が表しているのは、井上輝子 (2009) が指摘する女性にとっての従来のジェンダー規範⁴⁾としての支配的な「女性性」、すなわち、「妻役割」「主婦役割」「母役割」としての女性を再編成しているということなのか、それとも、支配的な「女性性」とは別のイメージへと再構築されているのだろうかということを雑誌記事の言説分析により導き出した

い。以上のことを通して、本研究では、女性、特にさらにターゲットがセグメント化された雑誌メディアである「女性週刊誌」の読者に向けた「女性アイドル」の表象を実証的に探っていく。これにより、これまでの「少女性」を巡って、男性に向けられた対象として語られてきた 1970 年代、1980 年代のアイドル論に対して、女性がメディアにおいて受容する「女性アイドル」という新たな視点を加え、女性にとっての「女性アイドル」とは何かを論じたい。さらに、ジェンダー論の視座から「女性アイドル」を捉え直すことで、そこに潜む問題点や背景にあるジェンダー秩序を提示することを目指す。

2. 研究の背景

1) 「アイドル」とジェンダー

先述の通り、「女性アイドル」は、その「少女性」を問われる、“ジェンダー化”された存在である。では、「女性アイドル」の「少女性」とはどのようなものなのか。従来の研究からは、「若さ」「親しみやすさ」「かわいらしさ」という三つのキーワードが導き出せる。つまり、「女性アイドル」は、「カリスマ性」を帯びた手の届かない存在たる「スター」とは違い、ともすれば手の届きそうな近い、「隣の女の子」のような存在である。また、先行研究の多くは、「アイドル」という存在の萌芽を 1971 年であるとしている⁵⁾。この 1971 年という時期に着目すると、1960 年代以降の第二派フェミニズムの潮流の中で、日本においても、長野県で第一回リブ合宿が開かれ、「リブ」という言葉が認知されはじめた頃合であった。

しかし、こうしたリブの運動の広がり一方で、メディアの世界には、別の現象が浮上していた。小倉（1989）の指摘によれば、メディアの世界における「女性アイドル」は、この流れに逆らうように男性にとっての“理想化された”女性像を提示することで、「清純無垢な処女性」を完全に投影させた、男性たちに安心を保障する幻影として機能していた⁶⁾。

本稿では、ジェンダー論の観点からも⁷⁾「アイドル」のエポックメイキングな時期として 1971 年を位置付け、それ以降にメディア上に登場した（デビューした）者を「アイドル」として扱っていくことにする。

2) 「女性週刊誌」とは

本稿は、「女性アイドル」の「女性週刊誌」における表象を探ることを目的としているために、まず、「女性週刊誌」という雑誌ジャンルについて述べることにする。

「女性週刊誌」とは、『週刊女性』（1957 年創刊 主婦と生活社）『女性自身』（1958 年創刊 光文社）『女性セブン』（1963 年創刊 小学館）という 1950 年代終盤から 1960 年代前半にかけて続けて創刊された三誌を指している⁸⁾。これらの雑誌は、『女性自身』が「若い女性の新しい生き方を追究する」ことを目的としていることを筆頭に、「女性の生き方」、中でも「若くて新しい」女性に焦点を当てていると掲げており、読者（ターゲット）として、働く女性（OL）や未婚女性を、また、10 代後半から 20 代にかけてという比較的若年層を念頭に置いている。しかし、実際の読者層に目を向けてみれば、1970 年代、80 年代、90 年代と時代を経るごとに年齢層が上がり、職業では、「主婦」の割合が高くなっており⁹⁾、メディアの送り手側と受け手側との間に意

識の差が見られる。また、その機能について考えると、「女性週刊誌」というメディアは、「週刊誌」という冠が付いており、中野収（1987）が指摘しているように、「ゴシップ・スキャンダル・ジャーナリズム（スキャンダリズム）」に傾倒していて、主に、タレントや有名人にとって自己のイメージ形成の場となっていると言える。また、中野は、「隣家の娘さん」のような「親しく近い」「日常性・大衆性」を持っている存在を「ゴシップ・スキャンダル・ジャーナリズム（スキャンダリズム）」の対象であると述べ、これらは、先述の「女性アイドル」の持つ特性と重なっており、特にそれを描く際に「女性」に付与される「女性性」のイメージ形成を担うとされる「女性週刊誌」において、「女性アイドル」の表象を探る意義はここにある。

3) 分析方法とその対象

本研究は、「言説は社会的・政治的な“現実”を構築し、また構築されている」（Barket, C. & Galasinski, D. 2001 = 2004 岡井）という社会構築主義、中でもジェンダー構築という観点から、それが言説によって実践されていく過程を明らかにしていくために、上記の「女性週刊誌」において「女性アイドル」の表象を、言説分析（discourse analysis）¹⁰⁾によって探る。その際に、本稿が着目していくのは、制度としての従来のジェンダー規範である「妻」「主婦」「母」という言説がメディア上でどのように構造化されてきたのかという点である。また、ジェンダーとメディア研究の視点からは、四方由美（2004）が指摘しているように、「どのようなメディアが何を誰に対して」描いているのかということに対して自覚的になるために、①誰が話しているのか②何が言われているのか③何を意味しているのかという三つの局面に配慮しながら分析を行った¹¹⁾。

以上、本稿における「女性アイドル」をジェンダーとの関わりの中で述べてきたが、「女性週刊誌」においてそのイメージを探る上で、分析対象者として、1970年代、1980年代における代表者を選出する¹²⁾ことにした。その際の「代表性」の基準として、女性とのつながり、中でも女性の生き方の動きとの関係性の中で見ていく本研究の意図により、『女性のデータブック』において言及されている人物であり、かつ、分析対象媒体である「女性週刊誌」における各年代の雑誌記事数の最上位者を抽出した。以上の結果、1970年代山口百恵、1980年代松田聖子が分析対象となった¹³⁾。

3. 雑誌記事分析

ここでは、「女性週刊誌」における山口百恵、松田聖子の雑誌記事分析を行う。その際に、すでに述べた①誰が話しているのか②何が言われているのかという部分に配慮して分析を行い、③何を意味しているのかについては次章で言及していくことにする。

1) 分析対象者について

まず、分析対象者の簡潔な紹介を順に行いたい。

1970年代を代表する存在として選出した山口百恵（以下山口）は、1959（昭和34）年生まれの東京都出身で、『スター誕生』第5回決戦大会で準優勝したことを機に、1973（昭和48）年に『としごろ』で歌手としてデビューし、『第29回NHK紅白歌合戦』において紅組のトリを経験する等、

名実ともに歌手としての地位を築いた。「アイドル」としては、「青い性路線」「ツッパリ路線」という二つの方向性を提示したが、いずれも、「性愛」を感じさせる「セックス・シンボル」として描き出された。しかし、1980（昭和 55）年、俳優の三浦友和との結婚を機に芸能界から引退し、その後は、現在（2012 年）まで表舞台（テレビ）から身を引いているが、今なお、その動向が報道され注目度が高い存在である。

1980 年代を代表する存在として選出した松田聖子（以下松田）は、1962（昭和 37）年生まれ、福岡県出身で、1978（昭和 53）年、「ラブアイドル・アタック九州大会」で優勝したことをきっかけとし、1980（昭和 55）年に『裸足の季節』で歌手としてデビューし、ランキング記録を樹立した。同時に、「ぶりっこ」と呼ばれた独自の路線は、先に述べたように、その後の「アイドル」のロール・モデルとして影響を与えた。1985（昭和 60）年に、俳優の神田正輝と結婚、その後 1997（平成 9）年に離婚。その翌年に再婚するものの、2000（平成 12）年に離婚している。私生活ではこのような経験をしつつ、結婚後も現在（2012 年）に至るまで歌手としての仕事を続けている。

2) 「専業主婦」としての山口百恵

山口は、先述の通り、1980（昭和 55）年に俳優の三浦友和と結婚した。まず、山口本人が、この一連の出来事についてどのように語っているのかを確認すると、

「その人が苦しんでいるとき、そっと陰から支えていく女になりたい」

（『女性自身』1979 年 11 月 15・22 日合併号 pp.42-45）

「結婚するからには、完ぺきに近い状態でやっていきたいんです。（友和さんが）仕事をしやすく、そして仕事のあとに安らいでくれるような女房になりたい」

（『女性自身』1980 年 4 月 3 日号 p.218）

（引退記者会見で「明日からどうしますか」という質問に対して、）

「普通の山口百恵になるでしょう」（『女性自身』1980 年 11 月 6 日 p.42-43）

「これからは私なりに一生懸命に、三浦稔さんという男性の妻としてやっていこうと思います」（『女性セブン』1980 年 12 月 4・11 日合併号 p.30）

と、「愛する人」三浦友和のために仕事を辞め、「妻／女房」として生きていくことを望み、そうあることが山口にとって「普通」であるという見解を示している。

次に、関係者は、

「ほんとに普通の少女だったのです。普通の少女が普通の幸せな女になる。それが彼女の〈結婚〉なのだと思います。」（CBS・ソニーのチーフプロデューサー酒井政利）（『週刊女性』1980 年 11 月 4 日号 pp.36-37）

「白い花は '70 年代の側面において、女性の象徴だったと思います。」（同上）

と、山口を「普通」の「少女／娘」として表現し、「結婚」という出来事を通して、「幸せな女性」の道を極める「女性の象徴」として描き出していることがわかる。

そして、「女性週刊誌」に目を向けると、

「あと 2 カ月後にやってくる 10 月 5 日。この日の日本武道館のステージを最後に、百恵は普通の女性に戻り、妻となる日を待つ。」

(『女性自身』1980年8月21・28日合併号 p.50)

「8年間、芸能界をひたむきに走り続けてきた山口百恵。いま、三浦百恵となり“普通の女の子”になった」(『女性セブン』1980年12月4・11日号 p.39)

と、女性にとっての「普通」とは、「妻」としてあることであると述べており、

「はっきり自己主張できる娘だとは周知のこと、だからといって勝手ではないし、周りとかかわり合いも十分考慮のうえ、努力と根性で、スター山口百恵の今があるのだろう。」(『女性自身』1980年8月21・28日合併号 p.51)

と、山口に対して、「自己主張」する女性であるが、周りに対し譲歩する姿勢、中でも夫となる人のために家庭に入って「妻」に徹していくという姿勢を持ち合わせていることを評価していると見ることができる。

また、『週刊女性』1980年12月9日号では、「有名人100人百恵に贈る言葉」と題して、9頁に渡って特集を組んでおり、賛否評論双方あるが、「結婚を機に仕事を辞め、主婦に専念する」という山口の決断と、その「生き方」に対して焦点を当てているものがほとんどであった。具体的には、「結婚して引退する」という決断を肯定的に捉え、引退したからには「カムバック」するなとし、「内助の功」というキーワードを用いながら、「旦那」に「尽くす」ことが「女の幸せ」だと規定している。一方で、「結婚を機に家庭に入る」という山口の選択を「古風」で、「日本的」であるとして受け入れつつも、仕事復帰も肯定的に捉える見解が女性の側から寄せられてもいる。

続いて、結婚後、妊娠・出産の時期について確認すると¹⁴⁾、

「妊娠という女としての一大事件も、彼女にはごく自然のこととして受け入れられていたのでしょうね。」(残間里江子)(『女性自身』1984年5月24日号 p.49)

「外出のお化粧は、うっすらと口紅をつけただけ。祐太朗クンのための小道具が入った大きな黒のバックをさげて、いかにも飾りけのないヤング・ママ百恵さん。」(『女性自身』1985年4月16日号 p.48)

「百恵さんは、貴大クンを産んで、またひとつ応用問題の解ける賢い母になったようだ。」(『女性自身』1985年12月17日号 p.50)

このように、「母」となることを「自然」なこととして受け入れ、「化粧気のない／ふだん着の／飾り気のない／おだやかな／賢い」といった「母親らしい」姿を体現する山口を高評価し、雑誌『エマ』でエッセイを執筆した際にも、

「母としての自信のうえに、エッセイストとしての活躍をはじめ、みずから一歩進み出した百恵さん。それが、この明るい日々を生み出しているのかもしれない。」

(『女性自身』1985年7月9日号 p.59)

と、家庭内で「子供の幸せ」のために行うことであり、「母としての自信」という言説のもとに好意を抱かれている。また、常に「さん」と敬称付きである。

このように、山口百恵の結婚と、それを機に芸能界から引退する、すなわち仕事を辞めるという出来事を通して描かれたのは、愛する人のために自ら望んで仕事を辞め「普通」の主婦になることを選んだ女性の姿であり、「専業主婦」としての役割の中で「母」としての姿を期待され、それに従う「百恵さん」に敬意を払う表現で描かれていた。

3) 仕事と家庭の間で揺れ動く松田聖子

まず、松田が1985（昭和60）年に結婚した際に本人は、

（結婚についての質問に対する答え）

「うれしかった。やっぱり女性ですから」

（『女性自身』1985年4月30日号 p.46）

と、「結婚」は「女性」にとって嬉しいことだと語り、「男らしい」神田正輝に惹かれたと述べ、「女性らしさ」や「男らしさ」について強調し、

「これからは、妻といひましようかひとりの主婦としての、蒲池法子として生きていきたい」（『週刊女性』1985年5月21日号 p.52）

と、「妻／主婦」となっていくことを自負している。その一方で、

「“仕事をやめないで”と言ってくださるファンの声もうれしいけれど“やめて幸せになって”という言葉を聞くと、胸が熱くなっちゃうんです。私としては、結婚後しばらくは主婦に専念するつもりでいますが…」

（『女性自身』1985年5月28日号 p.45）

と語っており、仕事と家庭の間で揺れ動いている姿が垣間見える。そして、

「結婚は愛する人の犠牲になるのではなくて、自分の幸せなのではないでしょうか。」（『女性自身』1985年2月19日号 pp.45-46）

と、結婚を自分にとっての「幸せ」のためのものであるとし、結婚を機に一時的に仕事をセーブするものの引退はせずに（「専業主婦」にはならず）仕事を続けていくと決断に至っている。この決断に対して、関係者は、

「歌手・松田聖子ではなく、神田家の嫁・神田法子という、ひとりの女として人生をまっとうすること。それをつらぬきとおすこと。」（俳優森田健作）（『女性自身』1985年7月9日号 p.54）

と、「嫁であることを全うしてこそ女性である」という見方と、

「聖子さんって、後光がさしているときもあるし、本当にいろんな要素を持っている。ですから結婚しても、家庭に支障のない程度に仕事をしてほしいですね。」（俳優羽賀研二）（同上 p.55）

このように、「結婚しても仕事を続ける」ということを肯定する意見との双方が男性側から出てきている。

次に結婚後の記事では、まず本人が、

「主人の仕事はすごく朝早いんです。だから私は5時半から6時ごろに起きて、朝ごはんを作って彼に食べさせて」

（「結婚記念番組」として収録された神保美喜のパーソナリティ番組・FM東京『AGF コーヒー・タイム』にての発言を引用）（『女性自身』1986年7月1日 p.45）

と発言し、夫である神田正輝は、

「つくづく思うんだけど、おまえにいちばん合う職業は主婦だね」

（神田正輝）（『女性自身』1986年8月5日号 p.56）

と発言しており、共に「主婦」としての役回りが意識されている。そして、「女性週刊誌」にお

いては、

「神田法子さんという立場から、控えめに目立たない気くばり。」

(『女性自身』1985年7月30日号 p.49)

と、見出しに「夫唱婦随」というキーワードを交えながら「控えめな／化粧つけない」神田法子という「妻／奥さん」という立場から描き、「さん」という敬称付き、あるいは「新妻」「ミセス聖子」という名称のもとに、肯定的な言説に導かれている。これは、出産を経て、「母」という描かれ方においても同様で、

「歌手としてスーパー・スターの座をきわめただけでなく、妻として、母として“女の幸福”も手中にした、ミセス聖子ってやっぱり偉大です。拍手！拍手！」

(『女性自身』1986年8月5日号 pp.56-57)

「聖子という名は、明るいママの代名詞」(『女性自身』1986年10月28日号 p.254)

と、「母」の象徴としての松田を礼賛している。しかし、一度仕事に対する意欲を見せると、

「いままで以上にがんばるという彼女に、妻として、母として、よりヒューマンな歌を期待しましょう！」

(『女性自身』1987年2月10日号 p.55)

と、負荷をかけ、

「聖子が仕事をはじめたことで、沙也加ちゃんの子育てや夫婦間の問題がなかったのか。」(『女性自身』1987年5月12・19日合併号 p.66)

と、「母」「主婦」という役割を全うする妨げになるのではないかと、仕事復帰に難色を示している。そして、そういった言説がさらに厳しくなるが、離婚時期である。

離婚について、松田本人は、①「家庭と仕事の両立」が困難だったこと②「夫」「妻」という役割を押しつけてしまったことという二つの原因を挙げているが、関係者や「女性週刊誌」は、①「仕事（全米戦略）」のために「離婚」を選択したのではないかと②「家庭に男が二人いたから」という二つの理由に収斂させている。双方は呼応し、特に②については、

「離婚の大きな原因はたとえば、家庭に“男がふたりいた”ということだと思う。ふたりは、それぞれ強烈な個性を持っている。ことに聖子さんの仕事における強い上昇志向は並みの男性以上のパワーだといえる。」

(石原プロ・小林正彦専務)(『週刊女性』1997年1月28日号 p.40)

この記事のように、仕事を優先させ家庭を顧みない生き方は「男」であり、松田は離婚という出来事を通して「男」という言説のもとに結ばれていた。

しかし、こうした松田の生き方は、「新しい」ものとして「若い女性」から支持され、

「波乱に富んだふたりの結婚生活は、世間の評判を浴びると同時に時代を超えた新しい夫婦像を築いたとして若い女性たちから、かえって支持されたりもした。」(『週刊女性』1997年1月28日号 p.34)

と、評価する部分はあるものの、「母」としての役割に対する視線は厳しく、「母」という立場から作詞された楽曲が発売された¹⁵⁾際には、

「こんなママと娘の愛のドラマは歌の中だけのこと。そんな虚像を取り上げて現実のことのように書くなんて、納得できない！」(30代後半から40代のベテラン主婦、既婚

のキャリア・ウーマン) (『週刊女性』 1997 年 6 月 3 日号 p.37-38)

と、「沙也加ちゃん商法」「母子愛」を売り物にしているとしてそれを「働く母親」と一般化することに対して抵抗する言説が同じく働く女性の側から形成されている。

以上のように、松田聖子の結婚、出産、離婚という出来事を通して描き出されたものは、仕事と家庭の狭間で揺れ動く女性の姿であったと言える。

4. 考察

1) 「妻」「主婦」「母」への再編成

雑誌記事分析によって導き出したのは、「女性週刊誌」における山口百恵、松田聖子という1970年代、1980年代を代表する「女性アイドル」のイメージは、「妻」「主婦」「母」という女性をめぐる既存のカテゴリーと新たな文脈で節合され、再編成されているということである。

詳細に述べると、まず、山口は、結婚を機に仕事(芸能界)を引退し、家庭に入り、「専業主婦」としてあることで、それが山口の意図とは裏腹に肯定的な言説のもとに描かれていた。また、旧来のジェンダー規範としての「女性性」である「妻」「主婦」「母」という役割に収斂されていた。ここで「意図とは裏腹に」と述べたのは、山口の「専業主婦」という選択の要因は、あくまで「自分に正直に」あるため¹⁶⁾であり、それは、「こうあるべきだ」という「女性」の本質へと本人自身が主体的に昇華させるものではなかったからである。そして、このことを考える時に考慮しなければならないのは、彼女がこの選択を行った時代の社会的な背景である。

山口の決断時期である1970年代後半から1980年代前半は、先述の「リブ」の動きが鎮静化し、再度女性が「主婦化」し始めた時期でもある。そして、山口はそれに従うような選択をしたとも言えるが、「翔んだ女」と称された山口は、予期せず「自立した女性」からの批判に晒されたという。このことに対して、山口は、時代に流され「自立／キャリアウーマン」を賞賛することに疑問を呈し、流行りに拘わりなく自己決定を行う女性として反論している。一方で、「女性週刊誌」が山口を賞賛した要因を鑑みると、それが「男は外」「女は内」という性役割規範に従っているからであり、これは本人の意図したものとは様相が異なっている。つまり、従来のジェンダー規範を体現しているからこそ受け入れられたと考えることができる。

また、松田は、結婚をしても仕事を続け、「アイドル」としてある¹⁷⁾ことで、女性にとっての「若くて新しい生き方」とされる反面、家族(娘)を持つと、「母役割」を担わない姿が次第に批判の対象となり、松田のように働く女性たちからの厳しい視線にもさらされた。これらのことから、松田は、女性にとっての「新しい」姿と、旧来のジェンダー規範との狭間にいた、過渡期的な存在であったと考えられる。しかし、「母役割」を担わない姿は、「男」という言説のもとに結ばれていた。このことが示すように、松田は、既存の「女性役割」がいかに根強いということも想起させた。この時期の社会背景に目を向けてみると、「公私の分離」を基盤のひとつとする「近代家族」の解体が叫ばれた。また、1990年代後半には、「主婦役割」についての議論¹⁸⁾が巻き起こっていた。そして、こうした背景を象徴するように、「妻」「主婦」であることから、「母」であることへと、焦点が移行していく過程を、松田の離婚という出来事を通じた記事において見ることができた。

また、伊藤（1993）が指摘したように、山口は「女性週刊誌」の言説においても、女性たちから支持されていたという側面が垣間見え、松田は、良くも悪くも「新しい生き方」として、特に「ママドル」であること、つまり、「結婚して子どもを産んでも仕事を続ける」姿は、女性側、「女性週刊誌」の読者側からは抵抗感を示されていた。そこで、松田は、「ポスト百恵」の「アイドル」として1980年代の「アイドル像」に新たな局面を提示するだけでなく、それを「女性の生き方」へと昇華させ、ある意味では従来の「女性性」に対して問題提起を行うような、転換期を象徴する存在でもあったと言える。

2) 準拠対象としての山口百恵

ここではさらに、山口とはどのような存在であったと言えるのかについてより深く考察したい。

山口は、松田と比較されることが多々あった。それは記事の中の言説でもそうであったが、必ずしも対象時期の記事ではないものの、ひとつの特集としても登場しており、その記事のタイトルは、以下の通りである。

「適齢期スター 13人に直撃！結婚したら家事・仕事両立派聖子になる？」それとも「専業主婦派百恵さんに？」（『女性自身』1985年7月16日号 pp.65-67）「幸せいっぱいスーパーアイドル全調査 百恵ママVS聖子ママ」（『週刊女性』1987年1月20日号 pp.46-49）「聖子ママ、百恵さんのこの上手なほのぼの嫁姑戦争に大拍手！」（『女性自身』1987年8月18・25日合併号 pp.69-71）「この母の偏差値！ 聖子 愛娘・沙也加ちゃん 学校生活でちょっと気になるあること… 進級問題、保護者会に出席したのは、聖子の母・一子さん」（『週刊女性』1997年4月1日号 pp.38-39）

これらの記事の内容は、二人の「女性として」の「生き方」に焦点を当て、対抗図式を取り比較、そして評価を下すものであり、特に「母として」は「百恵さん」をその「鑑」とし、比して松田に批判の目を向けている。妙木（2009）は、「主婦論争」に詳細な分析を加えているが、そこで1987年の「アグネス論争」を取り上げ、アグネスと比較して松田は職場に育児を持ち込まなかったことから賞賛されたと指摘している。しかし、以上の記事の中では、松田は「母として」の態度を疑問視された。すなわち、評価する際の比較対象を誰にするのかということと言説は変わってくるのである。そしてここでは、山口という「専業主婦」となった存在がメディア上の「女性」を評価する際のひとつの基準、準拠対象となっていると言えるのでないか。こういった状況はその後（1990年代以降）も受け継がれていくことであり、「専業主婦」になりたいという女性が増えている昨今のような社会状況¹⁹⁾の中では特に、山口が準拠対象となることの背景について考える必要がある。落合（2004）は、「リブは女の自己肯定を出発点にしたが、女のまるごとの自己肯定のためには、現在の社会の中で与えられている主婦、妻、母などの女性役割に対する幻想を、根底から疑い、否定しなくてはならない」²⁰⁾と述べているが、メディアの中でも、女性に生じた問題を、「妻」「主婦」「母」のそれにすり替えてそこからの逸脱者を排除する、そして女性間に「分断」を生じさせるという構図が見え隠れする。山口は「女性役割」を担う「鑑」として描かれ礼賛されることで、「女性役割」を肯定する機能を担っているのではないか。そして、これらのことより、「女性アイドル」は、女性の視線に向けて、「女性役割」を期待された存在と

して「ジェンダー化」された側面も有していると捉えることができる。

3) 「女性週刊誌」における表象の意味とは

最後に、「女性週刊誌」というメディアにおける表象の意味合いについて考えてみる。雑誌記事分析の結果導き出せたのは、「女性アイドル」は結婚を機に「妻」として、妊娠・出産を機に「母」としてふるまうことを要求され、評価されるようになるということである。そしてこれは、女性を取り巻く社会状況がめまぐるしく動いていく中でも、「女性週刊誌」というメディアが、女性を一定の「女性性」へと再構築し、構造化していつていることの表れである。また、「女性週刊誌」は女性に向けて、中でも、「若い女性」を想定してこのことを行っている。ここに、「女性」という存在を支配的な「女性性」へと再編成していくことにより、「メディア・カテゴリー」が過度にジェンダー化された社会構築を行うという問題点を提起していかなければならない。

一方受け手はこのことをどのように捉えているのかを考慮してみると、「女性週刊誌」の読者は、時代を経るに従って、年齢層の上昇とともに「主婦」層がその担い手の中心へと変化していることをすでに指摘した。このことから、受け手はメディアが発信するメッセージをただ受動的に摂取しているのではなく、自らのカテゴリーに寄り添うように構造化されたメッセージを選んでいるという側面が浮かび上がってくるのではないかと考えられる。しかし、そのことを裏付けるためには読者に焦点を当てた分析をさらに綿密に行う必要がある。ただし、受け手がどのようにメディア・メッセージを受容しているにしろ、「女性週刊誌」というメディアが規範としての「女性役割」の中に女性を再編成しようとしていることが「女性アイドル」という存在を通して見えてきたことは、本稿で明らかにした知見といえ、そして、その背景には、メディアを含む社会制度が、未だに根深く男性優位に構造化されたものであるということが想定できる。加藤秀一（1998）が指摘したように、こういった「女性役割」を女性の「本質」へと飛躍させてしまうことこそ最も警戒しなければならないのではないか。また、「女性雑誌」と言えども、雑誌の編集に携わる編集者側のジェンダー・バランスを考慮すると、「女性週刊誌」の送り手側に「女性の視点」が十分にあったかどうかは必ずしも保証できない。男性編集者の「男性メッセージ」が「女性週刊誌」というメディア空間の中に組み込まれていたことを視野に入れなければならぬ。

5. おわりに

本稿においては、以上のように、「女性週刊誌」における雑誌記事分析によって、「女性アイドル」の表象を探り、女性に対する既存のジェンダーカテゴリーへの再編成という結論に至った。これははじめに提示した、「女性アイドル」は「卒業」後どのように描かれているのかという問いに対して一定の答えを示したのではないだろうか。また、「女性アイドル」は、これまでの研究で述べられていたような異性である男性の理想像であるだけでなく、女性の視線に向けて理想化された存在、すなわち、従来のジェンダー規範をはめ込まれたロール・モデルとして機能しているという知見を事例分析により実証した。そしてこれらは、予め受け手として「女性」を想定した雑誌メディアジャンルとしての「女性週刊誌」において言説分析を行ったからこそ明らかになったものである。「女性アイドル」といっても本稿で分析の対象としたのは2名であり、得

られた結果を安易に一般化することはできないが、時代を代表する「女性アイドル」として「理想型」の「卒業」後の表象を探ることで、ひとつの傾向、あるいは、「理想型」をあぶり出すことはできたと考えている。また、同時に、考察の際に見えてきた、メディア側が描きだすメッセージを送り手側はどのような立場で発信しているのか、それは意図的なものなのかどうかについては、送り手側（編集者）に対して聞き取り調査をする必要もあり、今後の課題としたい。

注

- 1) AKB48をはじめとして、過去に活躍した「女性アイドル」も、特にデビュー何周年という触れ込みで、メディア上に登場することが多々ある。中でも、1980年にデビューした松田聖子は、2012年6月13日に50歳で再々婚したことがメディアで話題を呼んだ。
- 2) 石田佐恵子（2000）は、「ジェンダー構築主義」を、ジェンダーを徹底的に構築主義的視点から捉えて行く潮流であるとしており、本稿でもそれに従う。そもそも構築主義の中でもジェンダーをめぐる系譜は、M・フーコーが、従来自然とみなされていたセクシュアリティが様々な言語実践によって歴史的に構築されてきたことを明らかにしたことを受けて、J・バトラーが生物学的なセックスと文化的に構築されるジェンダー双方からなる異性愛中心主義に基づくアイデンティティ構築が行われていると考察するという一連の流れの中で「身体をめぐる系譜」として位置づけられ、千田有紀（2001）はこれを‘constructivism’を批判するものとしての‘constructionism’としている。
- 3) 「ジャンルは、テキストが複数の意味の可能性を有しているのに対して、優先された読みを能率よく構造化し、再構築するのに役立つ」（石田、2000年、122頁）と指摘され、同時に、「女性雑誌は、その本質において女性雑誌であるというよりも、社会的に「女性雑誌」として構築されてきたもの」（諸橋泰樹、2005年、228頁）と述べられているように、女性雑誌というジャンル自体が「女性とはどのような存在か」ということを（特に、年齢によって細分化された対象に向けて）社会的に構築することに作用する媒体であると考えられる。
- 4) 井上（2009）によれば、女性の「性役割」とは、母役割、妻役割、主婦役割の三つに大別でき、これらは近代社会成立の過程で成立してきたものである。つまり「女性性」とは、支配的なジェンダー規範としての「母役割」「妻役割」「主婦役割」として定義されてきたのである。
- 5) 例えば、稲増（1989）、小倉（1989）、小川（1991）らは、共に「アイドル」の誕生を1971年としている。
- 6) 小倉（1989：49）は、「女性アイドル」について、「日本中の男性の不安を緩和し、安心を保証してあげる幻影として「望ましい女性像」を提供することに成功した」と述べるとともに、それは、この時期の「リブ」と対立するものであったと言及する。また、小川（1991）は、テレビが普及したことで、「アイドル歌手」の身体が視聴者の眼にさらされることにより、性的な欲望の対象となったと指摘する。
- 7) メディア史的な視座からの1971年は、10月に『スター誕生』というメディア上で意図的に「アイドル」を生みだしていくテレビコンテンツが放映開始した時期である。
- 8) 同じジャンルの雑誌として、1971年に創刊した『微笑』（祥伝社）も挙げられるが、1996年

- に廃刊しており、現在も刊行中ではないため、ここでは除くことにした。
- 9) 毎日新聞社発行の『読書世論調査』によるデータを基にしている。
 - 10) 言説分析については、岡井崇之「言説分析の新たな展開—テレビのメッセージをめぐる研究動向」日本マス・コミュニケーション学会編『マス・コミュニケーション研究』64号、2004年を参照し、言説のジャンルや形式が構造化されたものであるという捉え方に依拠した「言説の秩序の構造分析」を採用した。
 - 11) また、①に関連して、「女性週刊誌」における話者は、「本人」「関係者」「読者」「女性週刊誌（記者または編集者）」に大別できるため、それに従って表記し、分析することにした。
 - 12) なお、1990年代、2000年代を除いているのは、研究の方向性上、若年層は分析対象として適さないと判断したためと、本稿では、「女性週刊誌」という雑誌媒体の女性表象を論の軸に据えるにあたって、その発行部数（1990年代後半から低下が顕著である）を考慮してのことである。
 - 13) なお、分析記事の期間としては、山口百恵は結婚時期に当たる1979年・1980年、子育てや第二子妊娠・出産についての話題がその中心を占めていた1985年の記事を、松田聖子については、結婚時期の1985年、妊娠・出産、子育てに関する話題が中心を占めた1986年・1987年、離婚時期の1997年の記事を対象とした。
 - 14) 但し、山口は結婚を機に仕事を引退しているため、「女性週刊誌」の紙面上に本人の発言はほとんど登場していない。
 - 15) 1997年4月23日に発売した『私だけの天使～Angel～』であり、自ら作詞している。
 - 16) 山口本人が著書『蒼い時』（1980年、集英社）の中で詳細に述べている。
 - 17) 母親（ママ）になっても「アイドル」であり続けることで「ママドル」とも称された。
 - 18) 妙木忍（2009）は、この時代には社会学者らの専業主婦論（「専業主婦絶滅論」「専業主婦贅沢論」「専業主婦廃止論」など）が素地になり、石原里紗による主婦役割全面否定論と林道義による主婦役割全面肯定論が繰り広げられた（第5次主婦論争）と指摘した。
 - 19) 例えば、国立社会保障・人口問題研究所によって行われた「第4回全国家庭動向調査」では、1993（平成5）年の調査開始以来、初めて「男は外で働き、妻は主婦業に専念」という項目に賛成する既婚女性の割合が増加した。
 - 20) 落合恵美子『21世紀家族へ 家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣選書、2004年（第3版）、129-130頁

引用・参考文献

- 阿木曜子『プレイバック PART Ⅲ』新潮社文庫、1985年
阿久悠『夢を食った男たち 「スター誕生」と歌謡曲黄金の70年代』文藝春秋、2007年
石田佐恵子『有名性という文化装置』勁草書房、1998年
石田佐恵子「メディア文化研究におけるジェンダー あるいはジャンル研究の含意」吉見俊哉編『メディア・スタディーズ』せりか書房、2000年、113-127頁
伊藤公雄『〈男らしさ〉のゆくえ—男性文化の文化社会学』新曜社、1993年
稲増龍夫『アイドル工学』筑摩書房、1989年

稲増龍夫「シミュレーションの快樂－現代アイドル文化考」『早稲田文学』8号、1990年、26-33頁
 稲増龍夫「SPEEDにみるアイドル現象の変容－「異性愛」から「自己愛」へ」北川純子編『鳴り響く性 日本のポピュラー音楽とジェンダー』勁草書房、1999年、155-178頁
 井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック』有斐閣、2007年（第4版）
 井上輝子「日本の女性学と「性役割」」『新編日本のフェミニズム3 性役割』岩波書店、2009年、1-42頁
 今田絵里子『「少女」の社会史』勁草書房、2007年
 上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房、2001年
 上野千鶴子編『脱アイデンティティ』勁草書房、2005年
 上野千鶴子「日本のリブーその思想と背景」『新編日本のフェミニズム1 リブとフェミニズム』岩波書店、2009年、1-52頁
 エドガール・モラン著 渡辺淳・山崎正巳訳『スター』法政大学出版局、1976年
 小川博司「アイドル歌手の誕生と変容」藤井知昭編『現代と音楽』東京書籍、1991年、89-106頁
 大塚英志『システムと儀式』本の雑誌社、1988年
 大塚英志『少女民俗学 世紀末の神話をつむぐ「巫女の末裔」』光文社、1989年
 小倉千加子『松田聖子論』飛鳥新社、1989年
 小倉千加子「三十三年目の「松田聖子論」」『文藝春秋』文藝春秋、2012年、196-202頁
 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房、1989年
 落合恵美子『21世紀家族へ 家族の戦後体制の見えかた・超えかた』有斐閣選書、2004年（第3版）
 加藤春恵子「フェミニズムと性表現」『新聞学評論』38号、1989年、47-88頁
 加藤春恵子「性的分業批判・らしさ固定批判・性的対象物批判」『マスコミ市民』280号、1992年、71-74頁
 加藤秀一『性現象論 差異とセクシュアリティの社会学』勁草書房、1998年
 神田法子『聖子』小学館、1986年
 斉藤正美「クリティカル・ディスコース・アナリシス－ニュースの知／権力を読み解く方法論－新聞の「ウーマン・リブ運動」（1997）を事例として」『マス・コミュニケーション研究』52号、1998年、88-103頁
 佐藤俊樹・友枝敏雄編『言説分析の可能性 社会学的方法の迷宮から』東信堂、2006年
 四方由美「「ジェンダーとメディア」研究におけるメッセージ分析」『マス・コミュニケーション研究』64号、2004年、87-102頁
 中野収『「スキャンダル」の記号論』講談社現代新書、1987年
 松田聖子『両手で聖子 SEIKO からのメッセージ』集英社文庫、1981年
 松田聖子『青色のタペストリー』CBS ソニー出版、1982年
 妙木忍『女性同士の争いはなぜ起こるのか 主婦論争の誕生と終焉』青土社、2009年
 諸橋泰樹『雑誌文化の中の女性学』明石書店、1993年
 諸橋泰樹「雑誌におけるジェンダーカテゴリーの構築」北九州市立男女共同参画センタームーブ

編『ジェンダー白書3 女性とメディア』2005年、214-236頁
山口百恵『蒼い時』集英社、1980年

The Barriers against Women Researchers and the Effective Measures for Supporting Them

— Interviews in a Japanese University —

Tomoko Matsunami
(Mukogawa Women's University)

This paper drew on interviews with women researchers in a Japanese university to explore what barriers are to continue their academic careers and what effective measures are to support them. Many informants mentioned that the most influential factors could be childbirth and child care for them to give up their academic careers and to unable to restart them. It was suggested that some means should be provided so that they can continue their careers after their childbirth even if they do not have child-care leave.

Some informants described that another barrier for them could be the difficulties in finding employment and promotion. While men traditionally are given sponsorship by those in senior positions, women are not usually admitted to this support system. Thus, it might be a good idea to create effective networks to support junior women researchers.

In addition, many informants suggested that role models have important influences to women for choosing their careers and for deciding to get married and have children. For increasing role models for women, the number of women researchers need to be increased.

Mainly three proposals were offered; 1) The measures for supporting women should be considered in a way which draw understanding and support of men researchers. 2) For reflecting the real society, gender ratio in university researchers should be equal, so that sound working environment would be achieved. 3) The criteria for evaluating performance of researchers should be changed towards comprehensive evaluation of their performance including their private activities, because child care and nursing for elderly people are social contribution as well as good opportunity for improving their capacity of education.

Conventionally, supporting programs provided by Japanese government and universities have been considered for women researchers to be able to study and work like men researchers, however, such programs should be reconsidered. We need to ask whether the conventional image and work style of researcher is right or not and create new programs based on the answer. It was shown in the interviews that there are diversified cases of women researcher by academic fields, generation and private situations. Considering such diversity, many measures for supporting them should be offered.

女性研究者が抱える問題と有効な支援策

— インタビュー調査の分析より —

松 並 知 子

(武庫川女子大学)

1. 問題と目的

近年、研究や職場におけるダイバーシティが重要視されている。多様な人材、つまり、女性、外国人、障がい者、シニアなどが能力を十分に発揮し、活躍できる環境をつくることができれば、新しいアイデアや多様で柔軟な思考は生まれないという概念が主流になっているのである。大学においても、創造性の高い研究を行い、質の高い教育を提供するためには、多様な研究環境をつくる必要がある。しかしながら、2010年の時点で、日本の女性研究者の割合は13.6%と著しく少ない（内閣府，2011）。アメリカは34.3%、イギリス36.7%、フランス27.4%となっており、他の先進国と比較しても日本は際立って少ない。日本女性が研究職に就かない、あるいは研究を継続できない背景には何があるのだろうか。

女性大学教員を対象に分析した研究によれば、自己の専門分野に対する将来性への満足度や実際の研究成果は、2007年時点で1992年に比べ有意に増加しており、また授業に対する姿勢もより積極的になっていることが示されている（木本，2007）。欧米での調査でも、女性教員は男性教員よりも、教育に関し、より有能感が高く（Brennan, Robison & Shaughnessy, 1996）、報酬の面での満足度も高いことが報告されている（Oshagbemi & Hickson, 2003）。また、2008年に男女共同参画学協会連絡会が報告した調査結果では、「男女差別」が理由で離職・転職した女性研究者の割合は7.1%（男性は0%）と4年前に比べ減少していた。以上の結果を見ると、女性教員を取り巻く環境は改善されてきているように思われる。しかし、「任期付き職」が理由で離職・転職した割合は男性22.4%、女性32.6%と男女とも増加しており、特に女性の場合、現職の任期年数が、男性では5年以上が最多であるのに対し、1年が最多であり、また、3回、4回以上、所属を変更した割合は男性よりも多く、男性よりも雇用が不安定であるという傾向が見られた。また研究者総数に占める女性の割合は、1992年の7.9%に対し、2010年は13.6%と増加してはいるが、大学・大学院における女性比率は教授では12.5%、准教授では20.4%、講師では28.3%、助教では24.8%、助手では53.5%と、職階が高くなるほど低下する傾向があり（内閣府，2011）、また大規模大学や国立大学では女性比率が低い（江原，2009）。

以上のように、女性教員をとりまく状況は少しずつではあるが改善されてきており、彼女らの教育に対する熱意や満足度も概ね高いと考えられるが、男性と「同等」というには程遠い状況であるといわざるをえない。また個人的な状況においても性差が見られる。たとえば、男性の81%が既婚であるのに対し、女性はわずか53.3%であり、また男性の配偶者で最も多いのが無職（43.2%）であるのに対し、女性の場合は大学教員・研究者が51.9%と過半数を占めていた（都

河，2004)¹⁾。また、研究者としての全体的な満足度では、子どもがいない若手女性で特に低く、研究職への継続意向についても顕著に低いことが示されていた。都河（2004）は、その理由として、結婚や出産などを目前に控え、将来の不安を抱えて迷いを感じていることや、結婚・育児と研究を両立させている女性のロールモデルが少ないことを挙げている。男性研究者が専業主婦である妻のサポートを受けて研究や教育に専念しているのに対し、女性研究者は独身を通す、あるいは結婚していたとしても満足なサポートは得られず孤軍奮闘しているという状況を目の当たりにし、若い女性たちは「とても私にはできない」「自分はある風になりたくない」と悩んでいることが推測される。

女性教員対象の調査研究としては、小中高校の教員対象の先行研究には蓄積が見られるが、大学教員を対象にした研究は近年ようやく始まったばかりである。先駆的な研究としては、文学、法学、経済学、理学、工学、農学、医学の女性研究者 3100 名を対象にした調査（猿橋・塩田，1985）がある。また、その後の女性研究者の研究・教育環境の変化を明らかにするため、原ひろ子らが 1996～7 年に大規模な質問紙調査を実施している（原，1999）。その後、文部科学省が科学技術振興調整費による女性研究者支援事業を全国の大学で展開するにつれ、男女共同参画や女性研究者支援を目的に、大学教員を対象にした多くの調査が実施された²⁾。しかし、インタビュー調査など「生の声」を収集したものは少なく、また調査結果を詳細に分析したり、学術論文の形にまとめたものは少ない。本研究では、現役の女性研究者のインタビュー調査を通し、個人的な状況も含め、彼女らが抱える問題や障害を詳細に分析し、有効な支援策とはどのようなものかをインフォーマントと共に考察することを目的とする。

2. 方法

1) 調査協力者

A 県の X 大学³⁾ の女性研究者 278 名に対し、E メールを送付し、女性研究者支援についての意見を求めた。その際、より詳細な意見を集めるためにインタビュー調査を実施する旨を伝え、協力者を募った。その結果、71 名（25.5%）から E メールでの返信があり、24 名（8.6%）が調査の協力に応じた。インフォーマント（調査協力者）のプロフィールを表 1 に示す。

表 1 対象者のプロフィール

	研究分野	職業	年齢	婚姻状況	子どもの有無
A	理工系	専任教員	40 代	未婚	なし
B	理工系	専任教員	40 代	未婚	なし
C	理工系	博士研究員	30 代	未婚	なし
D	文系	専任教員	40 代	未婚	なし
E	文系	専任教員	30 代	未婚	なし
F	文系	専任教員	50 代	既婚	あり
G	文系	専任教員	40 代	既婚	あり
H	文系	専任教員	40 代	既婚	あり
I	文系	専任教員	30 代	既婚	あり

	研究分野	職業	年齢	婚姻状況	子どもの有無
J	理工系	専任教員	30代	既婚	あり
K	理工系	専任教員	40代	既婚	あり
L	文系	専任教員	40代	既婚	あり
M	文系	専任教員	30代	既婚	あり
N	文系	専任教員	40代	既婚	あり
O	文系	専任教員	40代	既婚	あり
P	文系	専任教員	40代	既婚	あり
Q	理工系	専任教員	40代	既婚	なし
R	理工系	博士研究員	30代	既婚	なし
S	理工系	専任教員	40代	既婚	あり
T	理工系	専任教員	30代	未婚	なし
U	理工系	専任教員	30代	既婚	あり
V	理工系	技術職員	30代	既婚	あり
W	理工系	博士研究員	30代	既婚	なし
X	理工系	博士研究員	20代	未婚	なし

*プライバシーに配慮し、医薬保健系は理工系に含めた。

2) 手続き

2009年2月末～3月、インフォーマント2～3名に対し、インタビュアー1名、記録者1名という形のグループ・インタビューを計10回、実施した。グループ・インタビュー⁴⁾とは、インタビューの実施者が、自ら構成した質問項目に依拠して、インタビュアーと参加メンバーとの相互作用に基づくデータを収集し、最終的には仮説やモデルを提出することをめざす方法であり、個別インタビューよりも、より日常に近い語りが得られるといわれている（田垣，2007）。グループインタビューの利点としては、①参加メンバー間に相互作用が生まれ、語りが活性化されること、②インタビュアーが発言の様子を観察できること、③低コストで豊富なデータを得られること、④インタビュー自体が参加メンバーにとって、刺激のある経験になりうることなどが挙げられる（Flick, 1995；鈴木，2002）。一方、他人の評価を気にして率直な意見が述べられないという欠点も考えられる。そこで、個人的な意見を述べやすいよう、家族構成や研究分野などが、可能な限り、同質の人同士を1つのグループにすることを心がけた。

インフォーマントには調査の趣旨を説明し、「一般論ではなく、自分自身の体験や考えをできるだけ率直に語ってほしい」と依頼した。また、プライバシーは厳守としたうえで、結果の公表の範囲について了解を得た。1回の所要時間は1時間～1時間半であった。インフォーマントの承諾を得たうえで、インタビューの内容はICレコーダーに録音し、トランスクリプトを作成した。

主な質問項目は、①女性研究者としてこれまでに障害になったこと、現在抱えている問題、②有効だと思われる女性研究者支援策であった。

3) 分析

分析は、佐藤（2008）と戈木クレイグヒル（2006）を参照し、次のように行った。まず、トラ

ンスクリプトに対しコーディングを行った。次に、文字データをバラバラに切り離し、同じコードをもつデータ同士をひとつにまとめた。その後、各コードの類似性や関連性を分析しつつ、ストーリーを再構成した。

3. 結果と考察

1) 女性研究者が抱える問題

1-1) 出産・育児に対する障害

研究の世界では、表面的には性別に関係なく公正な競争が行われていると認識されている。そのため、研究職に男女差があるのは性別そのものに起因するというよりも、出産・育児を経験した女性が性別分業のもとで業績をあげることや研究を継続することができなくなったり、結婚した女性は研究で食べていく必要はないとみなされることによるものであると考えられている（早稲田大学女性研究者支援総合研究所，2007）。実際、分野を問わず、研究を継続するために出産をあきらめたり、研究に没頭しているうちに出産の機会を逃したというケースが複数見られた。特に理工系の場合は、実験室やフィールドに出なければ研究できないため、出産や育児で休んでいる間に研究の流れから遅れてしまい、もう研究職に戻れなくなる人が多い。そのため、最初から出産を考えている女性は、大学ではなく、企業に就職する人が多いとのことであった。

迷いというよりも、産めないと思いました。明確に。（中略）それではいけないのですね、本当は。ワーク・ライフ・バランスがとれる人がなれる職業であってほしいとは思いますが。（理工系、専任教員、既婚子どもなし）

そのような状況で出産・育児に挑戦した場合でも、育児休業は全く取得できなかった、あるいは、ほんの短期間しか取れなかったというケースがほとんどであった。学生の成績評価を終えた直後に出産し、8週間の産休直後の新学期からすぐに復帰したという強者も存在した。京都大学でも2007年4月までの期間で育児休業を取得した女性研究者は8名しかおらず、平均取得期間も4カ月という短さであったことが報告されており⁵⁾（京都大学女性研究者支援センター，2008）、全般的に研究者は育児休業が取得しづらいと考えられる。育児休業が取れない理由としては、①研究の流れに遅れてしまう。休んでいる間、業績が積めない、②学生の指導を任せられる代替要員がいない、③職場の周囲の人に対して気兼ねがある、などの職務・研究上の理由以外にも、④長期間、在宅して、家事・育児をひとりでこなすという状況に耐えられない、⑤育児休業中は収入が半減するので経済的に厳しいという個人的な理由も挙げられた。②③に関しては、表面的には女性の出産・育児に理解を示すような社会の風潮が増しているにもかかわらず、急激に非常勤講師を削減している現在の大学の状況を考慮すると、「表立っては誰も反対しないだろうけれど、とても言い出せない」「非常勤なんてとんでもない」という声が多く聞かれた。育児休業中の給与は無給になるのだから、大学側はその分の資金で代替要員を雇用することは可能であるはずなのだが、「周囲の雰囲気を見ると、とてもそのような主張はできない」というインフォーマントが多かった。実際には、代わりに授業を担当する研究者を海外⁶⁾から呼ぶことで、

1 年間休業できたというケースも 1 件あり、金銭的・制度的には可能であると考えられる。にもかかわらず、育児休業が許容されるような雰囲気がまだ浸透しているわけではないことが示唆された。また、代替要員が見つかるかどうかは、研究分野や大学の立地条件（都会にあるのか地方にあるのか）によっても状況が異なると考えられる⁷⁾。育児休業を取得したくない理由として、「研究も仕事もできないというのは、かなりストレスがたまると思う。だから、育児休業が取れる環境にあったとしても取りたくない」「取れる環境よりも、取らずにやっていける環境を整備してほしい」という意見が述べられた。数か月研究を休めばもう最先端の研究環境に戻ることはできないという理工系の研究者からも、また経済的な理由から育児休業取得を希望しない人⁸⁾からも「育児休業以外のサポートがほしい」という声が聞かれた。大学もせめて一般企業並みに育児休業を取得できるような雰囲気やサポートが必要である。また同時に、育児休業以外の選択肢も提示できるようなシステムを早急に構築すべきであろう。たとえば、出産後の研究者に対しては、授業や事務・管理業務の負担を軽減する、研究業績に対する評価を変更する、自宅でも研究や仕事ができるようなサポート体制を整える、TA などの支援要因を配置するなどの具体的で多様な支援が必要である。それらが実現して初めて研究職を選択する女性が増えるのではないだろうか。

育児支援体制が不十分であるために不利益を被るのは、当事者たちだけではない。同じ職場にいる独身研究者は時間的・体力的に余裕があると思われ、入試業務や出張、急な代役（研修講師など）を依頼されることが多いという。同じ職場に育児中の女性がいる場合だけでなく、就学前の子どもをもっている男性研究者がいる場合でも、仕事のしわ寄せがくるという声も聞かれた。そのような状況が一層出産しづらい雰囲気を促進し、ひいては研究職を選択する女性を減らしていると考えられる。

1-2) キャリア継続に関する問題

人事に関しては、男女に関係なく、業績や実力がある人が採用されるとされているが、実際は必ずしもそうではないという声も多く聞かれた。京都大学の調査では、女性のほうが常勤研究職を得るまでの年数は長く、応募回数が多いことや、男性は指導教員の紹介で就職する割合が高いのに対し、女性は公募で就職するケースが多いことが報告されている（京都大学男女共同参画企画推進委員会、2007）。

（男性と女性が）同じ力では今の大学の体質だとなかなか採ってもらえない。そうするとかなり男性よりも頑張らないといけないということになると、やはりシングルでずっと研究を重ねていくなど、男性よりも何倍も努力しなければいけないみたいなどころがあって、そういう意味でも公募のときに、分野にもよるんですけど、やはり男性の方が種類が多い。（文系、専任教員、既婚子どもあり）

就職や昇進の際に、男性の方が有利になる背景には何があるのでしょうか。イギリスの大学での調査によれば、大学内には、父が息子に家督を譲るように、上位の地位に就く男性が後輩の若い男性を支援するという家父長的支援システムが存在し、女性はそのシステムから排除されてい

ると報告されている（Bagilhole & Goode, 2001; Raddon, 2006）が、自分より下のポジションの人を採用するときは、自分の「後継者」が欲しいと思う傾向があり、後継者としてはやはり自分と同じ男性を選択するのであろうと分析する意見もあった。人事権をもつ地位に女性が少ないことが、女性の採用が難しくなる原因であると考えられる。また、女性には経済的自立を求めない代わりに、結婚によって経済的安定を図ることを促す性別役割分業規範があり、それが男性を優先的に雇用する要因の1つになっているという指摘もある（大理, 2010）。出産・育児が研究継続の障害になっていることは上述したが、経済的にすでに安定しているとみなされる既婚女性が一層就職しづらい現状を考えると（大理, 2010）、結婚もまた女性にとっては研究継続の障害になっていると思われる。実際、有配偶率は、女性の方が有意に低いという調査結果も見られる（佐藤・藤森・河野・米澤・白川, 2007）。

女性が就労を継続するには、周囲のサポートや就労状況だけでなく、女性本人の就業意識が重要な要因であることが示されているが（松並, 2012）、女性のほうが、経済的に自立することに対して強い思いがなく、地に足がついていないのではないかという指摘もあった。

女性がやはりパーマネント（な職）に就きにくいという状況はもう厳然とした事実としてあって、それを差別と言えば差別ですけれども。ただ…どうですかね。これははもともとパーマネントなポジション、特にアカデミックなポジションは少なくなってきましたから、男性も女性もあぶれてはいるのです。男性の場合には、そのときにやはりあるところで吹っ切って、民間でも企業でも行かざるを得ないという選択肢を取るわけですからね。（理工系、専任教員、既婚子どもなし）

女性の教員や研究者が少ないことは、女子学生たちにとってロールモデルが少ないということになる。また、「大学教員は男性の仕事である」という言外のメッセージを彼女らに送っているともいえる。本調査においては、研究職を選択した理由、また研究を継続しながらも出産した理由として、ロールモデルの影響が大きかったと語ったインフォーマントが多かった。先行研究においても、自分にとっての最良の大学教授として、女子学生は男子学生に比べ、有意に女性教員を選ぶ傾向があることが報告されており（Das & Das, 2001）、教員の性別は学生に影響を及ぼしていることが考えられる。実際、ロールモデルが少ない分野に敢えて進んでいる女性研究者たちは、「他人のことはあまり気にしなかった」「横並び志向があまり好きではなかった」と語っており、強い意志をもってキャリアを選択してきたことがうかがえる。一方、妊娠中に、何人かの女子学生から「仕事をしながら出産することが可能だったら、自分もそうになりたい」と言われたり、反対に「先生は大変そうだから、教員になれない」と言われるなど、ロールモデルとしての自分を意識している声も聞かれた。

2) 環境改善のための提案

2-1) 男性の意識改革

若手研究者を対象にした調査では、目標値を設定した女性教員の積極的採用、つまり、ポジティブ・アクション⁹⁾には、女性は賛成、男性は反対が多数を占めたことが報告されている（早稲

田大学女性研究者支援総合研究所，2007)。男性研究者にとって、女性研究者支援は他人ごとであり、反対はしないまでも協力しようという人は少数であろう。また、昨今の厳しい雇用状況の下、安定した職を得ることに困難を感じている男性も多く、女性を優先的に採用することは「逆差別」であると批判する声もある。ポジティブ・アクションについては、第3次男女共同参画基本計画で、2020年までに指導的立場の女性比率を30%に上げるという目標達成のために、継続して推進することが明記されているし（男女共同参画局，2010）、国立大学協会の提言においても、国立大学の女性教員比率を20%以上に引き上げることを目指しつつ、少なくとも2015年までに17%以上に上げることが達成目標として設定されている（国立大学協会，2011）。確かに、女性比率が上がれば、職場環境や働き方に対する意識が変わることが考えられるので、女性教員を増加させることは有効な手段であると考えられる。ただ、ポジティブ・アクションについては、「女性研究者支援を強調すればするほど、男性の反発を招き、女性研究者がいづらくなるのではないか」、「特別扱いはしてもらいたくない」という声も聞かれ、単純に数を増やそうという政策への懸念も見られた。

現状では、育児中の女性に対する配慮は依然として少なく、実際、保育園に子どもを迎えに行かなくてはならない5時半を過ぎても会議が終わらず、やむを得ず中座することにより、発言権を失ってしまうことが度々あるという指摘もあった¹⁰⁾。またセンター試験や入試など、週末や夜間に仕事をしなければならない場合、子どもを預ける場がなく大変不便なので、そのような場合の配慮をしてほしいという要望が多く提出された。そのような状況が改善され、育児への「配慮」がなされるようになるためには、男性の育児参加や育児休業取得を奨励し、「女性のための支援」という形ではなく、男女どちらも利用できる「育児支援」、あるいは全ての研究者を対象にしたサバティカルのような休職制度を導入すべきだという提案もなされた。

男性の方が圧倒的に多い大学という職場で、いかにして男性たちの理解や共感を得るのか、どのように環境改善のために積極的に働きかけていくのかということが、今後の課題であろう。

2-2) トップ¹¹⁾の地位に就く女性の増員

環境改善のためには、トップの地位に就く女性を増やすべきだという意見も多く出された。実際、学部長や学科長の大半が女性であるという医薬保健系看護学科では、育児休業は「取るのが普通」という雰囲気であり、若い世代を中心に出産し休業する人が増えているという。

社会は男女半々なわけで、自由な知の環境である大学が繁栄するとするならば、やはりトップも男女半々になるべきであると思うのです。私はとりたてて女性、女性というのはあまり好きではないのですけれども、それはやっぱり男性の反感も買うでしょうし、あまり言いたくないのです。だけど、もし健全な社会のあり方を模索するのだったら、社会の構成員である男女の比率を、やはり大学でも反映すべきだと思うのです。（文系、専任教員、既婚子どもあり）

科学技術系専門職を対象に実施した調査では、女性研究者が少ない理由について男女で見解に差異が見られた（男女共同参画学協会連絡会，2008）。たとえば、「家庭と仕事の両立が困難」は

女性 66.2%、男性 53.6%、「育児期間後の復帰が困難」は女性 46.6%、男性 30.4%、「業績評価等について育児・介護等に対する配慮がない」は女性 36.2%、男性 20.6%、「評価者に男性を優先する意識がある」は女性 36.0%、男性 15.7%、「ロールモデルが少ない」は女性 34.2%、男性 17.9%と、女性が困難と考えている問題を男性はそれほど重視していない傾向が見られた。一方、男性がより重視している問題は、「男女の適性の差」（男性 19.9%、女性 12.5%）、「研究職・技術職のイメージがよくない」（男性 16.4%、女性 6.5%）、「男性の比率が高い」（男性 19.5%、女性 16.4%）であった。以上のように、女性にとって何が困難であるか、何が有効な施策であるかについての認識は、男女によって大きく異なっており、発言権や決定権を持つ地位に就く女性が増えるだけでも、意識や制度に変革が生じる可能性があることが示唆された。

2-3) 出産・育児支援

週末や夜間に、学内で講演会などのイベントを実施する際や学会参加の際に、託児を実施してほしいという要望は出されたが、学内に保育施設を設置してほしいという意見は多くなかった。長時間子どもを預けて働くことを奨励されるよりも、学内の雑務や授業のコマ数を減らす、あるいは、業績評価基準を変えることで、できるだけ子どもと一緒にいる時間を増やしてもらうほうが有難いという意見が述べられた。現在は、たとえ産休中であっても、育児で多忙な時期であっても、業績は積まなければならない、研究費は取得しなければならないという風潮が強い。そのような評価基準こそを変えてほしいという要望が提出された。

女性ってやはり産める期間というのが決まっています。男性だとばりばり業績を積めるのですよね。それを1年とか、子供が生まれれば少しずつそういうのを割かないといけなくなって、当然時間的には少なくなってくる。それを理解してもらわないと、さぼっているわけではなくてね。でも、同じところで切って、女性は業績が少ないとか、そんなことで判断、当然されてしまっているでしょう、現状としては。（文系、専任教員、既婚子もあり）

なんとかキャリアをダウンさせないでという支援はしてくれていて、それはキャリアを当然継続していく意味では重要なだけけれども、しかしながらもうすでにばんばんという段階で、キャリアダウン¹²⁾がないというのはやっぱり。やりたい人に対してこういうサポートというのはすごく大事、実際ないといけない。でも私はこの間、大した業績も上がらず、本当に業績のところに「子育て」と書こうかというような状況ですけれども（笑）。（文系、専任教員、既婚子もあり）

分野を問わず、子どもが幼い間は研究が遅れてしまうという悩みが述べられた。大学側は「育児支援」として、出産直後の女性に研究費を支給するなどの措置を講じているが、そのような業績向上のための支援ではなく、一定期間は研究業績が低下することを許容してほしいという意見が述べられた。あるインフォーマントは「子育てで多忙な間は業績が減っても仕方がない。育児や介護は一種の社会貢献であるし、教育者として人間として良い経験であるというような評価をしてほしい」と語った。

それ以外の提案としては、同じ女性研究者同士で情報交換をしたり、育児の悩みを共有できるような場所と手段が欲しいというものがあった。民間企業などと違い、大学教員はそれぞれ独立した仕事をもっており、自分の研究室にこもっているということが多いため、プライベートなことを話す機会は少ない。また独身の人や男性教員がいる前で、「母」の顔を見せたくないという意識も見られた。子どもが病気になっても、「子どものせいでは意地でも言うものか」という思いがあり、必死の思いで授業を実施したという経験談も聞かれた。女性研究者によく見られる傾向として、パートナーと別居しているケースが多い。パートナーもまた研究者である割合が高く、また研究職のポストは少ないため、勤務場所にこだわってられないからである。京都大学では女性教員の25%が、東京大学でも22.1%が別居結婚をしていることが報告されている（京都大学男女共同参画企画推進委員会，2007；東京大学男女共同参画オフィス，2009）。子どもがいる場合は、母親である女性研究者がひとりで育児をしている場合も多く、育児の大変さは想像に難くない。

以上のように、女性研究者にとって出産・育児は大きな障害になり得るため、いつ出産するかは切実な問題であるが、理工系・文系の双方から、大学院在学中が最適なのではないかという意見が述べられた。実際に、大学院生時代に計画的に出産したという例も見られた。ただし、パートナーも大学院生である場合は、出産・育児が可能になるだけの経済的余裕がないので、欧米のように、大学院生に対し給与を支払うべきだという案が複数提出された。

博士の人にきちんと給料と住宅を与えれば、結婚できるし子育てもできるのです。博士課程なんて1年でも2年でも育休を取っても、誰も文句言わないわけです。今の状況だと、博士だと無給だし親のすねをかじっていて、結婚も子育てもできないという状況で、しかも博士のときに頑張って、その後ポスドクやって、ようやく常勤に就けたとなると、もう35（歳）とかです。（理工系、博士研究員、既婚子どもなし）

3) 女性研究者をめぐる多様な状況

3-1) 研究分野による違い

本調査のインフォーマントの所属・研究分野は多様であったが、共通する問題は多かった。ただし、研究スタイルや研究環境、あるいは各分野内での「常識」など、分野による違いも多く見られた。特にジェンダー意識やハラスメントに対する認識などは、文系、理工系、医薬保健系、それぞれに明確な差異が見られた。理工系の女性研究者たちは口をそろえて「性別を意識したことはそんなにない」「男性だから女性だからどうというふうには感じたことはない」と述べ、またハラスメントにあたるような不快な言動を受けたこともないと発言した。理工系では全般的に女性の割合が低く、女性も男性と「同じように」研究や仕事を遂行する存在とみなされている、またそれができない女性は適応できないような環境であることが推測される。「ハラスメントになるかもしれないことを言われても聞き逃しているかもしれない」という発言もあり、男性に囲まれ男性のルールに従って頑張っている女性たちは「自分が女性である」ことをあまり意識していないのかもしれない。あるいは、それを意識しては適応できないような環境であると考えられる。その分、「女性だからこそ」の出産や育児について「特別な措置」を要求するのは、文系

以上に難しいことが考えられる。一方、文系の研究者からは、「独身の女は仕事ができないと何回も言われた」「結婚した女は駄目だと言われた」「男性教員の意識は全く男女共同参画の意識ではない」という発言が聞かれ、男性教員に対する啓発活動がもっと必要であることが主張された。文系においては、良くも悪くも、「女性である」ことを男女ともに意識していると思われる。言い換えれば、産む性である女性を意識することで、差別も生じやすい反面、出産や育児に対する支援にも気付きやすいといえるかもしれない。京都大学の調査では、理系の女性教員・女子学生のほうが、文系に比べ、性差別を感じていると報告されているが（京都大学男女共同参画企画推進委員会、2007）、本調査のインフォーマントからはそのような声は聞かれなかった。「男性と同じように」ということは何を意味するのかについて、より詳細な検討が必要であろう。

3-2) 世代による違い

全般的には、女性研究者は男性と比較して就職が難しいという意見が多かったが、今回のインフォーマントの中では最も若い世代である20代～30代の理工系の博士研究員は、「同級生の中でも、男女の差なく、みんな同じように就職していった」「子どもができるまでは、そんなに大きな差はない」などと述べ、若い世代では状況は変わりつつある可能性を示唆した。また、別の30代の専任教員は「夫が協力するのは当たり前になっているので、育児も楽になっている」から、研究者だからといって結婚や出産をあきらめるようなことはないと言った。

私の同期は7人の女性がいたのですけれども、みんな結婚していますし、子供も、いない人もいますけれども普通に。普通にというか、産めないということは聞かないです。切実ではないですね。（理工系、専任教員、既婚子どもあり、30代）

若い男性教員が、育児のために昼休みに保育園に通う、あるいは早く帰宅するという例が増加しているという声も複数聞かれ、大学内の男性教員の意識は、若い世代を中心に変わってきていると思われる。また、政府が少子化対策を実施するなど、出産や育児を奨励するような社会的風潮もあり、表立って出産・育児休業取得に反対するような人はほとんどいないということも、若い世代が結婚や出産をためらわない要因の1つかもしれない。ただし、上記のような例は、自分あるいはパートナーが経済的に安定しているという条件付きである。

4. 結論

本研究の目的は、大学に勤務する女性研究者の意見を直接聞くことにより、彼女らの抱える問題や障害を分析し、どのような支援策が有効かを検討することであった。未婚・既婚を問わず、多くのインフォーマントが、大学での研究継続を断念する、あるいは、研究生活に戻ることができなくなる最大の要因は出産・育児であると語った。また、研究者は他の分野で働く女性と比べ、育児休業が取得しづらい状況にあるが、その要因は多様であり、必ずしも育児休業を取得しなくても育児と研究・仕事を両立できるような制度を確立することが必要であることが示唆された。

就職や昇進が男性以上に困難であることが、キャリア継続の障害になっているという意見も多

かった。その要因の1つとして、女性は男性と同等の人的支援が得られないことが挙げられるが、単に就職や昇進がより困難になるという問題だけではなく、支援が得られないことによって女性本人の自信がくじかれてしまうという精神的な影響があることも指摘されている（Raddon, 2006）。またその背景には、「女性は結婚することにより経済的安定を得ればよい」とする性別役割分業規範があるが、その規範は無意識のうちに女性本人にも浸透しており、経済的自立の達成に関し、どこか「甘え」があるのではないかという指摘もあった。年配者や上位者からの個人的な支援を得られにくい女性たちに対し、フェミニストや女性ネットワークが人的支援を行っているが、このようなネットワークは政治的な団体とみなされるため、抵抗感をもつ女性が多い（Raddon, 2006）。また、「男女共同参画」や「ジェンダー」という言葉に抵抗感が示されたことも報告されている（早稲田大学女性研究者支援総合研究所, 2007）。本調査においても、ジェンダーと聞くと「こわい」「女性の権利をものすごく主張してくるという押し付けがましい雰囲気がある」「引いてしまう」などの否定的なイメージがあるという声が聞かれた。このようなイメージを払拭し、女性を有効に支援するネットワークをどのように構築していくかということも今後の課題であろう。

ロールモデルとなる得るような女性の先輩の存在が、女性のキャリア形成にとっていかに大きいということも示された。ロールモデルを増やすため、また、女性への人的支援を増やすためにも、女性研究者の数を増加させることが急務であると思われる。ただし、単純に女性比率を上げようとするだけでは男性研究者の反発を招き、却って女性研究者の研究環境を悪化させる可能性もあるので、有効なポジティブ・アクションの方法については、今後より検討する必要がある。

また、育児や介護で多忙な状態にあることへの配慮やハラスメントに対する意識など、男性の意識改革への要望も強かったが、それを実現するには、発言権や決定権をもつ地位に就く女性たちを増やすことが有効であると考えられる。イギリスの大学での調査でも、高い役職に就く女性や同僚が増加することにより、労働環境が実質的に改善されたという報告もある（Raddon, 2006）。ただし、女性が増えることで「自然に」制度や設備が整備されることを待つだけでは不十分である。現在、研究資金の獲得や業績などがより重要視されるなど、研究者への圧迫は強まる傾向にあるが、より質の高い研究や教育を達成するためには、育児や介護に従事しているような「多様な人材」を許容する環境が必要である。多様な人材を確保し、またワークライフバランスを実現するためには、研究活動のみではなく、個人的な活動をも含め包括的に教員を評価するような、新しい体制を実現することが必要である。育児・介護を担う男性が今後ますます増加することを考えると、ワークライフバランスの実現は男女双方にとって急務であろう。

従来の女性研究者支援プログラムは、女性研究者を既存の「研究者」に近づけ、男性研究者と同等の労働や研究をさせることを目指してきた（今田, 2008）が、従来の研究スタイルを問いなおし、研究分野や世代など多様な状況に合わせた多様な支援が必要であると考えられる。理工系と文系では研究スタイルや風潮、ジェンダー意識などに差異が見られた。また母親という立場は同じでも、パートナーと別居してひとりで育児しているケースや、両親と同居しているケース、外国出身のため相談相手が身近にいないケースなど多様な状況、多様な困難が語られた。すべての研究者を従来の「研究者」像に近づけるための支援ではなく、多くの選択肢を提示することに

より、それぞれに合った支援ができるような環境づくりを目指すことが重要である。

40代以上の研究者とそれ以下の若手研究者では状況が異なることも示唆された。京都大学での調査によれば、40歳未満では、本人が正規の常勤教員である、あるいは配偶者が常勤であると、子どもを有する割合が増えるが、40歳以上の世代においては、本人が正規の常勤教員であるほど子どもを有する割合が低いことが報告されている（今田，2009）。以前は研究者になるためには結婚・出産を断念せざるをえない環境があったが、現在では、経済的基盤が整えば結婚・出産は以前ほど大きな障害ではないのかもしれない。では、出産する女性研究者が増加しているかといえば、そうではない。30代以下の教職員では、性別、教職員の別に限らず、子どもがいる割合が低く、家族形成の困難や回避は若い世代一般の問題になりつつある（京都大学男女共同参画企画推進委員会，2007）。つまり、現在はむしろ、経済的要因によって出産を抑えるケースが増えていると考えられる。若い世代については、常勤・非常勤職の格差や有期雇用の問題など、経済的要因も含め、より詳細な研究を実施する必要がある。本調査は常勤教員を対象にしたため、若手研究者や非常勤講師の問題まで触れることができなかった。またインフォーマントに育児経験者が多かったため、介護の問題まで分析することができなかった。実際には、「今まさに介護の問題に直面しており、大変苦労している」、「高齢で出産したので、育児と介護がダブルで押し寄せている」というケースが存在した。また、本調査は女性教員のみを対象にしたため、男性の意見を聞くことはできなかった。インフォーマントからは男性の意識改革や男性からのサポートが不可欠であるという意見が多く出されたが、実際、育児中の女性を優遇することにより、男性研究者の負担が増加するということも考えられる。このような状況を男性がどのように見ているのかについても研究する必要がある。

今後も、多様な人材が豊富に存在し、ワークライフバランスが実現した研究環境を創出するためにも、より多くの女性研究者が活躍できるようにするためにも、より多様な状況をより多角的な視点で調査検討することが必要である。

引用文献

- Bagilhole, Barbara & Jackie Goode. The Contradiction of the Myth of Individual Merit, and the Reality of a Patriarchal Support System in Academic Careers: A Feminist Investigation. *The European Journal of Women's Studies*, Vol.8, No.2, 2001. pp.161-180.
- Brennan, Michael D., Robison, Cheri K., & Shaughnessy, Michael F. Gender Comparison of Teachers' Sense of efficacy. *Psychological Reports*, Vol.78 (1), 1996, pp.122.
- 男女共同参画学協会連絡会『科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査』2008。
http://annex.jsap.or.jp/renrakukai/2007enquete/h19enquete_report_v2.pdf（2012年3月16日閲覧）
- 男女共同参画局『第3次男女共同参画基本計画』2010。<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html>（2012年7月27日閲覧）
- Das, Mallika., & Das, Hari., Business Students' Perceptions of Best University Professors: Does Gender Role Matter? *Sex Roles*, Vol.45 (9-10), 2001, pp.665-676.
- 江原由美子「大学における男女共同参画施策に関するアンケート調査結果」『学術の動向』14(7)、2009、25-31頁。

Flick, Uwe. *Qualitative forschung*, 1995, Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH, (小田博志・山本則子・春日常・宮地尚子訳、『質的研究入門－〈人間の科学〉のための方法論』2002、春秋社。)

原ひろ子編『女性研究者のキャリア形成：研究環境調査のジェンダー分析から』1999、勁草書房。

今田絵里香「京都大学の女性ポストドクター」京都大学女性研究者支援センター編『京都大学男女共同参画への挑戦』2008、明石書店、75-103 頁。

今田絵里香「人文社会科学分野における次世代女性研究者育成－京都大学女性研究支援センター調査から－」『日本教育学会大会研究発表要項』68、2009、100-101 頁。

木本尚美「女性大学教員の何が変化したのか－1992 年調査と 2007 年調査の比較－」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』No.59, 2007, 177-178 頁。

国立大学協会『国立大学における男女共同参画推進について－アクションプラン－』2011。
<http://www.janu.jp/active/txt5/danjyo110210.pdf> (2012 年 7 月 27 日閲覧)

京都大学男女共同参画企画推進委員会『京都大学男女共同参画推進に関する意識・実態調査』2007。
<http://geco.adm.kyoto-u.ac.jp/data/research/> (2012 年 3 月 16 日閲覧)

京都大学女性研究者支援センター『京都大学女性研究者就労形態調査報告』2008。
http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/support/pdf/syurou_enq_2.pdf (2012 年 3 月 16 日閲覧)

松並知子「雇用問題におけるジェンダー」川島典子・西尾亜希子編『アジアのなかのジェンダー』2012、ミネルヴァ書房、43-63 頁。

内閣府『平成 23 年版男女共同参画白書』2011。
<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h23/zentai/pdf/index.html> (2012 年 3 月 10 日閲覧)

岡山大学男女共同参画室『岡山大学における女性研究者支援に関するニーズ調査』2010。
<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jinji/diversity/danjo/needchousa.html> (2012 年 3 月 16 日閲覧)

大理奈穂子「〈高学歴ワーキングプア〉は男性だけの問題か？非常勤講師／オーバードクターのジェンダー化された困難」『日本ジェンダー研究』第 13 号、2010、72-86 頁。

Oshagbemi, Titus., & Hickson, Charles., Some Aspects of Overall Job Satisfaction: A Binomial Logit Model. *Journal of Management Psychology*, Vol.18 (4), 2003, pp.357-367.

Raddon, Arwen., *Academic Journey and Gendered Stories: Careers in UK Higher Education, Gender Inequity in Academic Profession and Higher Education Access: Japan, the United Kingdom, and the United States*, Research Institute for Higher Education, Hiroshima University, 2006, pp.27-46.

猿橋勝子・塩田庄兵衛『女性研究者－あゆみと展望』1985、ドメス出版。

戈木クレイグヒル滋子『ワードマップ グラウンデッド・セオリー・アプローチ』2006、新曜社。

佐藤郁哉『質的データ分析法』2008、新曜社。

佐藤香・藤森宏明・河野銀子・米澤彰純・白川優治「大学教員と都市・地域 大学教員の生活実態調査の結果から」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』No.59, 2007, 45-50 頁。

鈴木淳子『調査的面接の技法』2002、ナカニシヤ出版。

田垣正晋「グループインタビュー」やまだようこ編『質的心理学の方法－語りをきく』2007、新曜社、114-123 頁。

田中敦子・松田聡・大谷加津代・戸田賢二・澤田美智子「女性研究者支援 産総研におけるニーズ－研究満足度のアンケート調査に基づく分析－」『研究 技術 計画』Vol.25, No.1, 2010,

107-120 頁。

東京大学男女共同参画オフィス『東京大学女性研究者アンケート調査結果報告書』2009。

<http://kyodo-sankaku.u-tokyo.ac.jp/activities/model-program/whitepaper/documents/QuestionnaireforFemaleResearchers.pdf> (2012 年 3 月 16 日閲覧)

都河明子『翔く－女性研究者の能力発揮』2004、ドメス出版。

早稲田大学女性研究者支援総合研究所『研究者養成のための男女平等プランに関する調査 (3) 若手研究者の現状と支援ニーズ調査報告書 (聞きとり調査)』『研究者養成のための男女平等プランに関する調査 (4) 若手研究者の現状と支援ニーズ調査報告書』2007。

付記

本調査は文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成事業」の助成を受けて実施された。また、本論文は、2009 年 8 月、日本心理学会第 73 回大会にて発表されたものを再分析し、大幅に加筆修正したものである。

謝辞

本調査の実施にご協力いただいた糸野妙子さん、また調査に参加してくださった女性研究者のみなさんに厚くお礼を申し上げます。

注

- 1) 文部科学省 2001-2002 年度科学技術振興調整費調査報告書『科学技術政策提言－科学技術分野における女性研究者の能力発揮』三菱総合研究所 2003 年 3 月 (研究代表者都河明子) を都河が分析したものを引用した。
- 2) たとえば、東京大学男女共同参画オフィス (2009)、京都大学女性研究者支援センター (2008)、岡山大学男女共同参画室 (2010)、独立行政法人産業技術総合研究所が実施した調査 (田中・松田・大谷・戸田・澤田、2010) の結果などが公開されている。
- 3) インフォーマントのプライバシーに配慮し、調査を実施した大学についての情報は明らかにしないこととする。
- 4) フォーカスインタビュー、あるいは、フォーカスグループインタビューともいう。
- 5) 京都大学の女性職員は、2007 年 2 月末までの期間に、241 人が育児休業を取得しており、期間も 1 年前後がもっとも多かったことが報告されている (京都大学男女共同参画企画推進委員会、2007)。
- 6) 国内では代替要員が見つからなかったため、海外在住の研究者が来日し、1 年間、大学近辺に在住して、授業を担当した。
- 7) 東京などの大都市では代替要員は見つかりやすいが、地方都市では、同じ分野の研究者は非常に少なく、遠方にいる研究者に転居してもらわなければならないケースが多い。
- 8) 京都大学の調査によれば、30 代以下の女性教員の配偶者の 4 人に 1 人は非常勤か無職であった (京都大学男女共同参画企画推進委員会、2007)。
- 9) アファーマティブ・アクションともいう。

- 10) 東京大学は、公的な会議は原則として 17 時以降は行わないと宣言している。2009 年 3 月 3 日発表「男女共同参画加速のための宣言」
http://kyodo-sankaku.u-tokyo.ac.jp/about/history/documents/Kasoku_leaflet_JP.pdf (2012 年 3 月 9 日閲覧)
- 11) インフォーマントたちの発言からは「トップ」という言葉が度々聞かれた。文脈から考察すると、トップとは「制度や施策を構築する際に権限をもっている地位」を指すと思われ、学長や理事、学部長などの管理職を中心に、場合によっては、教授職も含まれると思われる。
- 12) この場合の「キャリアダウン」というのは、「より質の高い研究を、より多くの業績を」と研究者として上昇し続けることを中断し、一定期間、研究に割く時間とエネルギーを軽減させることを意味していると思われる。

増田裕美子・佐伯順子編『日本文学の「女性性」』

(二松学舎大学学術叢書、思文閣出版、2011 年 3 月刊)

吉川 佳英子
(京都造形芸術大学)

本書は二松学舎大学東アジア学術総合研究所による共同研究プロジェクトの堂々の成果である。プロジェクトというのは 2006 年度から 3 年間にわたって日本文学と女性性の問題をめぐって開催された 6 回に及ぶワークショップのことで、ここでは延べ 13 人の研究者が発表を行い、また活発な討論が繰り広げられたという。従って 2011 年に学術叢書として思文閣出版より刊行された本書は、他に類を見ない野心的な構想の結実なのである。まずこの壮大なプロジェクトの実現と成果に拍手を送りたい。

そもそも『土佐日記』にみられる紀貫之の女語りをはじめとして紫式部や清少納言など、世界の文学史上においても日本文学の文学性は「女性性」と分かちがたく結びついている。にもかかわらず、日本文学の「女性性」が今日、十分に議論されているかと言えば必ずしもそうではないと編者の増田裕美子氏は指摘する。日本文学の根底にある「女性性」が近代文学ひいては現代の様々な文学作品の中に受け継がれているのは紛れもない事実なのだが。

本書は明確な三部構成になっていて、まず男性の手による「文学」作品の再検討、次いで表現者としての女性が構築した表象の分析、そして「文学」の枠組みを超えた現代の女性表現者たちの表象と社会的受容といった内容である。第一部の「「男性文学」の女性性」と第二部の「女性による表現世界」は極めて絶妙なバランスを呈していて、しかもアプローチはなかなか斬新である。第三部の「新たな展開」は、評者が特に果敢な試みと評価する点である。ライトノベルの類はこれまでサブカルチャーとみなされ、「純文学」と同列に語られるには常に何がしかの困難があったように思う。その境界をいとも易々と飛び越えてしまっているところに本書の企画者たちの、時代に対する感性の「しなやかさ」を見るのは評者一人ではないだろう。

さて、第一部では、まず男性作家による近代の文学、例えば三島由紀夫や夏目漱石といった名だたる男性作家の作品が市川氏や増田氏の論文において取り上げられ、その言説に見られる「女性性」や男性視点の女性表象のありようがジェンダー的観点から読み直される。なかでも太宰治の『女生徒』を扱った平石氏の論文が興味深い。平石氏は「空白」が「少女」の属性の一つであることを踏まえたうえで、「ロココ」概念の検討をとおして内面の空疎と退廃的な官能という「ロココ」自身の特質を確認し、さらにその特質を反転させて「孤高に美意識を貫く少女像」を巧みに指摘してみせる。19 世紀にヨーロッパで再評価された「ロココ」の概念、またユイスマンズのテキストを通して日本女性に付与された「ロココ」を効果的に紹介しつつ、この「ロココ」の概念の切り口から川端文学にも共通する男性視点の女性表象を批判的に取り上げることに成功している。

第二部では、壺井栄や松浦理英子といった現代に至るまでの女性作家の作品が菅氏や大貫氏によって取り上げられる。作品中の女性の表象が時代によりいかに変遷していくかなどが言及される。また佐伯氏は樋口一葉の文学の特徴がいかに海外の女性作家と共有する世界を持っているかを明らかにする。日本初の職業女性作家である樋口一葉の「書く女」としてのジェンダーのありようは、ヴァージニア・ウルフやマルグリット・デュラスといった英、仏の近代女性作家たちとの共鳴をみせる。ヴァージニア・ウルフ、マルグリット・デュラスと一葉はもちろん直接の影響関係がない三人の作家たちなのであるが、作品や生涯そして批評などから微妙な共通性が指摘される。実際、これら女性たちの文学を相互に比較することで、日本文学における「女性性」の普遍性的一端をかいまみることができるのだ。比較文学の研究手法のみが可能にする視野の大きな試みであり、それ自体、多分に魅力的なのだが、なにぶん限られたページ数でのことであり、例えばデュラスにおける「母と娘の関係」などはもう少し掘り下げて欲しい印象を受けた。とはいえ、比較のダイナミズムは批評における無限の可能性を大いに孕んでいることを強調しておこう。

第三部になると、狭義の「文学」の枠をこえて漫画などビジュアル的なものも含めての女性表象の分析がなされ、メディア時代の社会を視野におさめた女性表現の考察が示される。杉山氏や藤木氏による氷室冴子論、あさのあつこ論は極めて刺激的である。また目野氏の論文においては、市場調査をもとにした出版社の販売戦略とライトノベルとの関係にも迫っており、読者を迫力を持って啓蒙していく。実際、マーケティング主導のライトノベルの実体を分析することは、文学研究に新しい方向性を示唆し得る。商業主義的な成功への志向、すなわち作品の受け手への迎合が、「文学」を含めた女性表現に与える影響について、この論文は包括的に検討し社会的な視点から論じる。「文化現象」としての女性表現の研究には、従来の「文学研究」とは異なる新たな手続きが要請されることを指摘するとともに方法論の領域にも積極的に踏み込む。テキスト分析による「作品研究」ではなく、女性表現の社会的受容の様相をとらえようとすることによって、メディア時代における文学研究の新たな方向を示していると言えるだろう。

とはいえ、メディア時代における文学研究が従来の作品研究と訣別するわけではなく、従来どおりのテキスト研究も依然として豊かな研究の視点を保ちつつあるのはまぎれもない事実である。従って我々はかつての研究方法に加えて、より一層幅広い研究アプローチのバリエーションを今や得つつあると言える。このような多様な方面からの日本文学の「女性性」の研究が、今回の研究会、そしてその成果としての出版で終わることなく、今後も次々と続編が企画、展開され、編者が「あとがき」で述べているように、こうした研究が社会への問題提起となり続けることを切に願わずにはおれない。

藤井和佐編『農村女性の社会学

——地域づくりの男女共同参画』

(昭和堂、2011年5月刊)

富士谷あつ子
(京都生涯教育研究所)

本書は、農村と漁村における女性の地域リーダー・リクルートメントと活動指向・地域役割のあり方を探った労作であるが、農学領域の専門家というより地域社会学を専門領域とする著者の特色と課題がうかがわれる。

地方社会が疲弊し、集落の共同性までもが危機に陥るなかで、地域活性化、地域再生は喫緊の課題となっているが、そうしたなかで女性たちの起業などの地域活動が多数とりあげられ、女性たちは地域の担い手として認められるようになったものの、意思決定の場に女性の姿はほとんど見られないのが現状であると著者はみている。

第Ⅰ部では女性たちの地域における意思決定の場への参画状況について述べられており、第1章において制度的働きかけによるリーダー・リクルートメントとして、都道府県の代表的な行政施策である「農業士」育成事業の別枠の「女性農業士」の認定と活用を著者は取り上げ、「女性農業士制度は（地域の意思決定機構に）女性が参入するという形式的変化と、今までにないリーダーシップが発揮できるようになるという実質的变化があるという局面をとらえている。

第2章ではリーダー育成システムとリーダーの活動指向を取り上げ、家族経営の多いわが国の農業経営のなかにおける女性の参画は家族経営協定締結促進を背景にやや進んでいるものの、地域農業経営における参画は遅滞しているが、近年、農村女性施策を背景として、男性の多い地域役職である農業委員への女性の就任例が伸びている農業委員を取り上げている。

全国の女性農業委員比率第1位の長野県では「農村生活マイスター」であることが農業委員登用の条件になっているが、これは行政側の施策充実という側面ばかりではなく、マイスターたちの内的希求に基づくという側面もあり、女性リーダーが地域リーダーシップ構造のなかに組み込まれてきた例であるという。長野県の事例として、女性がマイスターに選ばれることにつながるネットワーク形成に、農村婦人学校が機能しているとみられるが、このネットワーク会長を経験することによって、イエやムラの代表者ではない立場でありながら、自分が農業委員になったばかりではなく他の女性の農業委員就任を実現したことが報じられている。この事例の女性は、ジェンダーや地域の支配構造を超えたハーブ栽培の成功という地域経済への貢献によって評価されたと著者は指摘する。

第3章においては、これまで取り上げられることが少なかった漁村における地域リーダーについて述べ、農業においては農作業の機械化等により就業者の生物学的性差の克服が進んだのに比べ、漁業では漁獲作業への女性の参加が容易ではないため、政府が漁業士認定制度を創設した当初から、女性は認定されにくいという。女性は陸地での就業が多い。

そうしたなかで岩手県で、ワカメ・昆布養殖・ホタテや牡蠣養殖など夫とともに家族で協業する女性が「指導漁業士」として認定されている事例があげられている。また、漁協女性部における活躍の評価によって女性漁業士に認定される地域もあり、男性が漁業士に認定される活動内容に比べ、役割分業の固定化が指摘されている。かたわら水産加工品の開発・販売によって女性の地位向上につながることで、漁協の理事に就任し地域内の利益誘導に成功している事例が報じられ、著者は「人材があれば女性でも選ばれる地域と、人材があっても女性を選ばない地域とでは、女性リーダーの意義・位置づけも異なってくる」と分析する。

第Ⅱ部では地域づくりと場の創造について述べられ、第4章では地域における男性の組織と女性の組織について、第5章では経済的価値と愉しみについて、終章では女性地域リーダーと地域社会のありかたについて論じられているが、著者が注目してきたことが女性の政治的意思決定の場への参画とリクルーメント・ルートの創出であると総括していることは意義深い。

ところで評者としては、以上の地域社会学的考察と著者自身が提示する今後の研究課題とは別に、そもそも著者が現代日本の農業問題のなかで喫緊の課題としていることは何かということと、都市から移住した農業者による新しいリーダー像や農業の企業化に伴う農業経営の変容、さらには農産物流通の国際化問題などの視点を伺いたいところである。評者自身が出会ってきた新しいリーダーたちの顔が、生き様が目に浮かぶのである。特に、国や自治体の諸施策の支援を超えた高学歴あるいは高実力の男女のリーダーたちの存在に、本書の著者はもっと注目してもよいのではないか。

農業及び農村地域社会問題を取り上げることは今、特に東日本大震災による地域破壊・地域汚染問題からの立ち直りを図る上でも、非常に重要なことである。国家権力や大企業の韜晦な責任回避に立ち向かうパワーを持つ農業領域のリーダーが、期待されているのである。実に東北の多数の農業者の暮らしを覆し、非農業者の生活の安全も奪った現実にどのように対応するか。本書で扱う女性リーダーがどのように男性と連携して戦えるのか。そもそも男女の居所が異なる社会生活ではなく、ともに生きつつ性別を超えて論じ合い、課題解決に実際に立ち向かうリーダーと、リーダーが浮き上がらない仲間たちとの運動の進め方にも言及して頂きたいところである。

多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活

——仕事の家庭のはざままで——』

(ミネルヴァ書房、2011年10月刊)

香 川 孝 三

(大阪女学院大学)

1 本書は男性学を専門とする研究者4名によって、1990年頃を境として変化してきたサラリーマンの働き方や生き方の実態を分析した本である。ここで言うサラリーマンは正規の従業員として働く男性労働者を指している。著者が実施した2つの生活史面接調査で55名が対象となっているが、その中には若干非正規労働者や女性が含まれているが、それらを除外した正規の男性労働者45名が分析の対象となっている。そこで統計的分析を採用しないで、ケーススタディーによって分析を進めている。これによって正規男性労働者の働き方や生き方をヴィヴィッドに表現できている。

2 本書は7つの章で構成されている。

序章(多賀太担当)では男性の標準モデルとされてきたサラリーマンの生活が、ポスト近代社会の現段階において、その働き方や家庭生活の在り方に変化がみられることと、その背景を指摘している。

1章(東野充成担当)と2章(村田陽平担当)では具体的にその働き方の変化を分析している。成果主義の導入によって長時間労働が求められると同時に家庭責任も果たすことが求められ、二律背反に落ち込んでいる状況を指摘している。つまり仕事へとはまり込む動きがある一方、ワークライフバランス政策によって家庭へと押しやる力が働いている。どちらを選択するかは自己責任によって決定されるべきとされるが、それは仕事へと引き込むための「隠れ蓑」となっている。

3章と4章(ともに多賀太担当)では、家庭責任を果たす上で代表的な問題である育児や子どもの教育に男性が参加する実態が分析されている。性役割分業規範が揺らぎ、男性も家庭責任を担うことが期待されているが、一方男性には家族の生活を支えるために稼ぐ必要があり、仕事と育児や子どもの教育をめぐって男性の葛藤にいくつかのタイプを生み出していることが指摘されている。

5章(佐々木正徳担当)と6章(多賀太担当)では、企業戦士や会社人間の世代からポスト会社人間世代への変化を議論している。会社から心理的に距離をおき、自己実現に働く意義を見つけ、さらに会社以外の世界に居場所を見つけようとしていることを指摘している。その結果自立的な働き方を目指すことになり、それは男性優位体制に親和的になる。そのために、これが必ずしも私生活の場での男女平等化促進につながらない場合がある。ジェンダー構造に与える影響を特定することが難しい。

3 本書の特徴として、編者は次のように整理している。サラリーマンの顔が見えるように具体的な生活事例と生の声を取り上げていること、職業生活と家庭生活のぶつかりあい、矛盾を抱え

ながらも、両者の調整がいかに図っているかという視点で、サラリーマンのメンタリティーやライフスタイルを分析していること、サラリーマンの生活の実態をジェンダーの視点からとらえること、さらに考察の対象が正規男性労働者であり、高学歴で比較的大きな企業で高い地位にある者であり、経済的には恵まれた層であることの4点に特徴があるとしている。そこにバイアスがかかっていることを前提として本書の評価をおこなって見てみよう。

- (1) 本書の考察の対象としている正規の男性労働者は、会社人間とされ長時間労働に従事している場合には家庭責任を負うことができない状況があったと思われるが、男性の職業生活と家庭生活の在り方は、職場や家庭の状況いかにによって、もともと多様ではなからうか。ポスト近代社会での多様性を本書は指摘しているが、旧来の性別役割分業が明確な場合であっても、妻が病気になれば夫は妻の役割のいくらは担わざるをえない。妻の役割だから夫は一切関知しないという夫婦はいないのではなからうか。そうなればその夫婦は離婚しているであろう。どこまで夫が妻の役割を担えるかという問題であり、それは職場や家庭の状況によって異なってくる相対的な問題ではないのであろうか。本書は1990年ごろを境として区分けをしているが、その前後とも、職場や家庭の状況によって多様なタイプがみられるのではなからうか。本書は1990年ごろを境として、その前後の違いを強調したいことから、前期の標準的なタイプをステレオタイプとして取らえすぎているかという問題を感じる。
- (2) 家庭を維持するうえで不可欠な用事はさまざまであるが、家事労働、子どもの世話や教育をいかにこなすかが中心となろう。それを支える収入が確保されていることが必要となる。職業責任と育児責任との葛藤から多様な育児へのかわり方を分析していること、「ケアラーとしての父親」や「チューターとしての父親」の分析は実態分析の道具として新しいものであり、注目するに値する。「チューターとしての父親」の言説の中にふたつの対照的なイデオロギーが含まれていることの指摘はおもしろい。つまり、夫婦が家庭内で平等に責任を負うべきとする考えと、それと対立する父親の権威の優位性を強調する保守主義的イデオロギーが含まれているということは、家庭内での夫婦の役割分業を強調する考えにつらなり、男女平等とは相いれない問題を指摘しており、興味深い。
- (3) ジェンダー学の立場から本書を見た場合、6章の「個人化社会における『男らしさ』のゆくえ」において、ジェンダーの視点から整理がされていることは評価できる。サラリーマンの職業生活と家庭生活に多様なパターンがあること、旧来のモデルである会社人間からライフコースが個人化して新しい働き方に移行しても、必ずしも男女平等には向かうことにはならないことを指摘している。むしろ男性優位の立場を強化するという指摘は重要な論点である。性別役割の固定化を批判して男性も家事労働に従事するとしても、所得を増やすためには男性が働かざるをえない状況が存在するし、男性が子育てに参加しても女性と対等に参加していない。ワークライフバランスが叫ばれている中で、このような指摘が男性学の立場から述べられていることは無視できない問題である。それはワークライフバランスの実現が不十分なためになのであって、今後ワークライフバランスが進んでいけば消滅する論点なのか、それとも日本のワークライフバランスそのものに問題があるためなのか、今後もこの論点は続くことになるのであろうか。
- (4) 本書の出版は男性学の成果が深まってきていることを示していると思われる。男性学は男

性の働き方や生き方を問題としてきた。男性学の初期のころは、「男性らしさ」を求められて
厳しい生き方を余儀なくされている現状を指摘することが多かったように思われる。つまり、
男性より差別をうけて女性が生きづらいとされているが、男性の働き方や生き方も大変なの
だという「男もつらいよ」という主観的思いを述べていたが、本書ではそれを超えて、サラリー
マンの働き方や生き方の背後にある社会状況を踏まえつつ、より高度な社会科学的分析を加
えている点で、男性学の進歩を本書は示している。

野口芳子著『卒論を楽しもう——グリム童話で書く人文科学系卒論——』

(武庫川女子大学出版部、2012年3月刊)

谷 口 秀 子

(九州大学)

野口芳子著『卒論を楽しもう——グリム童話で書く人文科学系卒論——』(2012)は、刺激的な本である。本書は、著者が長年実践している武庫川女子大学におけるグリム童話を研究対象とした卒業論文の作成指導の内容をもとに、文学をはじめとする人文科学の分野において卒業論文を執筆しようとする学生およびそのような学生を指導する教員を対象に書かれた、卒業論文作成のためのすぐれた指南書である。加えて、本書は、グリム童話研究およびジェンダー研究の啓蒙書としてもきわめて魅力的である。

本書の特色のひとつは、野口ゼミの学生たちのグリム童話を題材にした卒業論文が、論文の書き方のポイントを説明する際の具体例として多数引用されていることである。著者は、ゼミ生による多数の卒業論文を例にあげながら、研究テーマの選択とその扱い方、論文の構成と序論・本論・結論の書き方、考察の展開法、注や参考文献の書き方、校正の方法などについて、詳しく説明を行っている。

また、本書の後半の部分では、実際の卒業論文の要旨が多数紹介されており、バラエティ豊かな各論文の全体像をつかむことができる。紹介された多数の論文概要に対しては、著者の講評と解説が付されており、グリム研究者である著者による解説は、卒業論文で扱われたテーマをさらに深化させ、グリム童話やその社会的文化的背景に対して我々が抱いている固定観念を覆し新しい視点を提供してくれる。

最終章においては、過去の卒業論文で用いられた参考文献のうち使用頻度の高いものとして、347冊にもおよぶ文献リストが記載されており、まさに圧巻である。参考文献は、グリム童話に関するものの他、神話・伝説、民俗・風習・民間信仰、法律・裁判、魔術・妖術、ジェンダー・家族・結婚、キリスト教・宗教、服飾、色彩、身体、動物、植物、食材、天文・星、死生観、文化史に関するものなど多岐にわたり、著者の指導のもとにゼミ生が執筆した卒業論文がいかに広い視野を持って書かれたものであるかを、雄弁に物語っている。

このような参考文献の多様さは、本書においても表明されている著者の研究姿勢を反映したものに他ならない。著者は、文学を題材とした研究においても、作品内在的解釈や主観的見解にとどまらず、徹底的なデータの収集・分析にもとづいて客観性と論理的説得力のある論考を行うこと、そして、社会的歴史的な視点から考察を行うことを重視している。そして、このデータにもとづく客観的な論理構築と社会的歴史的考察という研究のスタンスは、本書で紹介されている多数の卒業論文の一編一編の中にも明らかに見て取ることができる。

本書のさらなる特色として、本書が、文学作品を題材とした研究にジェンダー学的視座を導入する方法をわかりやすく提示していることがあげられる。この方法論にもとづく論文指導の成果

は、結婚、性役割、男女のジェンダーのダブルスタンダード、女性・男性の描かれ方などのジェンダーに関わるテーマが、本書で紹介された卒業論文の多くで扱われ、明快な結論に至っていることから明らかである。学生たちは、グリム童話について自らが抱いた興味や違和感や疑問といった問題意識を出発点として研究を行うことにより、グリム童話に見られる社会的文化的価値観が現代の価値観といかに異なっているかを認識し、自分たちが今まで信じていた固定観念や価値観は普遍的なものではなく、「価値観とは時代によって社会によって変わるものであり、変更可能なものなのだ」(p.6) という視点を獲得していく。グリム童話という伝承文学の研究を通して固定観念を覆し価値観を相対化する試みは、学生たちを「女らしさ」「男らしさ」などの、時代や社会の期待を反映した固定的な性役割やジェンダーへの挑戦に向かわせる。学生たちは、グリム童話におけるジェンダーの問題に取り組むうちに、それがいかに社会的文化的そして時代的地域的に作り上げられたものであるかを明らかにし、因襲的な固定観念を転覆させていくのである。

さらに、本書において紹介されているグリム童話を題材とした卒業論文指導は、学生のエンパワメントにも大きく寄与しているように思われる。著者は、冒頭で、グリム童話を研究する意義のひとつとして、「自分自身の価値観を相対化して物事を客観視する能力が身につく」(p.6) ことをあげるが、自分で問題を見つけ、テキストを精読し、テーマに応じた対照表を作り、幅広い分野の多くの資料にあたり、説得力のある結論を出すという緻密で根気のいるしかし知的好奇心を沸き立たせるような作業が、学生たちの分析力や考察力を高め、「人生において非常に有用な能力」すなわち「価値観の確立に寄与する大切な能力」(p.6) を身につけることを可能にし、そのことが学生たちのエンパワメントにつながることは想像に難くない。また、卒業研究を通して獲得したジェンダー学の視点は、ジェンダーにとらわれない生き方や男女の両方にとって暮らしやすい社会の実現へと学生たちの目を向けさせることが期待できよう。

本書は、文学をはじめとする人文科学の多くの分野の卒業論文の執筆を目指す学生とその指導教員にとって大変有益な本であると同時に、ジェンダーとは何か、真実とは何か、文学研究とは何かなど、多くの示唆を与えてくれる貴重な一冊である。

日本ジェンダー学会会則

1997年9月13日制定
2006年9月16日一部改正

第1章 総則

- 第1条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。
第2条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

第2章 目的と事業

- 第3条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。
第4条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

第3章 会員

- 第5条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。
2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。
3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。
第6条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。
2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。
第7条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。
第8条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。
一 正会員 10,000 円
二 準会員 5,000 円
第9条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。
第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。
一 退 会
二 死 亡
三 除 名
第11条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。
第12条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

を除名することができる。

- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 2名
- 三 理 事 20名以内（会長、副会長、常務理事を含む）
- 四 常務理事 12名以内
- 五 監 事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
- 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 役員の任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

第5章 総会、理事会、常務理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任を受けたものを決定し、執行する。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

附 則

1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1（掲載省略）のとおりとする。

この役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2（掲載省略）のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

日本ジェンダー学会研究誌『日本ジェンダー研究』(JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN) 投稿規定

1. 投稿資格：本学会の会員
2. 用語：本文は日本語，レジюмеは日本語以外（当該言語を母語とする人の校閲を受けたものを提出）
3. 審査：編集委員が採否を決定
4. 原稿について
 - 1) 書式 日本文：A4・横書き 1 頁 40 字×40 行（本文 10 枚以内）
欧 文：A4・横書き 1 頁 80 字×40 行（レジюме 1 枚）
 - 2) 形式 章立て：1.
2. 1)
2)
3.
 - 3) 提出：コピー 3 部及び CD（Word ファイルを原則とする）
5. 論文名について：論文名は日本語とし，英語の題名を添える。
6. 注記及び参考文献表記方法
 - 1) 各引用箇所の右肩に¹⁾ /，²⁾ /。³⁾ をつける。
 - 2) 文献は引用番号順に論文末尾に一括して記入する。
 - 3) 雑 誌：著者名，「論文名」，編者名『雑誌名』巻，号，発行年（西暦），頁。
和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐって」日本独文学会編『ドイツ文学研究』12 号，1995 年，13 頁。
欧文例（英文）Klaits, Joseph. *Servant of Satan*. Academic Press, Vol.3, No.2, ed. by Bill Aspinall, Indiana University Press, London 1994, pp.21-25.
（独文）Schmidt, Andreas: *Die Poesie der Kultur*. In: *Zeitschrift für Volkskunde*, hrsg. von Gottfried Korff u.a., 92.Jahrgang. Bd. I, Göttingen 1996, S.67-70.
 - 4) 単行本：著者名「論文名」，『書名』，出版社，第__版（初版以外の場合），発行年（西暦），頁
和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店，1985 年（第 4 版），6 頁。
欧文例（英文）Klaits, Joseph: *Women's Studies*, Indiana University Press, London 1995, pp.31-35.
（独文）Mann, Thomas: *Buddenbrooks*, S.Fischer Verlag, Göttingen 1922, S.37.
7. 投稿原稿には必ず日本語以外のレジюме（40 行以内）を添えること。
8. 提出期限：3 月 31 日

以上の規定によることが困難な場合は，日本ジェンダー学会編集委員に問い合わせる。

2012年(平成24)年9月5日 印刷
2012年(平成24)年9月5日 発行

日本ジェンダー学会編集委員会

編集委員長 川口 章

編集委員 伊藤 公雄 進藤 久美子

野口 芳子 佐伯 順子

発行者 日本ジェンダー学会
(Japan Society for Gender Studies)

〒540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54

大阪女学院大学 香川研究室気付 日本ジェンダー学会事務局

Tel 06-6761-4052 Fax 06-6761-9373

E-mail kagawa@wilmina.ac.jp

ISSN 1884-1619

印刷所 大和出版印刷株式会社

〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2

Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377